

GCAS Report

Vol.14

Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN 2186-8778

2025

GCAS Report

Vol.14 2025

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻

研究ノート

- 6 東京大学理学部 2 号館旧蔵
日本動物学会関係資料群
—学協会アーカイブズの必要性と関連させて—
溝口 元
- 29 パフォーマンスのアーカイビングに関する一考察：
舞踊資料から考える
中村 友美
- 44 札幌市におけるマイクロフィルム文書管理の現状
高山 征季

書評

- 60 スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／
バーバラ・リード／フランク・アップウォード編、
安藤正人監訳／石原一則／大木悠佑／坂口貴弘／塚田治郎／平野泉／
保坂裕興／森本祥子訳
『続・アーカイブズ論
—記録のしくみと現代社会』
清原 和之
- 74 ラグナー・アウデンソンほか編著 久野和子監訳
『デジタル時代における民主的空間としての図書館、
アーカイブズ、博物館』
高津 魁士

報告

- 84 アーカイブズ学と出会い、学び、研究する
—大学院での 2 年間—
五十嵐 和也
- 89 入学から学位取得までの10年
齋藤 歩
- 99 米国とドイツの首都のアーカイブズを訪ねて
筒井 弥生

彙報

research note

- 6 Materials Pertaining to the Zoological Society of Japan,
Previously Stored in the University of Tokyo's,
Faculty of Science, Building No. 2 :
The Importance of Academic Society Archives

Hazime Mizoguchi

- 29 Documenting Dance Performances:
Visual Arts, Dance Notation and Moving Image

Tomomi Nakamura

- 44 The Current State of Microfilm Document Management in
Sapporo City

Motoki Takayama

review

- 60 Sue McKemmish, Michael Piggott, Barbara Reed, Frank
Upward eds., Masahito Ando, Kazunori Ishihara, Yusuke Ohki,
Takahiro Sakaguchi, Jiro Tsukada, Izumi Hirano,
Hirooki Hosaka, Sachiko Morimoto, trans.,
“Zoku-Akaibuzu ron: kiroku no shikumi to jouthoushakai”

Kazuyuki Kiyohara

- 74 Ragnar Audunson et al. eds., Kazuko Kuno et al. trans.,
“Libraries, Archives and Museums as Democratic Spaces in a
Digital Age”

Kaiji Takatsu

report

- 84 Encountering, Learning, and Researching Archival Science
-My Two Years in GCAS

Kazuya Igarashi

- 89 The Decade-Long Journey with Archival Science

Ayumu Saito

- 99 Archives Visit in the US and German Capitals

Yayoi Tsutsui

miscellany

108

研究ノート

research note

研究ノート

東京大学理学部 2 号館旧蔵 日本動物学会関係資料群 —学協会アーカイブズの必要性と関連させて—

Materials Pertaining to the Zoological Society of Japan, Previously
Stored in the University of Tokyo's, Faculty of Science, Building No. 2 :
The Importance of Academic Society Archives

溝口 元

Hazime Mizoguchi

キーワード

学会記録、学協会アーカイブズ、日本動物学会

minutes of academic society, academic society archives, zoological society of Japan

2024年3月、東京大学理学部2号館内に所在した研究室の閉鎖に伴う荷物整理の際、日本動物学会の議事録や機関誌発送記録、出納簿などが入った段ボール箱一個が見つかった。このことが日本動物学会会員に電子メールで知らされ、希望者が多数いる場合は抽選で譲渡し、希望者がいない場合は廃棄処分にするという学会長の考えが示された。資料の内容の吟味がなされないまま処分される可能性があることに危惧を抱き、筆者が調査を申し出たところ認められたので実際に調査を行った。

その際、資料の整理にはISAD (G) を念頭に置いた方法が有効に思えた。そこで、資料群全体をフォンドと捉え、内容によってシリーズ、ファイル、アイテムと階層性を意識して整理した。学会機関誌の記事には記載されていない学会内委員会での議論や対外交渉など科学史的にも興味深い記述を見出した。これらを踏まえ、日本では極めて低調な学協会アーカイブズの重要性、必要性を検討した。

In March 2024, while organizing belongings following the closure of the laboratory in the Faculty of Science Building 2 at the University of Tokyo, a cardboard box was discovered. It contained the minutes of the Zoological Society of Japan, records of journal distribution, and cash books. This discovery was communicated to the members of the Zoological Society of Japan. The society's president expressed an intent to allocate the specimens by lottery if there was significant interest, or to dispose of them if there was none. The author, concerned that the documents might be discarded without being reviewed, offered to examine them, a request that was granted. Consequently, I conducted the investigation. In this case, organizing the materials with

the General International Standard Archival Description (ISAD (G)) framework in mind proved effective. The author found the entire collection intriguing and systematically arranged the materials into series, files, and items, with a hierarchical structure based on their content. The author also uncovered some particularly fascinating historical details, such as discussions within the society's internal committees and external negotiations, which were not included in the society's journal articles. In light of these findings, the author underscores the importance and necessity of academic society archives, which are exceedingly rare in Japan.

1 はじめに

2024年4月25日、公益社団法人日本動物学会¹⁾(以下、動物学会)全会員に対して、会長名で電子メールにより、「〇〇会員より、東大・理学部2号館の〇〇研究室の閉鎖に伴って発見された動物学会関係の古い資料を、△△会員のもと内容を確認ご協力いただいた後、寄贈いただきました。資料(リストと写真)は以下URL(略)よりご覧ください。明治から戦前、戦中までの資料でした。〇〇会員のご意向もあり、この資料を希望される動物学会員にお譲りしたいと思います。5月24日(金)正午までに事務局にメールでお申し出ください。希望者が重複する場合は会長による抽選とし、希望者がいない場合には、会長の責任のもと廃棄させていただきます」との連絡があった。それには資料群の外観がわかる写真(図1)と、2024年3月19日に作成された若干の説明が加えられた表(表1)の2つの資料が添付されていた。

学術論文であれば80年以上前のものであっても見方によっては新たな研究のヒントになる点を含んでいることがあり得るが、学会の事務的資料には利用できる箇所が存在するとは感じられず、文字通りの非現用、端的に言えば不要、処分、廃棄、の対象と思われたのかもしれない。

どのような資料なのか、その内容や状態の詳細が不明のまま廃棄される可能性があることは科学史とくに動物学史に関心をもち、学会会員が所属する研究機関が所有する資料に関する照会に応じて来た筆者としては大変驚いたとともに悲しい思いが



図1——東京大学理学部2号館旧蔵日本動物学会関係資料群

1——日本動物学会は、1878年「東京大学生物学会」として設立され、1886年に「東京動物学会」、1937年より「日本動物学会」の呼称となった。1993年社団法人化、2012年に公益法人化した。本稿ではこれらを含めてすべて「動物学会」と記す。設立当初の会員数は12名、敗戦直後であるにもかかわらず1947年に1000名を超え、1999年には2710名を数えたが最近では2500名を下回っている。(沿革・年表 | 公益社団法人 日本動物学会 (zoology.or.jp)、2024年9月8日閲覧)

表 1 —— 東京大学理学部 2 号館旧蔵日本動物学会資料の概要

装丁、外観	年	記録者（庶務幹事、会計幹事等）	内容
茶色バインダー、紐とじ	昭和3年（1928）		動物学雑誌配布、受領、印刷記録
ノート、表紙は学生名簿のコピー？	昭和7年（1932）～昭和12年（1937）	田中茂穂、岡英通、佐藤忠雄	動物学会例会記録
黒表紙「学会記録（3）」	昭和16年（1941）1月～昭和18年（1943）3月	山本時男、竹脇潔	学会庶務記録（詳細な記録あり）
黒表紙、帳簿、S15	昭和18年（1943）～昭和21年（1946）	丘英通、竹脇潔、高島春雄、藤井隆	入会記録、投票結果、例会案内
黒表紙	昭和22年（1947）～昭和24年（1949）	藤井隆、高島春雄	入大会記録カード。評議員会等記録。会計記録。昭和23年10月1日、第19回大会写真あり。
茶表紙	昭和23年（1948）から25年ころ	藤井隆、木下治雄	学術会議への会員候補推薦など 昭和25年の会員名簿
黒表紙 「学会記録」	昭和17年（1940）から昭和18年	会頭 谷津直秀 など	学会庶務記録
冊子	大正7年1月（1918）		会費納入記録
黒表紙	明治40年から（1907）		日本動物学彙報 発送記録 受信者名
黒表紙	大正8年から（1919）		日本動物学彙報 発送記録 受信者名
黒表紙	明治30年（1897年）？から？		図書受け入れ記録
黒表紙ノート		Journal des Transactions - diverses	手書きのコンテンツ記録？
(本) BERGENS MUSEUMS AARBOK	1922 - 1923		博物館紀要？？

した。そこで、入手はともかくせめて閲覧・調査の機会を与えて頂きたい旨の申し入れをしたところ幸い了解され、6月26日、動物学会事務局からすべての資料が筆者の下に段ボール箱一箱に入れられ送付されてきた（図2）。そこで開梱して調査を行うことにした。

この「東大・理学部2号館の〇〇研究室の閉鎖に伴って発見された動物学会関係の古い資料」には、「日本動物学会 記録 評議員会・例会・其他 昭和七年以降」や「出納簿」、「会費滞納調 大正七年一月」、「動物学雑誌発送簿」、学会印（2箱）などが含まれ、すでに部分的な破損やその恐れが認められるものはいくつか見られた。こうした資料群は可能な限り調査を行い公開することが好ましいと考え、そのためにはISAD（G）を念頭に置いたアーカイブズの手法が有効と思われた。

一般に、学会の業務として、大会の開催、機関誌の発行、会員管理、財政等が考えられ、学会関係資料群の整理の仕方として、最終的には大会総会で承認を得るための準備として大会の開催地・時期や機関誌の発行予定、入退会者の許可、決算、予算等を審議する委員



図 2 —— 開梱直後の送付された動物学会関係資料

会、それに基づく、学会誌の発送、会費の出納、その他学会に関連する事項等の階層構造を考えると学会活動の見通しがつきやすいと考えたからである。

そこで、本稿ではこの資料群に対してアーカイブズ編成を試みた。すなわち、資料群全体をフォンドに相当するものと捉え、資料内容からシリーズ、ファイルに該当するとし階層性を意識して整理した結果の概要を述べる。また、学会記録等には委員会の議事録で必ずしも総会や機関誌で公表されていない記載がみられたため、歴史資料としての学会記録の重要性を指摘する。それは、学会年史編纂における事務レベルの資料の有効性について通じるものと思われる。最後に、これらを基にこれまで言及が極めて乏しい学協会アーカイブズの重要性や必要性について検討した。

近年、学会事務が外部業者へ委託され、ますます学会内部での事務的資料の保存が厳しくなっている。「企業の記録と資料を守るために：出番を待つアーカイブズ専門家」²⁾を参考に「学会の記録と資料を守るために：出番を待つアーカイブズ専門家」のための一事例につながることを試みたい。

2 資料群の来歴とアーカイブズ編成

この動物学会の「古い資料」に関して、当初から疑問に思えたことは資料が発見された場所が見るからに頑丈そうな東京大学理学部2号館だったことである。この建物は1923年に起こった関東大震災での被害を教訓とし、1934年に竣工した鉄筋コンクリート造(RC造)のもので、発見された資料には建物が完成する以前の1909(明治42)年頃からのものが含まれていた。すなわち、本論で扱う資料群は、この2号館が造られてから保管が始まったものではないということである。

一方、動物学会の事務局は機関誌の「動物学雑誌」(1888年創刊)第2号の「広告」に「本会ニ関スル通信報告等一切ノ事項ハ本郷理科大学動物学教室内東京動物学会宛ニテ御差出被下度候」とあるように設立当初から東京大学理学部に置かれていた。また、東京大学理学部動物学教室の建物は少なくとも5回は移転し、2号館が竣工する前は1909年7月に彌生門近くに新築された建物が利用されている³⁾。これらのことから、本資料群は学内を転々としながら1934年以降、2号館に移管されたことになると考えられる。

これに関して筆者と面識がある東京大学理学部動物学教室に勤務経験がある動物学会会員数名に尋ねたところ、2024年8月、ある会員からは、「理学部2号館4階の倉庫にあったものをどこかの時点で引き取った」という回答を頂けた。別の会員からは、「古い手帳を見ておりましたら、1984(昭和59)年7月21日(土)に、動物学会の古い記録(大正→昭和24年ごろ)を見た。243号室に置くことにした、という記述がありました。当時私は関

2——高津隆「企業の記録と資料を守るために：出番を待つアーカイブズ専門家」、九州大学学術情報リポジトリ、<https://hdl.handle.net/2324/1868358>、2017年、2024年9月8日閲覧

3——東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史二 第六編 理学部 第八章 生物学科動物学教室』、東京大学出版会、493—524頁、1987年

東支部委員をやっていて、その関係で古い記録の入った段ボールを見たのかと思います」とのことであった。これらがこの資料群の来歴と捉えてよいと思われる。

次に、図1の外観を原秩序とし、この状態に戻すことができることを確認した後、資料の内容ごとに分類してアーカイブズ編成を試みその様子を図3に示した。

図1に示した資料群全体をFondsとした。そして、Series 1からSeries 5の5つに分け、Series 1は学会「記録」とした。学会運営の核である入退会者の許可、機関誌の発行、会計報告などが記された評議員会の議事録や月例会の講演題目などが含まれる。Series 1に

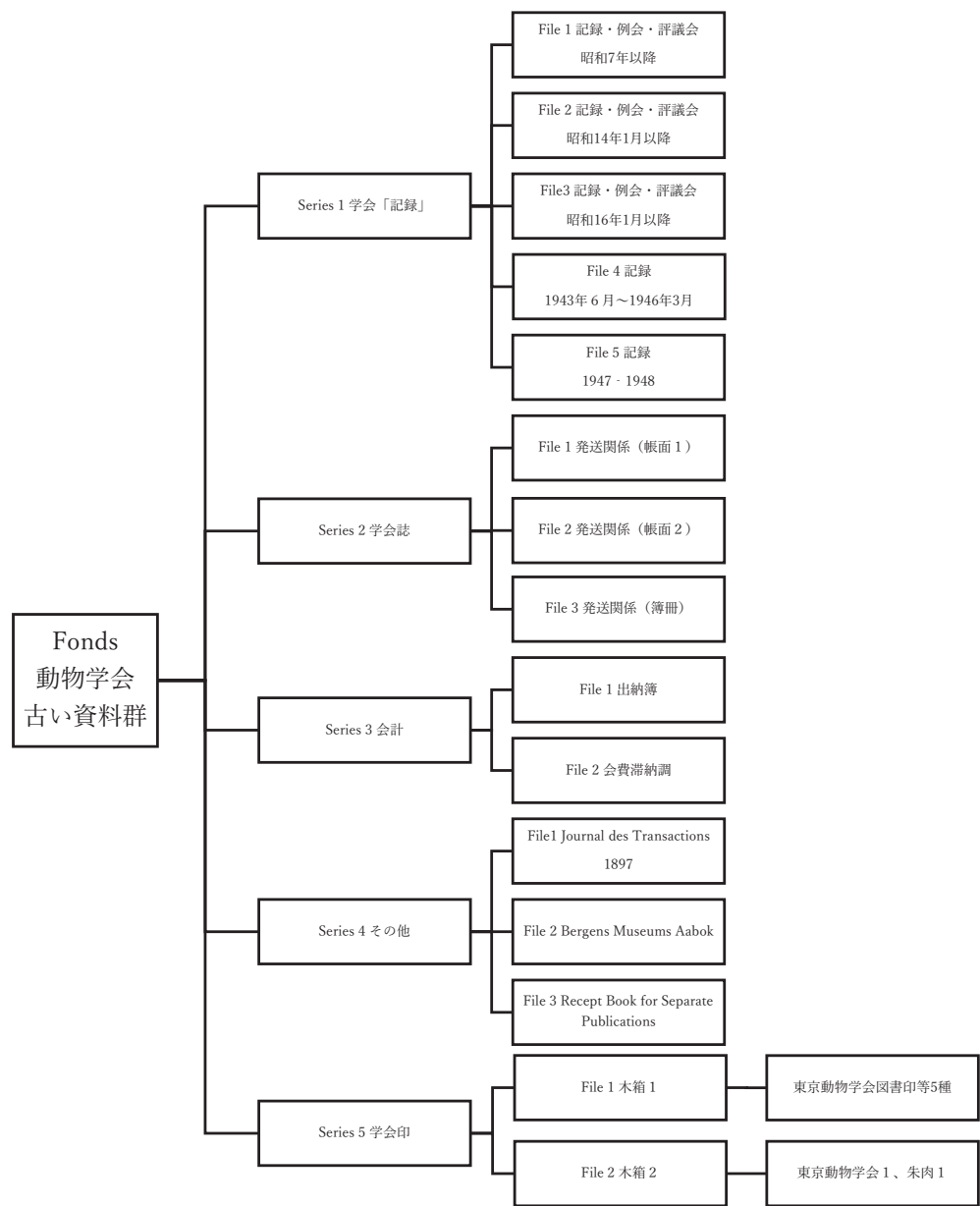


図3 ――「動物学会古い資料群」のアーカイブズ編成

は帳面が全部で5冊あり、それぞれをFileとした。Series 2は学会誌関係である。これには帳面の形状の発送記録と発送関係の文書を綴じた簿冊の2種を含めた。Series 3は、会計関係で帳面の「出納簿」と簿冊の「会費滞納調」とした。Series 4は学会に寄贈された図書の目録関係2種と学会活動とは直接関係があると思えなかった冊子1種である。Series 5は2つの木箱に収められた学会印のモノ資料である。学会印が押された資料は含まれていなかったが、学会関係の連絡等で押印された資料は存在し得ると考えここに含めた。

3 資料の概要

以下に各資料について若干の解説をしていきたい。

まず、Series 1 File 1である。

タイトル：『日本動物學會 記録 例會並二評議員會 昭和七年以降』

記載期間：1932（昭和7）年4月15日から1937（昭和12）年12月11日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦21.0cm、横16.0cm）

記載者：田中茂穂、合田得輔、丘英通、鎌田武雄、佐藤忠雄（動物学会庶務幹事）

内容：記載期間内の動物学会例会案内、評議会記録

一図4のように『日本動物學會 記録 例會並二評議員會 昭和七年以降』と帳面の表紙に記され、内表紙には「昭和7年4月15日以降」と書かれている。内容は、1932（昭和7）年4月、5月、6月、9月、11月、12月に行われた例会の案内や評議員会の議事録があるが記録者の氏名は記されていない。次いで、翌1933年1月～6月、9月、11月の前年と同様の記録があり、記録者に「合田」の名がみえた。東京帝国大学理学部動物学教室の合田得輔（1901-1949）と思われる。7月、8月は夏休み、10月は学会のため例会や評議員会は開かれていない。

その次は、同年12月～1934年9月、11月、12月の記録。記録者は東京文理科大学（筑波大の前身）の丘英通（1902-1982）である。1935年1月～6月、9月、11月の記録。記録者の名は記されていない。東京帝国大学名誉教授で動物学会名誉会員の石川千代松（1860-1935）がこの年の1月17日に死去したため1月、3月、4月には機関誌「動物学雑誌」7、8月号を「石川千代松記念号」にする話し合いが行われている。

1935年12月～1936年6月、9月、11月、12月の記録。第一高等学校、東京帝国大学教授を務めた五島清太郎（1867-1935）が7月20日に死去したことに伴い、この年の「動物学雑誌」8月9月号を「五島清太郎博士記念号」にするが、分厚くなるため8月、9月、10月の3ヶ月分を合本にすることなどが議論されていた。また、「五島博士記念号編輯は本年度役員及委員に課せられた最も大きい仕事であった」などの記述がみられる。東京帝国

図4——学会「記録」表紙

図5——会議案内

大学の佐藤忠雄（?-1977）が記録している。Series 1 File 1で注目した個別記録（アイテム）を以下に示す。

タイトル：「動物学雑誌」と「動物学彙報」の一本化、「甲種」「乙種」会員の廃止

年月日：1938年10月14日

記述レベル：アイテム

作成者：吉田貞雄から動物学会評議員宛て

内容：2種の機関誌の一本化および会員の種別廃止

—動物学会の機関誌「動物学雑誌」の創刊は1888年、「動物学彙報」は1897年である。1984年に「動物学雑誌」と「動物学彙報」が統合され「Zoological Science」（英文）が刊行された。両雑誌の一本化は、財政的な問題や動物学の国際化と関係して1920年代後半から議論が起こっていた。1938年10月14日付の図5に示す資料は2誌の合併を評議員会の議題にしたものである。さらに、これと連動して「甲種会員」（「動物学雑誌」と「動物学彙報」の2誌を受け取る）と「乙種会員」（「動物学雑誌」だけを受け取る）の区別を廃することも議題にしていることが注目される。吉田貞雄は当時、動物学会副会頭であった。

タイトル：「国立自然博物館設立」請願書

年月日：1938年2月

記述レベル：アイテム

作成者：動物学会代表者、谷津直秀（1877-1947）らから貴族院議長、松平頼寿（1874-1944）、衆議院議長、小山松寿（1876-1959）宛て

内容：「国立自然博物館設立」の帝国議会への請願。帳面の最終頁に挟まれていた資料

—動物学会を中核として図6にみえるように7学会連合で「国立自然博物館設立」を帝国議会に請願することになったことを示す文書である⁴⁾。この動きは1939年1月から本格化し、請願書の調整には動物学会庶務幹事の山本時男（1906-1977）が当たった。鉄道官僚だが育英事業に関心が強かった衆議院議員豊田収（1882-1969）に依頼し、請願書が受理され審議が行われた。審議依頼の書類は、国立公文書館でデジタルアーカイブズ化され「簿冊 議院回付請願書類原議（十七）」として保存され閲覧可能である。

また、1939年3月17日、第七四回帝国議会請願委員会第二分科会での審査も貴族院第二分科会における議事録が「帝国議会会議録検索システム」から閲覧することができる。結局、請願委員会では設立に反対する意見は出なかったものの、太平洋戦争開始翌日の1941

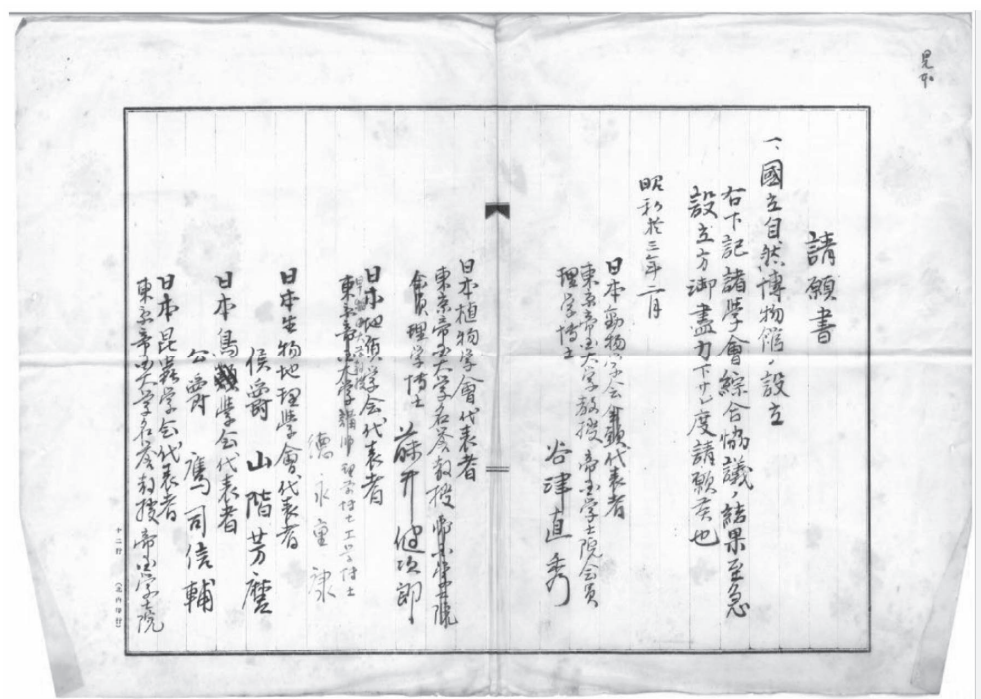


図6——国立自然博物館設立請願書

4——保科英人『近代華族動物学者列伝』、勁草書房、57-73頁、2021年、国立自然博物館設立ノ件（東京市四谷区日本動物学会会頭谷津直秀外六名呈出）議院回付請願書類原議（十七）、請求番号：請願00069100、作成・取得部局：内閣、昭和13年5月10日、文書番号：衆乙第二八五号、国立自然博物館設立ノ件（東京市本郷区東京帝国大学内日本動物学会会長谷津直秀外五名呈出）議院回付請願書類原議（十七）、請求番号：請願00069100、作成・取得部局：内閣、昭和13年5月10日、文書番号：貴乙第四三号。

年12月9日、名称が変更され文部省直轄の「資源科学研究所」として実現した（昭和16年12月9日勅令第106号）。初代所長は植物生理学者の柴田圭太（1877-1949）であった。

1943年3月に「資源科学研究所彙報」を発行しているが、興味深いものにその4巻（1943年11月）に掲載された伯爵で鳥類学者の清棲幸保（1901-1975）による「食料資源となる鳥類に就て」の報告がある。緒言で「本邦産（内地）狩猟鳥類中肉味佳良で食料となる主要鳥類を選び・・・その概要を記し、戦時下物資不足がちの時飼料を要せざる之等野生鳥類利用の参考とした」述べ、スズメからはじまりヤマドリまで70種が記載されている。

この資源科学研究所は1946年4月官制廃止となり（「資源科学研究所官制廃止ノ件、御署名原本（請求番号 御29760100）・昭和21年、勅令第228号」）その機能の一部が国立科学博物館に引き継がれた。このように帳面の最後に挟み込まれた1枚の文書でも追跡していく意義がある事例と思う。

以下、Series 1 File 2に収録されている文書からいくつかみていきたい。

タイトル：「學會記録（2）評議員會、例會其の他 昭和14年1月以降」

記載期間：1939（昭和14）年1月12日から1940（昭和15）年12月18日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦20.2cm、横15.5cm）

記載者：山本時男、竹脇潔（動物学会庶務幹事）

内容：上記期間に行われた評議員会の議事録や例会の記録

タイトル：日本動物命名法委員会創立委員会案内と委員会規則

年月日：1939年10月10日

記述レベル：アイテム

作成者：山本時男（動物学会庶務幹事）

内容：山本時男動物学会庶務幹事直筆の「日本動物命名法委員会」創立委員会の案内（図7）とこの委員会を日本動物学会の所属にすること等を定めた謄写版（ガリ版）刷り「日本動物命名法委員会規則」（図8）

—1895年にオランダ・ライデンで開催された第3回国際動物学会議において「動物命名法国際審議会」が発足し、1905年に『国際動物命名規則』（Règles Internationales de la Nomenclature Zoologique）が出版された。1927年の第10回大会（ブダペスト、ハンガリー）および第11回大会（パドヴァ、イタリア）での出版物を『万国動物命名規約』として翻訳したのが九州帝国大学の昆虫学者、動物分類学者で「和名制限論者」の江崎悌三（1899-1957）であった。資料は、江崎の上京のタイミングと合わせた「日本動物命名法委員会」創立委員会の案内と謄写版（ガリ版）刷り「日本動物命名法委員会規則」である。委員会には動物学関連学会代表が勢揃いしているが、全員、動物学会員でもあった。

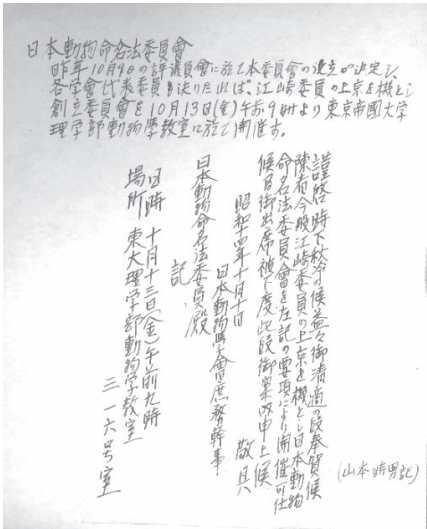


図 7 —— 日本動物命名委員会案内

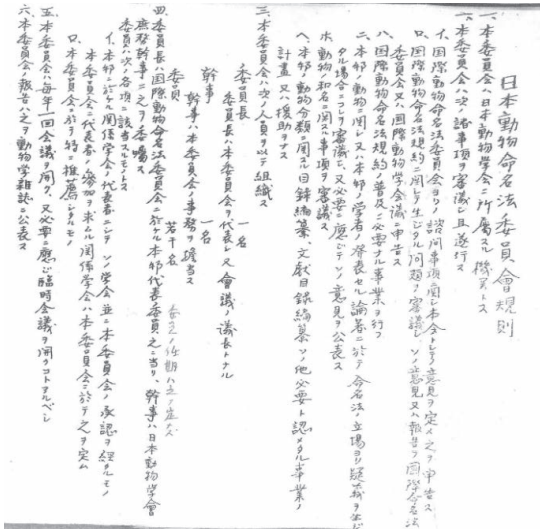


図 8 —— 日本動物命名法委員会規則

タイトル：応召出征者慰問
年月日：1939年 7 月27日
記述レベル：アイテム
作成者：谷津直秀（動物学会会長）
内容：応召出征する 5 名の動物学会会員に慰問

—1937年 7 月、盧溝橋事件を端に起こった「日中戦争」（当時の呼称は、日支事変、日華事変）には、兵力補充で研究者も召集令状に従い、応召が行われた。この資料から、動物学会会頭、谷津直秀が応召出征する学会会員に「慰問状」と「慰問袋」を贈ったことが記されている。

次にSeries 1 File 3の資料を扱う。

タイトル：「學會記録（3）評議員會、例會其他 昭和16年 1 月以降」
記載期間：1940（昭和15）年12月31日から1943（昭和18）年 3 月27日まで
記述レベル：ファイル
形態：帳面（縦20.2cm、横15.5cm）
記載者：山本時男（日本動物学会庶務幹事）
内容：上記期間に行われた評議員会の議事録や例会の記録

以下、収録されている文書からいくつかみていく。

タイトル：昭和15年12月31日現在の会員数および全日本科学技術団体聯合会連絡先
年月日：1940年12月31日

記述レベル：アイテム
作成者：動物学会（記載者名不明）
内容：学会会員数の種別と人数、全日本科学技術団体聯合会の住所と電話番号

—動物学会の会員数については、学会ホームページ「沿革・年表」に全体数は掲げられているが、会員の種別までは記されていない。図9は、太平洋戦争勃発前年の各種会員数のメモである。全体の約73%は「動物学雑誌」のみが配布される「乙種会員」であることがわかる。

また、下の連絡先のメモにある「全日本科学技術団体联合会」は、1940年8月8日夕に発足し、翌日の新聞には写真入りで「技術新体制に集ふ 全国の科学人 “会員橋田文相”も熱弁」と題した記事が掲載されている⁵⁾。「新体制に呼応、科学と技術の総力発揮を旨として全日本の科学人及び技術人を打って一丸とする全日本科学技術団体連合会の結成会が・・・八日午後五時から神田学士会館新館で盛大に行われた」、「科学及び技術の総力を発揮して高度国防国家の完成と東亜新秩序建設の完成を期する宣言を決定」し、加盟133団体、150余名が参加した。「国家総動員法」（1938年5月）の下、「科学報国」が叫ばれていた。動物学会も戦時体制協力の「バスに乗り遅れるな」の事態に置かれていた様子が窺われる。

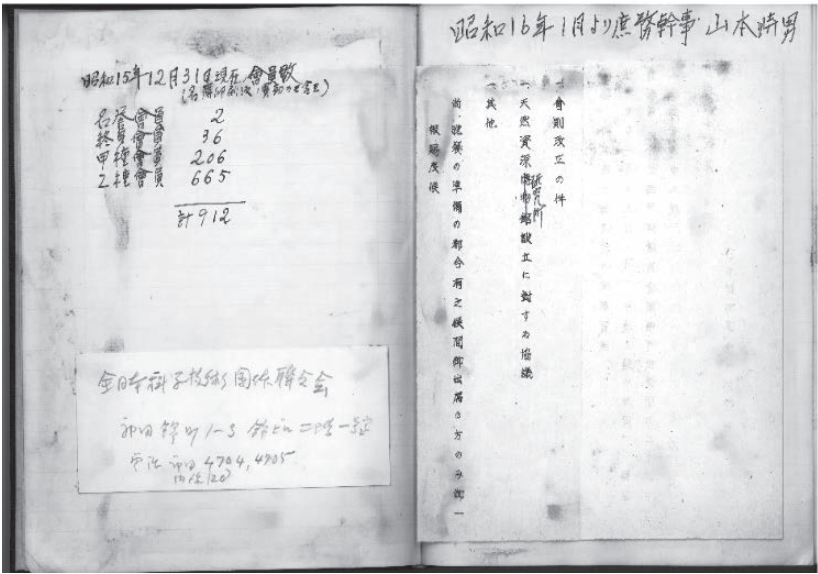


図9——種別会員数と団体連絡先

5——「東京朝日新聞」、1940年8月9日夕刊7面



図10——1941年12月10日開催の動物学会評議員会協議会議事結果

タイトル：太平洋戦争開戦直後の日本動物学会評議員協議会議事

年月日：1941年12月10日

記述レベル：アイテム

作成者：山本時男（動物学会庶務幹事）

内容：1941年12月10日開催、動物学会評議員会協議会議事録

—1941年12月8日の太平洋戦争開戦直後の12月10日に神田一ツ橋学士会館で評議員会が開催された。図10はその時の手書きの議事録と謄写版（ガリ版）刷りの議事録通知である。学会賞の決定や1941年12月20日に開催予定の月例会の案内も肅々と記されている。通知には「左記の諸件を協議決定仕候間御承知賜り度此段御通知申上候」と候文で書かれていることも興味深い。

Series 1 File 4は、表紙には何も書かれていない学会記録である。

タイトル：戦時中から敗戦後程ない時期の学会記録

記載期間：1943（昭和18）年6月12日から1946（昭和21）年3月25日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦、20.2cm、横15.7cm）

記載者：竹脇潔、高島春雄（動物学会庶務幹事）

内容：記載期間に行われた評議員会の議事録や例会の記録

—このファイルには1943（昭和18）年6月12日（土）14時から東京大学理学部2号館講堂で開催予定の謄写版（ガリ版）刷りの6月例会の案内（6月7日）から、1946年3月25日、東京科学博物館（国立科学博物館の前身）地階食堂で開かれた「學術用語制定打合会」の記録までが含まれている。戦時中から敗戦程ない時期までに当たるが、戦況からか、1945年4月6日の評議員の報告から10月27日の評議員会の再開までの記録は見えない。

また、竹脇潔（1905-1988）庶務幹事の報告として「昭和20年3月27日以降帝大動物学教室第3講座ノ一部ト共ニ埼玉県比企郡菅谷村日本農士学校ニ疎開同年12月4日マデ同所ニ止マル」と記されている。この日本農士学校は、安岡正篤（1898-1983）が1931年に私塾として設けたもので、1970年に「財団法人郷学研修所」、2012年には「公益財団法人 郷学研修所・安岡正篤記念館」として、現在も埼玉県比企郡嵐山町菅谷に所在する。「郷学の振興を図ると共に、今の世にこそ必要とされる安岡正篤先生の教学・人間学を後世に伝えるために活動しています」とホームページには記されている⁶⁾。

Series 1 File 5も学会記録である。表紙は濃いこげ茶色。表面に筆記体でNote Bookと刻印が押されているが、何も書き加えられていない。

タイトル：敗戦後の学会記録

記載期間：1947（昭和22）年4月1日から1948（昭和23）年11月3日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦25.8cm、横18.5cm）

記載者：高島春雄（動物学会庶務幹事）

内容：月例会、評議員会議事録、学研究体制刷新会計議論

—このファイルの内表紙には黒色ペン書きで「日本動物学会記録 庶務幹事 1947～」と記されている。次の頁の冒頭には「前冊一杯トナリ昭和22年4月1日ヨリ此ノ帳面ニ引継グ、此ノ年度ノ庶務幹事兼会計幹事ハ高島春雄也」の文が見える。戦前の記録の仕方に戻り、月例会の記録や5月から7月にかけては「学研究体制刷新」関係の議論がなされている。以下の文書がこの帳面の3頁目に挟まれていた。この状態を原秩序とし、この状態に戻すことが可能であると確認した上で筆者が閲覧、調査を行った。なお、この帳面の最終頁は1948年12月8日で、庶務幹事藤井隆による評議員宛ての学会「会則改正草案」の審議結果が記されていた。

Series 1 File 5に含まれるアイテムレベルの資料には以下のようなものがある。

タイトル：学術研究体制に関する意見聴取

年月日：1947年7月11日

記述レベル：アイテム

形態：帳面（縦25.8cm、横18.5cm）

作成者：米国学術顧問団準備委員会委員長 学術研究会議 会長亀山直人（1890-1963）より日本動物学会会長宛て、和文タイプ文書、発番、学庶発第115号

内容：占領軍学術顧問団への意見送付要請

—占領軍の学術顧問団の一行が7月20日に来日する。7月29日午前を顧問団との意見交換の機会として予定しておいた。「学術研究体制の問題に対する貴所の建設的かつ積極的御意見を予め英文二頁以内に切り纏め」7月20日必着で上記委員会に送付するように要請したものである。

Series 2 は、学会機関誌送付関係の資料とした。File 1は、学会機関誌「動物学雑誌発送簿」（帳面1）である。File 2も同形の帳面（帳面2）で1919（大正8）年1月から1921（大正10）年12月までの発送が記録されている。

Series 2 File 1

タイトル：「動物学雑誌発送簿 東京動物学会」の背表紙金文字入り

記載期間：1909（明治42）年1月から1921（大正10）年6月まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦26.5cm、横19.0cm）

作成者：東京動物学会（記載担当者不明）

内容：機関誌発送記録

—動物学会機関誌「動物学雑誌」の会員への発送記録である（図11）。色別され、○：「動物学彙報」、赤斜線：甲種会員、青斜線：乙種会員、黒斜線：「動物学雑誌」を送付したことを示す。甲種会員は「動物学彙報」と「動物学雑誌」、乙種会員は「動物学雑誌」のみの配布を受けていた。

Series 2 File 3は発送関係の簿冊である。この簿冊は、主として教育機関や研究機関における「動物学雑誌」の購入状況に関する書類が綴じられていた。この状態を原秩序として、この状態に戻すことができることを確認して紐を解き内容を分析した。ここでは2種の文書を取り上げる（図12、図13）。表紙は破損していた。

タイトル：京城医学専門学校「動物学雑誌」注文

年月日：1927年2月23日

記述レベル：アイテム

形態：簿冊

雑誌 巻数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
明治四十四年																												
明治四十五年																												
明治四十六年																												
明治四十七年																												
明治四十八年																												
明治四十九年																												
明治五十年																												
明治五十一年																												
明治五十二年																												
明治五十三年																												
明治五十四年																												
明治五十五年																												
明治五十六年																												
明治五十七年																												
明治五十八年																												
明治五十九年																												
明治六十年																												
明治六十一年																												
明治六十二年																												
明治六十三年																												
明治六十四年																												
明治六十五年																												
明治六十六年																												
明治六十七年																												
明治六十八年																												
明治六十九年																												
明治七十年																												
明治七十一年																												
明治七十二年																												
明治七十三年																												
明治七十四年																												
明治七十五年																												
明治七十六年																												
明治七十七年																												
明治七十八年																												
明治七十九年																												
明治八十年																												
明治八十一年																												
明治八十二年																												
明治八十三年																												
明治八十四年																												
明治八十五年																												
明治八十六年																												
明治八十七年																												
明治八十八年																												
明治八十九年																												
明治九十年																												
明治九十一年																												
明治九十二年																												
明治九十三年																												
明治九十四年																												
明治九十五年																												
明治九十六年																												
明治九十七年																												
明治九十八年																												
明治九十九年																												
明治一百年																												

図11——動物学雑誌送簿

京大医学専門学校
昭和二年三月二十三日
日本動物学会
雑誌送付文
一月二十五日付の日本動物学会雑誌の送付に
付回寄相成由致し通し雑誌代金
金三円五十分より致し通し雑誌代金
致別送付の上送付致し昭和二年
三月二十五日付の送付文に相成

図12——京城医学専門学校

京大医学専門学校
昭和二年四月九日
日本動物学会
雑誌送付文
左記代金寄附會計官奥山太郎名振替貯金
より送金致候二付十八整理ノ都合上領收書所
要ニ付折込御回付相成度致し雑誌代金三
円五十分より致し通し雑誌代金

図13——殖産局附属鹹水養殖試験場

作成者：京城医学専門学校（記載者不明）発番、京医専会第117号

内容：「動物学雑誌」雑誌代支払の連絡

タイトル：台湾総督府殖産局附属鹹水養殖試験場「動物学雑誌」代金送金

年月日：1927年4月9日

記述レベル：アイテム

形態：簿冊

作成者：会計官吏岡山太郎、発番、鹹水発第37号

内容：「動物学雑誌」雑誌代送金の連絡

—この簿冊には「動物学雑誌」の「外地」研究機関からの購入の様子が窺える文書が含まれていた。「京城医学専門学校」（1916年設立）⁷⁾、「朝鮮総督府水産試験場」（1921年設立、勅令第200号）、「朝鮮総督府勸業模範場西鮮支場」（1929年より「朝鮮総督府農事試験場」に改称）、「台湾総統府殖産局淡水養殖試験所」、「殖産局附属鹹水養殖試験場」（1924年、皇太子時代の昭和天皇の行幸があった）⁸⁾など、朝鮮総督府、台湾総督府傘下の研究機関が「動物学雑誌」を購入していたのである。当時の「動物学雑誌」には朝鮮半島、台湾の農業、水産業等に関する有用な情報が掲載されていたことによると思われる。

Series 2 File 3には次の資料も綴じられていた。

タイトル：赤坂離宮生物学御研究室への「動物学雑誌」「動物学彙報」献上

年月日：1927年11月23日

記述レベル：アイテム

形態：簿冊

作成者：宮内省生物学御研究室（記載者名不明）

内容：動物学会機関誌受理連絡

—昭和天皇（1901-1989）の生物学への関心は戦前から知られていた。皇太子時代の1925年に赤坂離宮内に「生物学御研究室」が、1928年に皇居敷地内に「生物学研究所」が設立され、毎週土曜日に顕微鏡観察を中心とした研究に没頭された。動物学会は、いつ頃からは限定できないが、機関誌（「動物学雑誌」及び「動物学彙報」）を献上していた。図14はその受理連絡である。

その他、この簿冊にはワシントン大学臨海実験所図書室より「動物学彙報」に欠号（11巻1号）があり、それを補充して欲しいという連絡を記した文書も含まれていた。ワシン

7— 坂井建雄、澤井直、瀧澤利行、福島統、島田和幸「我が国の医学教育・医師資格付与制度の歴史的変遷と医学校の発展過程」、「医学教育」、41巻5号、337-346頁、2010年

8— 中山大将「台湾と樺太における日本帝国外地農業試験機関の比較研究」、「日本台湾学会報」、20号、45-66頁、2018年

トン大学（シアトル）の臨海実験所（Puget Sound Biological Station、1903年設立、1958年にFriday Harbor Laboratoriesと改称）の出版物と日本動物学会の「動物学彙報」は、それぞれ発刊の都度交換していた。プリンス頓大学やウッズホール臨海実験所で活躍した下村脩（1928－2018、2008年ノーベル化学賞受賞）がこの研究所でオワンクラゲを使ってカルシウム感受性タンパク質イクオリンの研究に着手したのは1961年のことであった⁹⁾。

さらに、1930年代の「動物学会入会願」もこの簿冊に含まれていた。帝国大学医学部スタッフや中等学校教員からの入会願である。当時は、広義の医学、農学領域から学校教育まで幅広く入会者がみられた。

Series 3 は、経理関係の資料である。File 1「出納簿」（帳面）とFile 2「会費滞納調」の2つがある。それぞれを以下に記した。

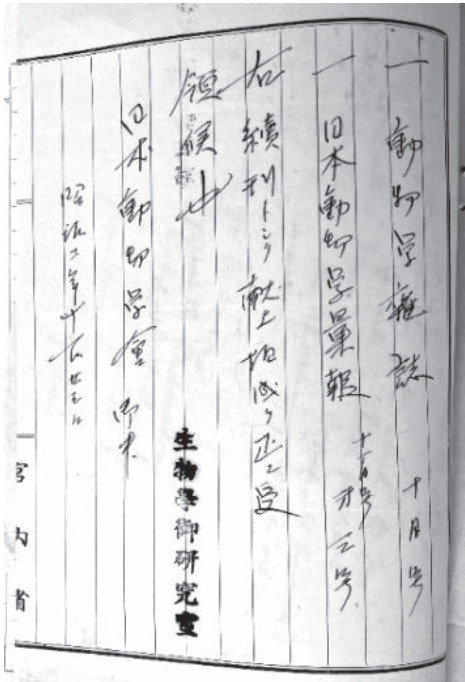


図14——生物学御研究室からの機関誌受理連絡

Series 3 File 1

タイトル：「出納簿」背表紙金文字入り

年月日：1907（明治40）年12月3日より1916（大正5）年6月5日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦19.0cm、横13.0cm）

作成者：動物学会（記載者名不明）

内容：学会出納の記録

一帳面の冒頭に「振替貯金ニテ払込ノ分」と記され、1907年12月3日より受け付けた会費の入金や印刷会社への支払金額が黒色ペン書きされている。1909年9月16日に動物学会会長を務めた箕作佳吉（1858-1909）が亡くなった。その「花代」の支出が同年9月25日と27日に見える。

また、日本初の女性理学博士として知られる保井コノ（1880-1971）¹⁰⁾の会費納入が1909年10月31日に記載されている。石炭の植物学的研究で博士号を取得した彼女が動物学会会員であったことが確認できるものである。

9——溝口元 「ウッズホール海洋生物学研究所の下村脩博士」、「遺伝：生物の科学」、63巻3号、86-89頁、2009年
 10——お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編『保井コノ資料目録』、6-14頁、2004年

Series 3 File 2

タイトル：会費滞納調

年月日：1918（大正7）年

記述レベル：ファイル

形態：簿冊（縦16.0cm、横22.2cm）

作成者：東京動物学会（記載者名不明）

内容：学会費滞納者の個人名と納入状況の記録

—このファイルで興味深いのは、出納簿とは別にこのような記録が作成されていたことである（図15）。大正7年9月調で192名、大正8年1月調で186名の氏名と支払い状況が記されている。

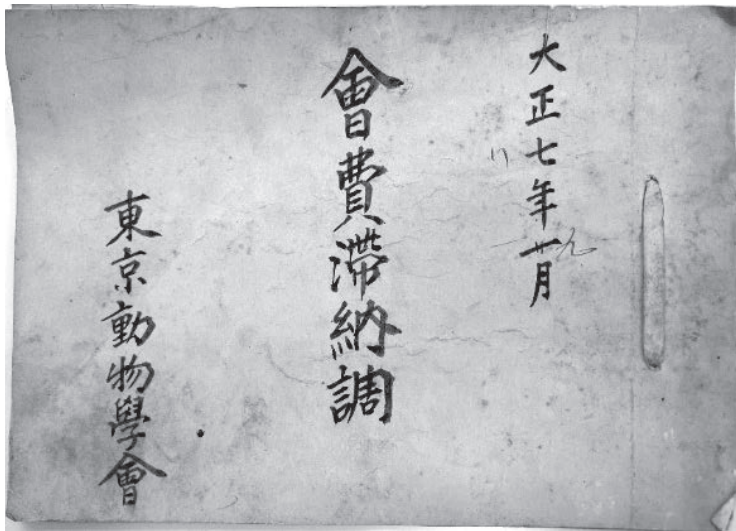


図15——会費滞納調の表紙

Series 4は、これまで見てきたような資料とは異なり、動物学会と外国の研究機関との雑誌の交換や受け入れを記録したものである。3種ありそれぞれの内容は以下のとおりである。

Series 4 File 1

タイトル：Journal des Transactions diverses

年月日：1897年9月18日から1898年4月27日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦20.8cm、横16.2cm）

作成者：東京動物学会（記載者名不明）

内容：学会欧文誌の外国機関への送付記録

—外国の大学図書館等の機関に動物学会欧文誌「日本動物学彙報」を送付した日付けが記載されたものである。

Series 4 File 2

タイトル：“Bergens Museums Aabok 1922-1923”

年月日：1924年

記述レベル：ファイル

形態：冊子（縦23.5cm、横15.7cm）、242頁から252頁まで未開封（表紙破損）

作成者：ベルゲン博物館

内容：ノルウェーのベルゲンで出版された博物館研究報告書

Series 4 File 3

タイトル：Receipt Book for Separate Publications

年月日：1897年7月26日から1921年6月14日まで

記述レベル：ファイル

形態：帳面（縦25.2cm、横20.0cm）、（表紙破損）

作成者：東京動物学会（記載者名不明）

内容：外国の研究機関が発行した学術誌と「日本動物学彙報」の交換記録および動物学会に寄贈された図書のリスト

—これらの内、Series 4 File 3がもっぱら動物学会への寄贈図書が記され、Series 4 File 1に欧文誌の「日本動物学彙報」等と外国機関の出版物との交換等が載せられている。これらから19世紀末から20世紀初頭において精力的に外国研究機関とのやりとりが行われていたことが窺われる。それに対してSeries 4 File 2がなぜこの資料群に含まれていたのかよくわからないものである。筆者に送付されてきた荷物の順を原秩序としたのでこのようになった。

Series 5は、東京動物学会時代に利用された学会印である。大きさが異なる2つの木箱（Series 5 File 1学会印（木箱1）とSeries 5 File 2学会印（木箱2））に収められていた。File 1は、「東京動物学会図書印」（角印）、「日本動物学彙報」、「会費切」、「東京市本郷区帝国大学理学部動物学教室 東京動物学会 電話 下谷 参拾番」の3種の縦長の印、それに印面が「郵便約束」になる丸印であり、File 2には「東京動物学会」と彫られた角印に朱肉が入っている。

4 学協会アーカイブズをめぐって

これまでに多くの学協会がそれぞれ節目の年に年史を編纂して刊行することは少なくなく、国立情報学研究所の検索エンジンCiNiiにキーワードとして「学会 年史」を入れ

て検索を行うと281件、「協会 年史」の場合は1954件がヒットした¹¹⁾。これらの記述をみるとその領域の発展史といってよいものが大半であり、会員数、学術論文を中心とした研究報告・機関誌、国際交流の量的拡大、国際学会の開催等々を柱としている。それに加えて会則や会費を含む学会制度の変遷、役員、学会賞等の褒賞、年総会・大会開催場所などについての記載がみられる。しかし、これらの記述を裏付ける資料を明示しているものはほとんど見られない。

これまで閲覧できた学協会史の印象で言えることは、基本的に会員数が多いところは年史も充実しているということである。一般社団法人電気学会（1888年設立、初代会長榎本武揚（1836-1908））は、2024年3月末の個人会員数が約19000人、法人会員約400である¹²⁾。『電気学会75年史』には、第17章事務所および職員、その他、として電気学会事務所の場所の変遷や職員数についての記載がある。「事務取扱内規」（1941年制定）や「事務分掌規程」（1940年制定）、「職員服務内規」（1935年制定）が存在していたこと自体興味深いはその内容までは記載されていない¹³⁾。また、ウェブ上に「電気学会アーカイブ」が登載されてはいるが、そこには歴代会長の氏名と所属、2007（平成19）年度から2017年度までの会長挨拶、2012年度、2014年度の役員（代議員）の名が掲載されているに過ぎない¹²⁾。

もう一つの会員数が多い一般社団法人日本機械学会は、1897年に設立され、現在会員数約33000人を数える¹⁴⁾。『日本機械学会60年史』にも事務所位置の変遷があるが住所のみの記載である。この学会では他学会に見られない寄付金や、学会に設けられていた図書室に関する記載があり、他機関からの寄贈図書があればそこへ所蔵され、学会員は学会事務所に赴けばその図書の閲覧ができたことを示す記載がある¹⁵⁾。

この学会でのアーカイブズの名は、年次大会の一般公開企画の公開に対して使われている他、「機械の日」、「機械遺産」、「東海道新幹線開業50周年」などがあるが資料を明示した上でのものではない¹⁴⁾。

学会誌がデジタル化され、インターネット上で閲覧できるようになったことは速報性が確保され利便性が高くなったように思える。しかし、従来であれば、図書館などで冊子体の学会誌を閲覧することができ、学会員でなくても会員数や会費、総会議事録などを知ることができたが、電子化によりこうした情報が会員に限定されているところが多く、学会員以外から当該学会の動向を知ることが困難になってきているのである。

次にCiNiiにキーワード「学会 アーカイブズ」を入れて検索すると題名に学会アーカイブズを含む論考はわずか2件である。そして、「協会 アーカイブズ」では、アカデミアの領域ではみられなかった¹⁶⁾。学会・アーカイブズのうちの1件は、大気環境学会である。

11— CiNii research 国立情報研究所CiNii Research、2024年9月8日閲覧

12— 電気学会の概要 | 一般社団法人 電気学会 (iee.jp)、2024年9月8日閲覧

13— 長島西蔵編『電気学会75年史』、社団法人電気学会、97-98頁、1963年

14— 日本機械学会の活動と未来 | 一般社団法人 日本機械学会 (jsme.or.jp) 2024年9月8日閲覧

15— 社団法人日本機械学会『日本機械学会60年史』、社団法人日本機械学会、1958年

16— 本稿では文科省の「大学などの研究者を中心に自主的に組織された団体」（平成18年版 文部科学白書 第2部 第7章 第3節 4. 学術研究の推進に寄与する組織・活動）の意味で「学協会」の語を題名に用いた。

これまでの学会活動に関する資料については言及がみられないが、「過去半世紀に渡る年会講演要旨集の電子化・データベース化」を大気環境学会アーカイブズと呼んで紙媒体時代の要旨をスキャナを使ってPDF化し、題名、著者、発表区分などの検索機能も強化したものを作成したとしている。

そして、「この種のアーカイブス情報の第一の存在意義は、1人の研究者が自己の研究に関連する既往研究を検索する際に、情報を確実に、かつ容易に得られるようにすること」であるが、今回の作成の大きな目的は、「歴史的な分析の基礎データとすることであり」、「大気環境分野における研究の歴史的な流れをたどり、そこに関与したさまざまな社会状況の変遷を知る重要な情報源となり得ることに大きな存在意義を持つ」¹⁷⁾と述べている。

これに対して正面から「学会アーカイブズ」を問題化したのが永井英治の「学会アーカイブズという課題」¹⁸⁾と題した論考である。「学会史料の重要性という一般化された視点からの声はあまり聞かれない。本稿は、学会運営のために作成されてきた文書記録を保存するアーカイブズとして、学会アーカイブズという聞き慣れない述語を設定し、その課題を考えようとするものである」¹⁹⁾。そして、「学会で作成される文書記録を分類すれば、大きくみて、一、学会の運営に関する文書記録、二、部会、委員会などで担われる学会諸活動に関する文書記録、三、会費管理、学会財政等に関する会計帳簿類」を挙げている²⁰⁾。

本稿はこの論考に示唆を受けたものであり、我が国の「学協会アーカイブズ」は極めて低調というか、ほとんど存在しない状態であることから、東京大学理学部2号館旧蔵動物学会関係資料群の調査を試みたのであった。その結果は、前述の一、二、三、のすべてが含まれており、明治末期から敗戦直後の時期とはいえ、本稿で扱った資料群はアーカイブズとして扱われる価値あるものであり、これからも保存、公開を可能にすることが望ましいと考えられる。

「過去を省みることなく、研究の最先端を追求することのみに価値を認める研究分野でなければ、その素材を提供すべき学会アーカイブズを整備する必要性は認識されるはずである」²¹⁾の言は、その通りであろう。ところが、圧倒的多くの自然科学系学会は「過去を省みることなく、研究の最先端を追求することのみに価値を認める研究分野」なのである。とりわけ、生命科学領域はその典型でもある。こうした領域こそ現状を見据えるためにも歴史的史資料の保存が必要と考える。動物学会のあゆみは我が国における動物学の進展と表裏一体と言っても過言でないだろう。

諸外国に目を向ければ、世界の最有力科学者団体と称されるロンドン王立協会（Royal Society of London for Improving Natural Knowledge）では1660年の設立程ない時期から

17——片谷教孝「大気環境学会アーカイブスの意義、目的、活用方法」、「大気環境学会年会講演要旨集」、76-77頁、2008年

18——永井英治「学会アーカイブズという課題」、「名古屋大学大学文書資料室紀要」、第15号、45-69頁、2007年

19——同上、47頁

20——同上、59頁

21——同上、54頁

協会の活動の歴史がまとめられ、それがデジタルアーカイブズ化され公開されている²²⁾。世界に冠たる科学界での学術活動を支えてきた様子を窺うことができるのである。

5 おわりに

本稿は、東京大学理学部2号館旧蔵動物学会資料群に対して、ISAD (G) を参考に調査・整理し、学協会アーカイブズ構築への展望を検討したものである。そこには、20世紀初頭から半ばまでの動物学会の月例会や評議員会等の記録を含む学会記録や学会費納入、業者への支払い等経理関係の資料が含まれていた。時期的には限定されているとはいえ、学協会アーカイブズの資料群と思われる。

一方、学会運営を担う事務局は従来、大学に置かれていたものが多かったが、近年、電子マネーやクレジットカード利用、外国からの送金等、学会費の支払方法の多様化や学会員以外の方からや外国からの照会等で事務量が増大し、会員管理や経理関係は学外の業者に委ねられるようになってきた。また、その方が廉価になるともいわれた。この業者の一つに約300の学協会が事務を委託していた「財団法人日本学会事務センター」(1971年発足)があった。ところが、2004年8月に破産してしまったのである。事務委託を行っていた学協会は「破産被害学会連絡協議会」を設けて対応に当たった²³⁾。

「文科省所管の財団が破産することを誰が予想したのだろうか。文科省が中小学会の存在の重要性を認識し、それを支援する学会事務センターの存在の重要性を考えてくれたならば、もう少し対策があったのではないかと思う」²⁴⁾という学会経理担当委員の声があった。筆者が属していた日本発生生物学会(1968年設立)では、「学会事務センター破綻、幹事長阿形清和奔走、事務局担当桃津恵子を学会直接雇用」²⁵⁾などとホームページに記している。こうなると学会関係の史資料の保存まで手が回らなくなるどころかできなくなってしまう恐れがあらう。

現況について、動物学会事務局に照会したところ、現在では紙ベースの書類は残っていない。会員管理や学会費の納入などパソコンで行なっている業務も過去10年分までは保存していないとのことであった。

その一方で学会誌の電子ジャーナル化やZoom等を利用し、在宅でも大会・年会で成果報告が可能なオンライン化・デジタル化も確実に進められている。その際、学会関係史資料のデジタルアーカイブズ化も検討し、学協会アーカイブズの構築を考えて欲しいものである。

22— The Royal Society Record JBO/1 Search Results (royalsociety.org) The Royal Society 2024年9月8日閲覧

23— 日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会、『財団法人日本学会事務センター 破産の経緯』、2007年

24— 有坂文雄、「日本学会事務センター破産に思う」、「生物物理」、45巻2号、109-113頁、引用は109頁、2004年

25— 「日本発生生物学会50年の挑戦」(歴史 | 日本発生生物学会 (jsdb.jp)) 2024年9月8日閲覧

本稿で扱った資料群は、結局、帝京大学先端総合研究所（東京・板橋）において保管、展示される見通しになった（2024年9月10日）。そこでの整理、保存、公開等を期待したい。その際、本稿で試みた資料群の基本的な調査がいくらかでも参考になれば幸いである。なお、本資料群の調査結果の公表については、2024年9月12日、日本動物学会第95回長崎大会において、動物学会会長から許諾を得たものである。

また、本稿冒頭で示した動物学会会員宛ての電子メールに記されている個人名は伏せた。この電子メールの内容自体を学会外へ拡散させることは禁じられておらず、実際、動物学会員以外からの照会もあったようである。しかし、原則、学会員に対する情報なので、その点を配慮し、個人名は明示しなかった。

最後に、資料群調査の共同作業に当たった木原章法政大学教授、堂前雅史和光大学教授、資料群の来歴について情報を提供して頂いた八杉貞雄東京都立大学名誉教授、武田洋幸東京大学名誉教授に感謝致します。

研究ノート

パフォーマンスのアーカイビングに関する一考察： 舞踊資料から考える

Documenting Dance Performances: Visual Arts, Dance Notation and Moving Image

中村 友美

Tomomi Nakamura

キーワード

舞踊資料、パフォーミングアーツのアーカイビング、パフォーマンス、記録媒体、映像
dance materials, performing arts archiving and documentation, performance, recording media,
moving images

今日、アーカイブズ資料は多様な記録媒体を含むものであるという認識が持たれている。本稿はパフォーマンスが多様な媒体によって捉えられてきたことを踏まえ、舞踊のパフォーマンスを捉える手段を認識論的に再考することを目的とする。分析の対象は、版画・写真・舞踊譜・映像である。中でも映像は舞踊の要素を最も包括的に捉える資料であるが、用途に応じて有用である他の媒体と併せて多面的にパフォーマンスを記録することの重要性を指摘した。また、本稿では日本のプロフェッショナル・バレエ団における映像資料の管理を、日本バレエ団連盟のアンケート調査を基に考察した。「内容」「保存」「公開と利用」の三つの観点から分析した結果、民間バレエ団における資料管理の困難さや、公開に関する著作権等の課題が浮き彫りになった。日本のバレエの発展を支えてきた民間バレエ団の資料が研究資源として利用可能になることは、舞踊研究への貢献となるだろう。

It is recognized that archival materials currently encompass a variety of recording media. This article aims to reconsider the methods of capturing dance performances from an epistemological perspective in light of the fact that performances have been documented through various recording media. The particular focus of this article is on prints, photographs, dance notations, and moving images. Although elements of dance can be comprehensively captured by moving images, this article points out the importance of documenting performances using other recording media that may be useful for different purposes. This article also considers the management of moving images in professional ballet companies in Japan, based on a survey conducted by the Association of Japanese Ballet Companies. Finally, analysis of the three perspectives of “content,” “preservation,” and “access and use” reveals the difficulties in managing moving images in private ballet companies, as well as copyright issues for public access.

Private ballet companies have played an important role in the development of ballet in Japan. Consequently, ensuring the availability of these dance materials will encourage the development of dance studies.

1 はじめに

舞踊のパフォーマンスの伝承では伝統的に口伝が重視されており、日本舞踊では家元制度を基盤とする師弟関係の中でその技芸が受け継がれてきた¹⁾。クラシックバレエの教授法として名高い「ワガノワ・メソッド (Vaganowa method)」が誕生したロシアにおいても、20世紀初頭まで舞踊教育は「教師個人の経験とセンスに左右され」²⁾、教科書なども存在しなかったとされる³⁾。それでは、パフォーマンスとはどのように捉えることができるのか。その試みは、主に人間の身体の外にある媒体に情報を記録し、情報が固定された媒体を手にとれるようにすることで行われてきた。具体的な記録媒体としては、絵画や彫刻、写真等があり、現代においては映像によるアーカイビングが一般的になっている。

アーカイブズの管理において、紙文書以外の多様な媒体が「記録」であるという認識は古くから存在してきた。山永尚美は、米国国立公文書館が1934年の開館以降、映画フィルム、音声記録、建築図面等を受入れていたという実態に注目し、同年制定された「合衆国政府における国立公文書館の設置その他に関する法律」、さらに1939年の「合衆国政府の特定文書の選別処分に関する法律」の中で、映画フィルムや写真、録音物等が「記録」として定義されていたことを指摘している⁴⁾。1930年代はヨーロッパとアメリカにおいてフィルムアーカイブズの設立が続き、それらは1938年の国際フィルムアーカイブ連盟 (International Federation of Film Archives: FIAF) の創設へと発展した。以降、ニュースフィルムやテレビ番組もアーカイビングの対象と見なされ、FIAFによるカタロギングマニュアルの整備⁵⁾、視聴覚アーカイブに関する理論と実践の集成⁶⁾といった成文化を通じ

1——佐藤和枝「舞踊の記述をめぐって－舞踊譜と伝承－」、『言語センター広報 Language Studies』第3号、小樽商科大学言語センター、1995年、43-44頁。

2——斎藤慶子『「バレエ大国」日本の夜明け チャイコフスキー記念東京バレエ学校1960-1964』、文藝春秋企画出版、2019年、35頁。

3——同上。

4——山永尚美「戦後日本における「記録」の定義の受容過程－映像資料を中心に－」、『学習院大学文学部研究年報』69輯、2023年、173-177頁。

5——Harriet W. Harrison, ed., for the FIAF Cataloguing Commission, *The FIAF Cataloguing Rules For Film Archives*, K.G. Saur, 1991. https://www.fiafnet.org/images/tinyUpload/E-Resources/Commission-And-PIP-Resources/CDC-resources/FIAF_Cat_Rules.pdf. 2016年には改訂版が刊行された。Natasha Fairbairn, Maria Assunta Pimpinelli and Thelma Ross, for the FIAF Cataloguing and Documentation Commission, *The FIAF Moving Image Cataloguing Manual*, 2016. <https://www.fiafnet.org/images/tinyUpload/E-Resources/Commission-And-PIP-Resources/CDC-resources/20160920%20Fiaf%20Manual-WEB.pdf>. (2024年11月18日最終閲覧。以下同じ)

6——代表的なものとしては、Ray Edmondson, *Audiovisual Archiving: Philosophy and Principles*, UNESCO,

て、視聴覚メディアは公文書館で所蔵される伝統的なアーカイブズとは異なる管理技法が必要とされる特殊な領域であるという理解が今日では定着している。

アーカイブズが多様な媒体を含むものであるとする考えは、「トータル・アーカイブズ (total archives)」の議論にもたどることができる。1970年代にカナダで提唱されたこの概念は、アーカイブズ機関は公的な記録だけではなくそれらを補完する私的な記録も含めて受け入れ、あらゆる記録媒体を対象にするという考え方を特徴とし⁷⁾、「のちにアーカイブズ界で発展した包括的で統合的な理論と実践の先駆け」⁸⁾であるとされる。

これらのアーカイブズと記録媒体とをめぐる議論を踏まえ、本稿ではパフォーマンスが多様な記録媒体によって捉えられ、パフォーマンスのアーカイビングが伝統的な「書かれた記録」の外側にあることに注目し、舞踊のパフォーマンスを捉える手段を認識論的に再考することを目的とする。分析の対象とするのは、版画・写真・舞踊譜・映像である。これらはいずれも舞踊研究においてはしばしば参照され、再現等にあたっても用いられるが、資料の形態とパフォーマンスの関係に着目した研究はあまり見られない。本稿ではまずそれぞれの制作された時代背景を整理し、4つの媒体から捕捉できる舞踊の要素を比較した上で、資料の価値について考察する。また、映像は他の媒体と比べ再現性が高く舞踊の伝承において重要な手段であることを鑑み、日本のプロフェッショナル・バレエ団における映像資料の管理の現状を把握し、課題を考察することを本稿の第二の目的とする。

舞踊の創造は太古から世界各地に見られ、歴史的にも地理的にも範囲が広大である。本稿では西洋の伝統的な劇場舞踊に焦点を絞り、15-18世紀の宮廷バレエ及び19世紀以降のクラシックバレエからもたらされた舞踊資料を対象とする。

2 パフォーマンスを捉える記録媒体の変遷と特性

本章では、舞踊のパフォーマンスを捉える4つの記録媒体－版画・写真・舞踊譜・映像－について、それぞれが制作された時代背景を概観し、捕捉される舞踊の要素を、物語、音楽、人物、振付、演出、舞台美術、衣装の7つの観点から分析する。また、それぞれの資料の価値についても考察する。版画・写真については、舞踊評論家薄井憲二によって収集された「薄井憲二バレエ・コレクション」(以下、薄井コレクション)を参照する。薄井コレクションは「バレエの始まりから現代までを広くカバーする」⁹⁾資料群であり、資

1998. <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000113127?posInSet=8&queryId=e1afaa7f-2516-4471-9400-b39949638a61>. 同書は2004年に第2版、2016年に第3版が刊行されており、児玉優子・石原香絵による日本語版も出版されている(第2版:レイ・エドモンドソン『視聴覚アーカイビング:その哲学と原則』、放送番組センター、2007年、第3版:レイ・エドモンドソン『視聴覚アーカイブ活動:その哲学と原則』、映画保存協会、2018年)。

7—Terry Cook, 'Total Archives', Luciana Duranti and Patricia C. Franks, eds., *Encyclopedia of Archival Science*, Lanham: Rowman & Littlefield, 2015, p. 397.

8—*Ibid.*

9—薄井憲二バレエ・コレクションホームページ、<https://www1.gcenter-hyogo.jp/ballet/index.html>。

料の種類に基づいて整理分類されているため、本章で目的とする媒体ごとのパフォーマンスの捕捉の分析に適した資料群と言える¹⁰⁾。

2-1 版画

バレエの起源はルネサンス期のイタリアに遡り、その後ヨーロッパの宮廷で踊りは大流行したとされる¹¹⁾。特にフランスでは国王の庇護のもとで宮廷バレエが重視されるようになり、洗練され且つ複雑な振付が増えるにつれプロの踊り手が必要とされ、17世紀には観客席と舞台を仕切るプロセニウム・アーチを備える劇場が出現したことで、観客と踊り手の区別が生まれることとなった¹²⁾。この当時の舞踊は絵画や版画によって伝えられており、薄井コレクションで所蔵される舞台全景が描かれた版画を通して、バレエ揺籃期の舞台の光景を知ることができる（登録番号AP-149 *Set design for the opera "Il Pomo d'Oro"*, 1667、AP-196 *Der Sommer, Aeftas L'Etè, La State*, 1676）。

踊り手としても知られるルイ14世の治世では、バレエの発展につながる歴史的な出来事が連鎖的に起こった。王立舞踊アカデミーの設立、パリ・オペラ座の前身である王立音楽アカデミーの創設、アカデミー付属の王立バレエ学校の設立はプロの舞踊家の育成を後押しし、プロの舞踊家の登場と、芸術としてのバレエの発展が急速に進んだとされる¹³⁾。職業舞踊家が頻繁に描かれる対象となった背景には、卓越した技術と豊かな表現力を身に着けた舞踊家が「個々のスタイルを確立し名声を得る」¹⁴⁾というバレエ史における重要な変化が存在していると言えるだろう。19世紀を迎えロマンティック・バレエ¹⁵⁾が隆盛を極めると、当時の話題を集めた職業舞踊家の姿は度々版画に描かれるようになった（図1参照）。このことは、舞台芸術が上演されるために存在する劇場という特別な空間を訪れることなく、人々に舞踊家の姿を鑑賞できる機会をもたらすこととなった。捕捉されたものは視覚的に認識できる人物、衣装、わずかな舞台背景（舞台美術）のみであり、物語の展開や音楽などの要素は知覚できないが、実際の舞台の情景を人々に想起させる役割を果たしたであろうことが窺われる。また、捉えられた情報が限定的であるということは、欠けているものへの希求、つまり劇場で上演される真のパフォーマンスに触れたいという欲求を掻き

10——薄井コレクションの検索手段は全4巻の目録である。薄井憲二総監修、芳賀直子監修『兵庫県立芸術文化センター薄井憲二バレエ・コレクション目録第1巻プログラム・バレエ台本』『同第2巻書籍類・雑誌』『同第3巻アンティーク・プリント・手紙・サイン・切手他』『同第4巻衣装・小物類・写真・ポストカード・ドキュメント他・補遺』、兵庫県立芸術文化センター、2012-2014、2016年。

11——Jack Anderson, *Ballet and Modern Dance: A Concise History*, Third Edition, Princeton Book Company, 2018, Kindle Edition, Chapter 3 Dance at the Royal Courts.

12——*Ibid.*

13——*Ibid.*, Chapter 3 Dance at the Royal Courts and Chapter 4 The Professionalization of Ballet.

14——*Ibid.*, Chapter 4 The Professionalization of Ballet.

15——1830-40年代にヨーロッパで大流行したバレエの様式。フランスが発祥とされ、超自然的な世界観に支配された作品が創作され人気を博した。ロマンティック・バレエを代表する作品として、『ラ・シルフィード』『ジゼル』が知られる。“Romantic ballet”, Debra Craine and Judith Mackrell, *The Oxford Dictionary of Dance*, Second Edition, Oxford University Press, 2010, pp. 377-378. 鈴木晶監訳、赤尾雄人、海野敏、長野由紀訳『オックスフォードバレエダンス事典』、2010年、611-612頁。

立てる効果もあったと考えられる。

イギリスの舞踊史家シリル・ボーモン
トは、ロマンティック・バレエ時代のリ
トグラフ（石版画）を収めた書籍の中で、
刊行の目的を「劇場舞踊の発展における
偉大な時代の一つであるロマンティッ
ク・バレエの優雅さ、美しさ、魅力を再
び捉えようとする（recapture）試み」¹⁶⁾
であると述べている。リトグラフは、制
作された同時代にあっては特定の舞踊家
の姿を写し取ったオブジェクトとしての
需要があったが、時代が下るにつれ称美
する対象としての価値は希薄になり、過
ぎ去った時代や失われた作品を回顧する、
あるいは舞踊家の功績や作品を研究する
といった新たな役割が誕生し、資料的価
値が付加されていったと捉えることがで
きる。舞台衣装を身に着けた舞踊家が描
かれたリトグラフはいわゆるブロマイド
のような役割を果たしたと言われ¹⁷⁾、男
性観客にとっての理想の女性像が具現化

されていることにも留意する必要があるが¹⁸⁾、舞踊家に関する研究のほか、衣装デザイン
や装身具の変遷に関する分析、作品に注目した考察（例えば、実際に上演された作品と描
かれた作品の関係分析）等、舞踊研究を促進する資料である。

2-2 写真

1827年、フランスの発明家ジョセフ・ニセフォール・ニエプスによって世界で最初の写
真撮影が行われたのを端緒として¹⁹⁾、写真技術は19世紀を通じて改良が重ねられた。撮影
時間の短縮を実現したダゲレオタイプ²⁰⁾、複製を可能とするネガポジ法が登場すると²¹⁾、肖



図1——『ラ・シルフィード』のシルフィード役を踊るマリー・タリオニ（登録番号AP-176 Marie Taglioni, als Sylphide, c. 1839–1840 兵庫県立芸術文化センター 薄井憲二バレエ・コレクション所蔵）

16——Cyril W. Beaumont and Sacheverell Sitwell, *The Romantic Ballet in Lithographs of the Time*, Faber and Faber Limited, 1938, p. 33.

17——薄井憲二総監修、芳賀直子監修『兵庫県立芸術文化センター薄井憲二バレエ・コレクション目録第3巻 アンティーク・プリント・手紙・サイン・切手他』、兵庫県立芸術文化センター、2014年、25頁。

18——高橋由季子「ロマン派バレエにおける女性ダンサーのイメージについて」、『学習院大学人文科学論集』21号、2012年、186–187頁。

19——大日方欣一「写真の誕生」、飯沢耕太郎監修『カラー版世界写真史』、美術出版社、2004年、11–13頁。

20——同上、13–15頁。

21——同上、16頁。

像写真が人々の熱狂的な関心を集めるようになった²²⁾。その背景にはブルジョワジーの台頭と肖像制作の需要の高まりがあったとされるが²³⁾、薄井コレクションに含まれる初期の写真からは19世紀半ばには職業舞踊家がすでに被写体となっていたことが確認される(登録番号PH-CC-005 *Petipa, Marius in "Faust", 1854*)。前項で見たように19世紀は舞踊家の姿が版画に度々描かれたが、それと並行して写真が流布し始め、写真と版画が同時に制作される時期を経て19世紀末には写真が版画に取って代わったことがコレクションから見て取れる。

薄井コレクションは舞台写真のほか個人プロマイドも多く所蔵しており、「公演中の舞台写真が撮影できなかった時代には、特別にスタジオでポーズをとり」撮影されたことが指摘されている²⁴⁾。プロマイドとして作られた写真は舞台写真よりも劇的な印象をもたらし、商業的な志向も垣間見える。舞踊家のサイン入りの写真などは、バレエ愛好者やファンにとって記念品的な特別な価値があったと考えられ、図2に示すアンナ・パブロワ(Anna Pavlova)の写真もその一つであると言えるだろう²⁵⁾。

写真は静止した一瞬を捉えたものであり、認識できる要素は人物、衣装、背景のみであるという点では版画と大きく変わらないが、作品の役柄を特徴づける姿勢(ポーズ)から舞踊家の表情までを鮮明に写し取っておりリアリティに富む。役に入り込む舞踊家の姿を捉えた写真は、作品を象徴するイメージ像を人々の記憶に刻印し、リトグラフ同様に切り取られた一場面を通じて作品全体への想像を喚起する効果を有している。また、写真は新聞、雑誌、書籍、ウェブサイト等に宣伝や批評のために掲載されるという用途があり、今日においてもコミュニケーション・ツールとして重要な資料であると同時にバレエのイメージ形成にも影響を与えている。



図2——『瀕死の白鳥』のアンナ・パブロワ(登録番号PH-D-196-06ws Pavlova, Anna "The Dying Swan", 1905 兵庫県立芸術文化センター 薄井憲二バレエ・コレクション所蔵)

22——同上、20-21頁。

23——同上。

24——薄井憲二総監修、関典子監修『兵庫県立芸術文化センター薄井憲二バレエ・コレクション目録第4巻 衣装・小物類・写真・ポストカード・ドキュメント他・補遺』、兵庫県立芸術文化センター、2016年、6頁。

25——アンナ・パブロワは類まれな芸術性と代名詞とされる『瀕死の白鳥』で有名であるだけでなく、20世紀初頭に世界を巡業しバレエ芸術の伝道に努めたことで、バレエ史上非常に重要な舞踊家の一人。渡辺真弓『日本のバレエ 三人のパヴロワ』、新国立劇場運営財団情報センター、2013年、17-60頁。

2-3 舞踊譜

舞踊の振付を紙の上に再現しようとする試みも古くから行われてきた。15世紀、イタリアの舞踊教師たちによって記された舞踊の指南書は、テクニック、表現、作品等を解説すると共に舞踊の定義づけに貢献したと言われる²⁶⁾。その後フランスでバレエが流行するようになると、17世紀末から18世紀初頭に振付をスケッチと文字で記録する「舞踊記譜法 (dance notation)」が編み出され、ヨーロッパ中で流行した (図3 参照)²⁷⁾。バレエのステップが複雑化するにつれ記録が困難になり、時代遅れになったとされるが²⁸⁾、20世紀になるとルドルフ・ラバン (Rudolf Laban)、ルドルフ & ジョアン・ベネシュ (Rudolf & Joan Benesh) によって新たな記譜法が考案され、正確かつ緻密な記述が実現された²⁹⁾。これらは今日でも一部のバレエ団で利用されており、ノーテーター (notator) またはコレオロジスト (choreologist) と呼ばれる記譜の専門家によって振付が記録されている。

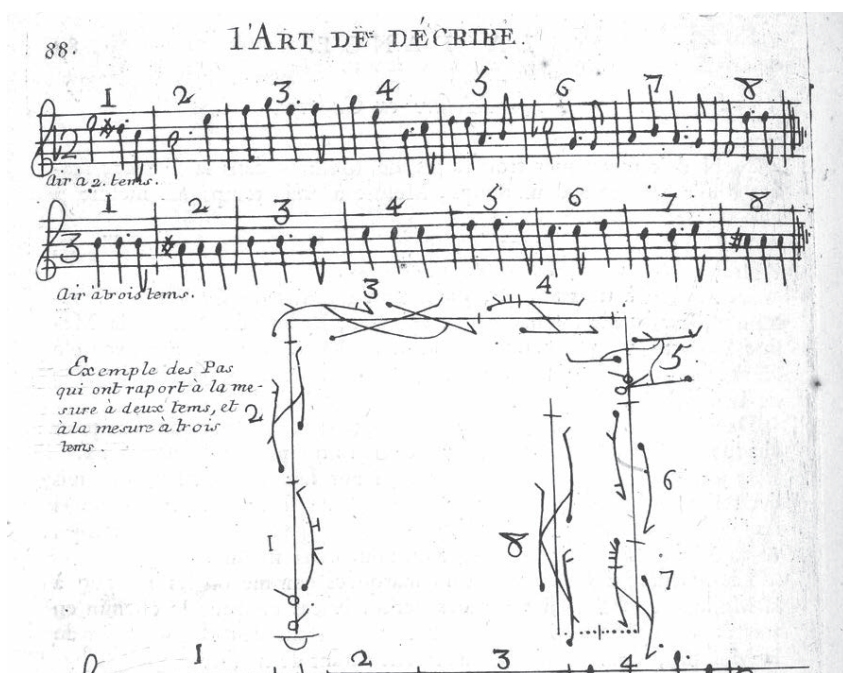


図3 — Raoul-Auger Feuillet, *Choregraphie ou L'art de decrire la dance, par caracteres, figures et signes demonstratifs*, 1700, p. 88 (フランス国立図書館所蔵)

26—マリ=フランソワーズ・クリストウ、佐藤俊子訳、『バレエの歴史』、白水社、1970年、9-10頁。

27—Anderson, *op. cit.*, Chapter 4 The Professionalization of Ballet. ピエール・ボーシャン (Pierre Beauchamp) によってバレエのテクニックが集成され、ラウル=オージェ・ファイエ (Raoul-Auger Feuillet) はボーシャンの影響を受け *Choregraphie ou L'art de decrire la dance, par caracteres, figures et signes demonstratifs* (1700) を著した。

28—Ibid.

29—"dance notation", Debra Craine and Judith Mackrell, *The Oxford Dictionary of Dance*, Second Edition, Oxford University Press, 2010, pp. 116-118. 「舞踊記譜法」、鈴木晶監訳、赤尾雄人、海野敏、長野由紀訳『オックスフォードバレエダンス事典』、2010年、448-450頁。

舞踊譜に記録されるものは主に、足のポジション、ステップ、ジャンプ、回転、腕の動き、足さばき、タイミング、方向、高さ、持続時間、フロア・パターン（移動線）であり、これらが記号、文字、スケッチで記述される³⁰⁾。舞踊譜によって捕捉される要素は振付に限定されるが、図3のように舞踊譜上に簡単な旋律が加えられることもあり、音楽の一部が動きとの関連において把握できることもある。

舞踊の習得にあたって舞踊譜を用いることは一般的ではないため用途は限定されるが、後年登場する映像の不完全さ（死角が生じる、ある特定の一回の捕捉にすぎない等）を補う観点から評価されており³¹⁾、舞踊の再現性の点から有用な資料である。また、版画において生じる画家の目というフィルターや、映像で発生しがちな特定の舞踊家の過度な影響を排除できる点において、意義があると言えるだろう。

2-4 映像

20世紀に誕生した映像技術は時空間を越えて大量の情報を音声や画像で伝達することを可能にし、テレビの普及は社会や暮らしの変化を引き起こした³²⁾。技術の発展を背景としてバレエの映像が制作されるようになると、映画（ミュージカル映画、バレエ映画）やテレビ放送を通じたバレエ鑑賞の機会が提供され、劇場以外でバレエに親しむ人口が増えたとされる³³⁾。また、家庭用ビデオプレーヤーが普及したことは、個人が好きなときに鑑賞するという新たな楽しみ方をもたらした³⁴⁾、今日ではYouTubeのようにオンラインで動画を共有する仕組みが確立したことで映像を視聴する環境は広がり続けている。

映像は、人物や振付だけではなく、物語、演出、音楽、舞台美術、衣装も含めパフォーマンスの全体を捉える媒体である。そのため、パフォーマンスに関わるほとんどのプロセスで利用されると同時にバレエの芸術としての発展を促進しており、その重要性はバレエ界でも広く認識されている。一例として挙げられるのが、ライブビューイングによるパフォーマンスの発信を通じた新たな観客層の開拓である。舞台芸術コミュニティにおいては、2000年代からライブビューイングやパブリックビューイングを通じたパフォーマンスの映像配信が行われており、舞台芸術の新たな受容のあり方として受け入れられてきた。ライブビューイングを実現するには莫大な費用がかかることからバレエ公演に関しては欧米の大規模な国立・王立歌劇場での上映に限定されてきたが、近年は日本の一部のバレエ団においても実施されている³⁵⁾。

30——*Ibid.* 中村美奈子「舞踊記譜法－用途、歴史、分類、そして応用－」、『アート・リサーチ』Vol. 2、立命館アート・リサーチセンター、2002年、91-92頁。

31——中村美奈子、同上、89頁。他にも著作権が保護される、舞踊の分析と研究の手法として有効であるといった利点が述べられている。

32——中村慶久「20世紀の映像記録技術の進展」、『映像情報メディア学会誌』Vol. 54, No. 10、映像情報メディア学会、2000年、1364頁。

33——海野敏「第6章現代のバレエ」、鈴木晶編『バレエとダンスの歴史 欧米劇場舞踊史』、平凡社、2012年、135頁。

34——同上。

35——継続的にライブビューイングを上映している海外バレエ団には、パリ・オペラ座バレエ、ロンドンの

前項で述べたように、映像は舞台空間を隈なく捉えたものではなく、繰り返される公演の一回を捉えたものにすぎないという特徴を持つが、上述のように従来の媒体と比較してパフォーマンスの構成要素を網羅する豊富な情報を含むため、舞踊の創作、習得、伝承、鑑賞、研究といったあらゆる面において高い価値を持っている。

2-5 小括

ここまで見てきたパフォーマンスを捉える4つの記録媒体－版画・写真・舞踊譜・映像－と、それぞれで捕捉される要素をまとめると、表1のように表すことができる。記録媒体によって捕捉される舞踊の要素を再確認すると、物語、音楽、人物、振付、演出、舞台美術、衣装の7要素に分類することができる。版画・写真では、人物、衣装は捕捉可能（○）であるが、振付と舞台美術は部分的（△）であり、物語、音楽、演出に関しては捉えることができない（－）。舞踊譜で捕捉される要素は主に振付である。映像は舞踊の要素を最も包括的に捉える媒体であるが、映像のみでパフォーマンスの捕捉が完結するということではない。一瞬を写し取る写真や、振付を二次元で表現する舞踊譜も用途に応じて有用であり、これらの媒体と併せて多面的にパフォーマンスを記録する必要性は指摘できるだろう。

ロマンティック・バレエが人気を集めた1830-40年代のパリにはリトグラフを制作する石版印刷工房が多数存在しており、1838年には280の工房があったとされる³⁶⁾。また、写真が発明されて間もない時期から写真家たちは次々とスタジオを開設し、肖像ビジネスが大都市から地方都市まで拡大していったと言われる³⁷⁾。パフォーミングアーツの上演には作品を鑑賞する観客が必然的に必要であるとされるが³⁸⁾、パフォーマンスのアーカイピングには画家、写真家、ノーター・コレオロジスト、映像スタッフといった制作者が存在

表1——パフォーマンスの記録媒体と捕捉される要素

要素 媒体	物語	音楽	人物	振付	演出	舞台美術	衣装
版 画	－	－	○	△	－	△	○
写 真	－	－	○	△	－	△	○
舞踊譜	－	△	－	○	－	－	－
映 像	○	○	○	○	○	○	○

ロイヤル・オペラ・ハウス、ロシアのボリショイ・バレエがある。国内では、Kバレエカンパニーが2020年以降ライブビューイング及びライブ配信を行っている。また新国立劇場は、2022年よりEUの文化支援プログラムの支援を受けたオペラの映像配信プラットフォームOperaVisionのパートナーに加盟しており、オペラを中心とした映像配信が行われてきたが、2024年からはバレエの配信も行われている。実現にあたっては「権利処理をはじめとする様々なハードル」があったことが述べられている。新国立劇場ホームページ、https://www.nntt.jac.go.jp/ballet-dance/news/detail/77_028076.html。

36——大日方、前掲注19、11頁。

37——大日方、前掲注19、20-21頁。

38——Willem Rodenhuis, “Chapter 8: Performing Arts Archives”, Steven Fisher ed., *Archival Information*, Greenwood Press, 2004, p. 118.

しており、出版事業、放送事業、配信事業とも密接に関連している。本稿では詳述しないが、資料の管理にあたっては媒体ごとに権利者が異なることを整理し、コンテキスト記述に正確に反映する必要があるだろう。

3 日本バレエ界における映像資料をめぐる現状と課題

前章で見てきたように、映像はパフォーマンスを捉える記録媒体の中で舞踊の要素を最も包括的に捉える資料である。その点を踏まえ本章では、日本のプロフェッショナル・バレエ団における映像資料の管理について、2022年に日本バレエ団連盟³⁹⁾が加盟団体を対象に実施したアンケート調査を用い、「内容」「保存」「公開と利用」の三つの観点から現状を分析する⁴⁰⁾。続いて、上記の分析及びアンケートの「要望」欄で寄せられたコメントに基づいて、映像資料の管理に関する課題について考察する。

3-1 内容

アンケートの設問は全10項目あり、すべて自由記述式である。はじめに、アンケート対象となった日本バレエ団連盟加盟団体の名称及び創立年代を確認しておこう。創立年代順に並べると、法村友井バレエ団（1937年）、牧阿佐美バレエ団（1956年）、東京バレエ団（1964年）、貞松・浜田バレエ団（1965年）、スターダンサーズ・バレエ団（1965年）、東京シティ・バレエ団（1968年）、井上バレエ団（1968年）、小林紀子バレエ・シアター（1973年）、新国立劇場バレエ団（1997年）の9団体である。回答は8団体から得られており、団体名については非公表である。新国立劇場バレエ団以外はすべて民間団体であり、バレエの発祥地であるヨーロッパのバレエ団のほとんどが国立・州立・王立であることと比較すると、民間の団体によってバレエ芸術が支えられてきたことは日本のバレエ界の特徴でもある⁴¹⁾。なお、アンケートの設問とその回答の一部については抽出し、表2にまとめた。

まず、資料の内容に関しては、1)「所蔵内で最も古い映像資料」、2)「バレエ団で所蔵している映像資料の内容」、3)「バレエ団で所蔵している映像資料の数量」の三つの設問で確認する⁴²⁾。1)の回答によると、最も古い映像資料は1965年、次いで1968年、1971年、1974年、1976年、1977年、1988年、1997年となっており、1970年代から映像資料の制作が徐々に普及していることがわかる。2)の回答からは、一旦映像制作に取り組み始めて以

39——一般社団法人日本バレエ団連盟は日本に拠点を置くプロフェッショナル・バレエ団を統括する全国組織であり、バレエ芸術の振興と普及を目的に2014年に設立された。一般社団法人日本バレエ団連盟ホームページ、<https://japan-ballet.com/>。

40——一般社団法人日本バレエ団連盟「令和4年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 新進バレエダンサー・運営スタッフの育成、並びにバレエ団運営基盤整備および次世代の観客育成に向けた調査報告書」、99頁。

41——新国立劇場バレエ団は1997年に開館した新国立劇場を拠点とするバレエ団であり、日本における唯一の国立バレエ団である。新国立劇場バレエ団ホームページ、<https://www.nnttjac.go.jp/ballet/nbj/>。

42——1)、2)以下の番号は筆者が便宜上付したものである。

表 2 ——最も古い映像資料の制作年と資料の数量、整理・保存への関心

団体名 質問	D	A	G	B	E	F	C	H
1) 最も古い映像資料	1965年	1968年	1971年	1974年	1976年	1977年	1988年	1997年
3) 数量	不明	200本以上	約530本	約400本	4,500本	420本	487本	約200本弱
8) 整理・保存の関心	誰かが全部DVDに変換してくれたら有難い。	今後も管理をしようと思っている。	海外の振付家の作品は上演メインの契約になっておりアーカイブの話は別の契約が必要。	アーカイブは極めて重要なこと。	すべての公演映像はリスト化済み。	何らかの形できちんと整理していかないといけない。	バレエ団として大事なことで残していきたい。	アーカイブ化は業務として行っている。

注：「日本バレエ団連盟加盟団体の映像保管状況」（一般社団法人日本バレエ団連盟「令和4年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 新進バレエダンサー・運営スタッフの育成、並びにバレエ団運営基盤整備および次世代の観客育成に向けた調査報告書」99頁）から一部を抜粋して加工した。

降は継続して保存している様子が見て取れるが、創設後間もない時期の記録は失われているという回答も僅かながらある。

2) の資料の内容に関しては、バレエ団の公演を記録した舞台映像のほか、稽古風景・リハーサル、プロモーション映像、公演関係者のコメントなどが含まれる。すべてのバレエ団で制作・保存しているものは公演映像であり、創立以降のすべての公演について録画を残しているとするバレエ団も2団体あるなど、公演映像は映像資料の中でも核となっている。またアンケートからは、資料として購入した映像フィルムについて、管理上公演映像と同一に扱っている様子も見られる。

3) の所蔵数量については、公演映像を中心に200～500本前後の幅での回答が主であるが、リハーサル映像も合わせて4,500本という回答も見られる。一方、資料が未整理であると回答した団体では、数量が把握されていない。なお、表2中の最も古い映像資料と数量から見ると、古い資料を所蔵していることと数量の相関関係はあまり見られないが、各バレエ団の活動年数と公演回数を調査し詳細な分析を行うことで、統計的に有意な差があるかどうかを検証することが可能であるだろう。

3-2 保存

保存に関しては、4)「保存場所」、5)「バレエ団で所蔵している映像資料の形式」、6)「保存の状態」の三つの設問から検討する。

4)「保存場所」は倉庫と回答した団体が3団体（F、G、H）、バレエ団内ビデオ庫が1団体（E）、書庫が1団体（H）、事務所・バレエ団内団員室が各1団体（C、G）となっている（3団体が無回答）。映像資料用の保管庫（ビデオ庫）で所蔵していると回答したのは1団体であり、倉庫及び事務所内での保存が中心となっている状況である。なお、「倉庫」に関しては、温湿度管理のされた環境であるのかといった点については把握できない。

5)「映像資料の形式」は、16mmフィルム、8mmフィルム、Uマチック、ベータ、VHS、ベータカム、デジタルベータカムテープ、DVD、HDCAMテープ、XDCAMディスク、Blu-ray、データと多様なストレージメディアが挙げられている。

6)「保存の状態」については、8mmフィルム、Uマチック、ベータ、VHS、ベータカムからDVDやDVカムへのマイグレーション作業を実施済みと回答したのが2団体(E、G)、資料の一部について作業が完了している(作業継続中)と回答したのが4団体(A、B、C、F)、未整理という回答が1団体である(D)。マスターとコピーの2本を製作しているという回答も2団体からあった(E、H)。映像資料の形式と保存の状態に関しては、ほとんどの団体が古い形式から新しい媒体に変換する作業に着手してきたことが確認される。しかし、「(変換が)なかなか進まない状況」「ラベリングして整理する前提で準備はしていて、作業中」といったコメントからは、リソースの不足なども浮かび上がる。また、劣化の進行に関する懸念や、「(外部の)ビデオ業者がマスターテープを保管している可能性がある」「海外に残っているものもある」といった所在に関する問題も挙げられており、様々な課題が表面化したと言える。

3-3 公開と利用

公開と利用に関しては、7)「映像配信を行ったならば、その映像は現在、どのように保存されているのか」、8)「こうした映像資料をアーカイブ化(まとめて整理し保存)することに関心はあるか」、9)「こうした映像資料の公開に対して関心はあるか」の三つの設問から分析する。

7)の映像配信後の資料の保存については、回答があったのは3団体(B、G、H)に留まり、映像配信を行っている団体が半数に満たないことが明らかになった。

8)映像資料の整理・保存への関心、9)映像資料の公開に対する関心は、日本のバレエ界における映像資料の整理、利活用を検討する上で鍵となる設問である。まず、8)については、①すでに整理・保存がされていると回答したのが2団体(E、H)、②資料の重要性を認識し、整理を行っていききたいという関心を示している回答が5団体(A、B、C、D、F)、③その他回答が1団体となっている(表2参照)。①すでに整理・保存済みと回答した2団体の内1団体(H)は、「アーカイブ化は業務として行っている」とコメントしているが、上述した創立年と最も古い映像資料の回答から、新国立劇場バレエ団であると推測される。同団のように映像資料の作成から保存までが業務プロセス内で実施されている団体は、日本国内では少数に留まる。もう1団体(E)は、「すべての公演映像はリスト化済みであり、バレエ団内に独自のアーカイブを構築しつつある」というコメントを寄せており、映像資料の作成だけではなく管理に対しても高い意識を持ち整理に取り組んでいる様子が窺われる。②関心はありと回答した5団体からは、映像資料を残していきたい、誰かがDVDに変換してくれると有難いといった要望のほか、「日本バレエ団連盟加盟団体の活動がもはや日本バレエ史そのものであるため、本来価値としてきちんと語られるような状況下でアーカイブされるとよいと思う」という資料の価値に言及した意見も見られる(B)。個々の団体で適切な資料保存を行うことの難しさに加えて、バレエ史・舞踊史的観点から日本のバレエ界全体での取り組みとして検討されるべきといった、マクロな視点からのアプローチの可能性が提案された。③その他回答(G)は、海外の振付家との契

約上、映像の保存は簡単に進められないとするコメントである。これについては9)の回答と併せてさらに見ていきたい。

9) 映像資料の公開に対する関心については、アーカイブズ機関における一般的な資料の公開・利用を想定したものではなく、各団体が、バレエ公演（パフォーマンス）の映像をオンラインで配信することを意図した設問である。回答では、肯定的意見、否定的意見と共に、いくつかの課題が指摘されている。肯定的意見においても単に公開に賛同しているわけではなく、8)の回答において見られたように取り組みは簡単ではないとするコメント（A、C、E、F、G）、日本バレエ界という大きな枠組みの中で公開の仕組みを構築していくべきというコメント（B、C）が見られる。否定的意見では、映像配信を行うことで劇場に足を運ぶ人が減ることへの懸念が上げられている（D）。課題については具体的に、著作権、振付家・演出家との調整の必要性（C、E、F、G）、芸術的な資料価値（F）、費用対効果（F）、人的リソースの不足（F）といった様々な問題が浮上する結果となっている。特に著作権に関しては、本設問に回答のあった7団体の内半数以上でコメントされており、「基本的に契約書が上演メインの契約になっている」ため、映像の公開に関して関係者の合意が得られていないといった現状が示されている。さらに、「著作権をクリアした場合でも振付家や演出家の信頼関係のために安易に公開できない」といった創作者・実演家の権利の保護だけでは解決できない問題も提起されている。「そのまま公開できるということではなく、いい部分でないと公開できない」といったコメントには、パフォーマンスの出来の良し悪しに起因する芸術的な資料価値の判断の難しさが見て取れる。公開するためには何らかの編集が必要になることから、作業的な負担も公開に消極的になる一因であると考えられる。

3-4 映像資料の整理に関する課題と展望

最後の設問である10)「要望、聞きたい事、希望することなど」で寄せられたコメントは、映像資料の整理方法を知りたいという要望及び、資料を公開する枠組みに関する意見に大別される。整理方法に関しては、「安定した映像資料の保存方法を知りたい」「資料整理のフォーマットやシステムなどあれば便利だと思う。他の芸術団体等に流用できるものがあるか知りたい」「海外のアーカイブと公開の状況を知りたい」といった具合に、専門的な管理手法や先行事例に学んでいきたいという姿勢が現れる結果となった。日本のバレエ界では、映像資料に限らずアーカイブズ資料を管理するための専門スタッフが置かれていないことが多く、アンケートでは「日々の業務に追われて取り組めない」というコメントも確認された⁴³⁾。整理が後回しになっている様子が窺われ、経年等による資料の物理的な劣化も懸念される。

また、公開の枠組みに関しては、「文字と映像とがまとまって整理されている状態で、アーカイブすることで歴史的資料としての価値が出るとしたら、すでにプログラム情報とキャ

43——設問9)「こうした映像資料の公開に対して関心はあるか」に対する回答で見られたコメントである。

スト名まですべて入っている『バレエアーカイブ』とリンクすれば入力の手間が省けるし、また演劇博物館など他の分野とのリンクが可能になるかもしれない」というコメントが注目される。昭和音楽大学バレエ研究所によって構築された『バレエアーカイブ』は公演プログラムを基礎とした公演情報検索システムであり⁴⁴⁾、映像資料の記述を意識されたものではないが、プログラムに掲載されているキャスト名やスタッフ名は映像資料にも紐づく記述項目である。作品名、人名等のメタデータに共通の識別子を用いることで、データを関連付けるといった手法も検討できるだろう。

3-5 小括

ここまで、アンケート結果に基づく映像資料の管理の現状について見てきた。映像には社会メディアとしての資料的価値があり、資料を活用した新たな観客層の開拓の可能性も認識されているが、資料の物理的な劣化、マイグレーション作業の遅れ、公開にあたっての著作権の問題等多くの課題がアンケートから明らかになった。統一的なフォーマットやシステムの導入を望む声、バレエ界全体の枠組みの中で検討していくべきとする意見など問題意識は持たれているものの、民間の各バレエ団の努力で映像資料の整理や公開を実現することの難しさが現れる結果になったと言える。

日本バレエ団連盟では、アンケートを実施した2022年度にバレエ界のデジタル化推進を目的とした有識者、関係者との意見交換を行っており、その一環として「舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター化支援事業（EPAD）」との協議を開催している⁴⁵⁾。コロナ禍で発足したEPADは、舞台芸術の公演映像を収集及び映像配信の推進を通じ舞台芸術の制作者と鑑賞者をつなぐ新たな場を提供しており、舞台芸術領域における映像資料の利活用を促進する役割を担っている⁴⁶⁾。2024年9月現在、舞踊関連の作品データは589件となっており、日本バレエ団連盟所属団体の公演映像も収集されている⁴⁷⁾。今後同データベースが映像資料の検索手段としてどのように機能していくのか、注視していく必要があるだろう。

4 おわりに

本稿では、パフォーマンスを捉える4つの記録媒体－版画・写真・舞踊譜・映像－に焦点を当て、それぞれの媒体が捕捉する舞踊の要素を比較分析するとともに、資料の価値について考察した。映像は舞踊の要素を最も包括的に捉え、バレエの芸術としての発展を促

44——昭和音楽大学バレエ研究所が構築したバレエ公演情報のオンライン検索システム『バレエアーカイブ』（<https://ballet-archive.tosei-showa-music.ac.jp/>）。

45——一般社団法人日本バレエ団連盟「令和4年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 新進バレエダンサー・運営スタッフの育成、並びにバレエ団運営基盤整備および次世代の観客育成に向けた調査報告書」（前掲注40）、94-98頁。

46——映像配信にあたっては権利処理を含めたサポートを行っている。データベースには、収録日、権利処理状況、映像分数、出演者・スタッフが掲載されている。<https://epad.jp/>。

47——スターダンサーズ・バレエ団の公演映像が10件登録されている。

進する資料であるが、そのみでパフォーマンスの捕捉が完結するということではなく、写真や舞踊譜といった媒体と併せてパフォーマンスを多面的に記録することが重要であることを指摘した。また本稿の後半では、日本バレエ団連盟によって実施されたアンケートに基づき、日本のプロフェッショナル・バレエ団における映像資料の管理の現状と課題を「内容」「保存」「公開と利用」の三つの観点から分析した。日本にバレエが受容されて以降その発展を支えてきた民間バレエ団においては、資料を適切な環境で保存し公開するというアーカイブズ管理は一般的ではなく、振付家や演出家との著作権の問題も浮き彫りとなった。日本のバレエ史を俯瞰するためには国立・民間問わずその活動成果を捉えていくことが重要であり、民間バレエ団の資料が研究資源として利用可能になることは、舞踊研究への貢献となる。

本稿の冒頭で取り上げたカナダの「トータル・アーカイブズ」アプローチは、アーカイブズ機関で従来扱われてきた「書かれた記録」以外の多様な資料（写真、録音、地図、映像等）が顕著に増加しつつあったことが背景の一つであり⁴⁸⁾、近年のアーカイブズ界では「文字資料」「非文字資料」という議論に加えて、非文字文化のコンテクストからも捉え直す動きが見られる。その一つとして挙げられるのが、2019年にInternational Council on Archives (ICA) の先住民族問題専門家グループ (Expert Group on Indigenous Matters) が開催した先住民族問題サミットで採択された「タンダニア・アデレード宣言 (Tandanya-Adelaide Declaration)」であり、帝国主義・植民地主義的な見地から先住民族の遺産を周縁化してきた歴史的経緯を踏まえ、アーカイブズ原則を脱植民地化し、アーカイブズの意味を先住民族の世界観・知識から問い直すといった方向性が提示された⁴⁹⁾。周知のように先住民族の遺産には非文字文化も含まれ、ICAは2023年に発行したアーカイブズ記述のための国際標準Records in Contexts第1版の中でもタンダニア・アデレード宣言に言及し、アーカイブズと記録に関する先住民族の概念が、「書かれた記録」から構成されているヨーロッパ中心的な考え方を乗り越え、拡張している点を認識するよう呼びかけている⁵⁰⁾。これは、非文字文化を単に文字化し記録媒体に捉えるということを示唆しているのではなく、人間のあらゆる表象・創造行為をどのようにアーカイビングできるのかを問いつけているのだと言える。本稿では記録媒体に固定された舞踊のパフォーマンスについて論じたが、事象や行為としてのパフォーマンスのアーカイビングについても検討していく必要がある。今後の課題としたい。

48—Terry Cook, "Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigms", *Archival Science*, vol. 13, no. 2-3, 2013, pp. 108-109.

49—ICA/NAA Indigenous Matters Summit, Tandanya Aderaide Declaration, <https://www.ica.org/ica-network/expert-groups/egim/ica-naa-indigenous-matters-summit/>.

50—ICA, Expert Group on Archival Description (EGAD), Records in Contexts – Foundations of Archival Description ver. 1.0, 2023, pp. 1-2, <https://www.ica.org/resource/records-in-contexts-foundations-of-archival-description/>.

研究ノート

札幌市におけるマイクロフィルム文書管理の現状

The Current State of Microfilm Document Management in Sapporo City

高山 征季

Motoki Takayama

キーワード

文書管理、マイクロフィルム、基礎自治体

records management, microfilm, local government

本稿では、札幌市を事例に、マイクロフィルム導入後にどのような文書が複製・保存され、原文書の廃棄がどの程度行われてきたのか、また、現在の文書管理の実態について考察する。

マイクロフィルム導入の主な目的は、原文書を廃棄することによる文書保管スペースの削減にあった。しかし、電子通信技術の発展等の影響を受け、長期保存を必要とする重要文書のバックアップが主目的へと変化していった。一方で、マイクロフィルム文書の保存期間が延長され、公文書館への移管が進まない現状にも言及した。

This study examines the current state of microfilm document management in Sapporo City, focusing on the types of documents that have been duplicated and preserved, the extent to which original documents have been discarded, and the management practices for archiving and retrieval.

The primary objective of implementing microfilm technology is to reduce storage requirements by eliminating the need for original documents. However, with the advancement of digital communication technologies, the focus has shifted toward preserving important documents as backups for long-term retention. Additionally, this study addresses contemporary challenges related to extended retention periods for microfilm documents. These prolonged periods have, in turn, delayed the timely transfer of materials to public archives.

本稿に示されている意見は、筆者個人のものであり、筆者の勤務先の見解を示すものではない。

1 はじめに

マイクロフィルムは、その証拠性や長期保存性から行政機関における文書管理に利用されてきた。近年では、事務への導入状況や公務能率化との関係、公文書館設置の影響に注目した研究も行われている。

例えば、下重直樹¹⁾及び出口颯涼²⁾は、中央省庁の事例を基に、マイクロフィルムがデータ整理、業務の迅速化、保管スペースの削減を目的とする一方、法的証拠能力や利用上の制約により十分な効果を発揮しなかったことを指摘している。また下重は、マイクロ化が行政における長期保存記録（＝アーカイブズ）の利用価値に関する発想の一端を示すものであるとも述べている。

釜谷友梨子は³⁾、農林水産省のマイクロフィルム導入事例を基に、公文書館への移管によって原本を廃棄せずに文書保管スペースの削減が可能であることを示した。また木本洋祐は⁴⁾、神奈川県立公文書館の開館後、県がそれまで行っていた保管スペース確保目的のマイクロ化が廃止され、公文書館所蔵資料の保存や中間書庫資料の利用を目的とするマイクロ化のみ行われるように転換された点を指摘しており、マイクロ化の動向が公文書館に影響することがうかがえる。

一方、移管が順調に進まないケースもあり、下重は現用段階での記録管理の不十分さを要因とし⁵⁾、釜谷も適切な移管には現用段階から対象公文書の情報の把握が不可欠であったとしている⁶⁾。

これらの先行研究から、行政機関ではマイクロフィルムと原本がアーカイブズの価値を持ちうる資料として保存される一方、法的証拠能力や利用の限界から、マイクロフィルム導入により期待された保管スペースの削減効果は限定的だったことがわかる。しかし原本を廃棄せず、複製を現用の部局で活用することにより、保管スペースの削減と長期保存の両立が可能であったことも示唆されている。これらの研究は、主に国や都道府県を対象としており、基礎自治体について論じたものとしては秋山茂（1970）⁷⁾、榎本正（1989）⁸⁾がある。秋山はマイクロフィルム導入による事務の合理化や法的証拠能力を論じ、マイクロ化が行

1——下重直樹「内閣補助部局における記録管理の史的展開-政策形成とアーカイブズに関する試論として-」、『北の丸』第46号、2014年、3-39頁。

2——出口颯涼「戦後日本の公文書管理とマイクロフィルム-1960～70年代を中心に-」、『國學院雑誌』第123巻第10号、2022年、25-43頁。

3——釜谷友梨子「戦後日本の中央行政機関におけるマイクロフィルムの導入と原文書に関する検討-農林水産省移管文書を中心として-」、『GCAS Report』Vol.13、2024年、40-56頁。

4——木本洋祐「神奈川県立公文書館における複製物について-マイクロフィルム編-」、『神奈川県立公文書館紀要』第8号、2020年、1-54頁。

5——下重前掲論文、30頁。

6——釜谷前掲論文、53頁。

7——秋山茂『文書管理の新しい手法-マイクロフィルム導入の実際とその効果-』、国際マイクロフォト研究所出版部、1970年。

8——榎本正「相模原市におけるマイクロフィルムを利用した文書管理の概要」、『地方自治コンピュータ』223号、1989年、43-49頁。

政の目的によりそれぞれ特徴を持つことを指摘している⁹⁾。榎本はマイクロフィルム文書を用いた文書管理業務や効果を簡潔に紹介しているが、光ディスク等の導入は今後の課題として指摘するとどまる¹⁰⁾。そのため、基礎自治体を対象とした事例研究を蓄積していくこと、特に光ディスク導入以降の状況を明らかにすることには意義があると考ええる。

本稿では、札幌市の事例を取り上げていく。まず、マイクロフィルム導入後にどのような文書が複製・保存され、原本の廃棄がどの程度進んだのか、現行の体制ではどのようにマイクロフィルム文書が管理されているのかを明らかにする¹¹⁾。そして、札幌市が集中管理するマイクロフィルム文書や各課のマイクロフィルム文書の管理状況と課題について、札幌市総務局行政部総務課（以下、総務課）及び行政情報課（以下、行政情報課）提供の資料、メールインタビューの結果より考察する。

札幌市は、自治体のマイクロ化が最初のピークを迎えた1965～1970年にマイクロフィルムを導入した自治体であり¹²⁾、文書管理の電子化や公文書館の設置等¹³⁾、マイクロ化の状況に影響を与える変化も経験している。また、バックアップを目的としたマイクロフィルム文書が新規に作成されていることから、マイクロフィルム文書管理の現状を把握する上でも適切な事例であると考えられる。

2 マイクロフィルム導入の経緯

2-1 マイクロフィルム導入と初期の目的

札幌市では、1961年から各課で作成・収受したマイクロフィルムが分散管理されていたが、1969年から全庁的なマイクロフィルムシステム導入に向けて動き始めた。1967年8月1日から1968年4月30日には、段階的に全庁的な文書整理運動が行われ¹⁴⁾、文書の作成量・保存量増加への対応がされたが、永年保存文書および長期保存が必要な文書については、マイクロフィルムシステム導入での対応が計画された。

1969年12月には、「マイクロシステム導入基本計画案」が作成され、保管スペースの節減、文書利用の迅速化、情報管理システムの基盤確立が目的に定められた¹⁵⁾。1970年1月から導入実態調査を業者に委託し、ここから全国初となるカラーマイクロの実用化等も含め、

9——秋山前掲書、II-10-1頁。

10——榎本前掲論文、49頁。

11——本稿では次の通り用語を定義する。「原文書」とはマイクロフィルムに撮影される文書、「原本」とは撮影された文書、「マイクロフィルム文書」とは文書が撮影されたフィルム。

12——日本マイクロ写真協会『JMA25年のあゆみ』、日本マイクロ写真協会、1986年、53頁。

13——札幌市公文書館では所蔵資料のマイクロ化やデジタル化は、状況に応じて行うとされている。高山征季「札幌市公文書館におけるマイクロフィルム管理の現状と課題」、『札幌市公文書館年報』第11号、2024年、58頁。しかし、地図や写真のデジタル化の報告は『札幌市公文書館年報』でされているが、マイクロ化の報告はない。札幌市公文書館『札幌市公文書館年報』第11号、2024年、8頁等。

14——札幌市庶務部『札幌市の事務改善』、1973年、1頁。

15——札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「札幌市におけるマイクロフィルムシステムの沿革」(簿冊コード：2019-0102)。

全庁的なマイクロ化の準備が進められた¹⁶⁾。1971年の市役所新庁舎完成に伴い地下2階に専用のマイクロ室が設置され、専門業者を常駐させる委託外注方式が採用された。さらに、1972年10月に「札幌市マイクロフィルム文書取扱要領」（以下、取扱要領という。）と「マイクロ写真化対象文書基準」、1976年10月に「本庁舎におけるマイクロフィルム文書の集中管理要領」（以下、集中管理要領という。）が制定されたことにより、集中管理体制が確立された¹⁷⁾。

集中管理されるマイクロフィルム文書は主に保存用ネガフィルムであり、各課で分散管理されていた文書は文書主管課に引き継がれた。以降は、取扱要領に基づき、①文書主管課長とマイクロ化する文書の所管課長の協議、②撮影文書の整理、③撮影、④検査、⑤正写の認証、⑥保存という手順に基づいてマイクロ化が行われた¹⁸⁾。

札幌市では文書保存にとどまらず、マイクロフィルムを住民サービスに活用することが推進された¹⁹⁾。除籍簿や改製原簿、土木関係図面を市民相談や交付手続きで利用することで住民サービス向上に貢献した。この戸籍事務については「札幌方式」と呼ばれ、全国的にも注目された²⁰⁾。住民に密接した基礎自治体ならではの取り組みとして、国や都道府県の事例とは一線を画すものであった²¹⁾。

2-2 導入後の状況

マイクロフィルム導入後、札幌市では保管スペース削減や事務処理の迅速化を目的とした施策が進められた²²⁾。特に建設局では、保存用マイクロフィルム文書から活用用フィルムを作成し、住民サービス向上を図る取り組みもみられた²³⁾。一方、集中管理しているマイクロフィルム文書を利用する決裁手続きの煩雑さが課題として残り、利便性向上が求められた。

全庁的なマイクロフィルム導入状況は、1983年に各課単位で行われた「文書管理状況調査」に記載されている²⁴⁾。事務室や書庫に文書保管スペースの余裕がない状況だったが、「導入をしている」は17%、「導入を検討している」は3%、「導入の予定がない」は80%となっている。導入をしていない理由についての明確な記載はないが、一部の課のみが利用して

16——同上。

17——高井俊哉「札幌市文書事務の歩み」、『札幌市公文書館年報』第2号、2015年、19頁。

18——前掲注15。

19——前掲注14、16-20頁。

20——戸籍時報社『戸籍時報』169号、1972年、53頁。

21——1973年以降、窓口行政でマイクロの利用が進んでいき、小規模の基礎自治体にも及んでいく。前掲注12、54頁。

22——事務事業の見直しのため、第2次～第6次みなおし運動が実施された。札幌市総務局庶務部事務管理課『第2次みなおし運動結果報告書』、1974年。同『第3次みなおし運動結果報告書』、1976年。同『第4次みなおし運動結果報告書』、1977年。同『第5次みなおし運動結果報告書』、1982年。同『第6次みなおし運動結果報告書』、1989年。

23——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第38号、1984年、10-11頁。

24——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第31号、1983年、6-9頁。

いる状況であり、推進が必要とされていた。一方、マイクロフィルムを利用している課では、「日に数回利用している」が42%、「ほとんど利用していない」が11%であったことから、保存だけでなく活用を目的にマイクロ化が行われていたことがわかる²⁵⁾。保管スペースの課題では、「原本を廃棄している」は43%、「廃棄していない」は57%となっており、原本の廃棄は期待されたほど進んでいなかった。その理由として、「原本も必要」という回答が57%で最も多く、その他「マイクロフィルムの法的証拠能力に不安がある」(9%)や、「原本どおり、あるいはすべての内容がフィルムに撮影されているか不安がある」(4%)といった回答があった。

札幌市の文書管理状況調査では、原本を廃棄できない理由として法的証拠能力への不安が挙げられる割合が低かった点が特徴的である。マイクロフィルムの法的証拠能力は原本の廃棄と深く関わっている。例えば、1974年に商業帳簿類のマイクロフィルムの法的証拠能力は確立したが、公文書全般のマイクロフィルムの法的証拠能力は完全には確立していなかったため、1970年代の中央省庁では原本の廃棄の目的が十分に達成できなかった²⁶⁾。また、1983年4月に全国の自治体へ行われた調査でも、原本廃棄が進まない理由として法的証拠能力への不安が最も多く挙げられている²⁷⁾。一方で、札幌市において法的証拠能力への不安が少なかった背景には、マイクロ化を行っても原本が必要とされる業務が多かったことに加え、法的証拠能力に関する不安解消に向けた周知や文書主管課とのコミュニケーションが効果を発揮した可能性が考えられる²⁸⁾。

札幌市では、1984年9月に、保存媒体として使いやすく検索性にも優れた光ディスクが導入されたが、マイクロフィルムの長期保存性や法的証拠能力は依然として高く評価されており、両者を組み合わせて利用していくことが推奨された²⁹⁾。1991年4月1日に取扱要領及び集中管理要領が改正施行され³⁰⁾、事務手続きを簡素化すると共に、文書保管スペースの削減効果を高めるため、マイクロ化推進の必要性が再確認された。

3 マイクロフィルム文書の役割の変遷

3-1 マイクロ化対象文書

マイクロ化対象文書の範囲は、文書整理運動当初に示された永年保存文書及び長期保存が必要な文書から次第に拡大されていった。1969年12月のマイクロシステム導入基本計画

25——活用フィルムで事務の合理化に挑んだ自治体には横浜市があり、札幌市もその影響を受けている。前掲注12、53頁。

26——出口前掲論文、36頁。また、1982年3月31日に公布された「大蔵省告示第54号」ではマイクロフィルム化して保存できる文書の範囲が税法帳簿類にも広がった。

27——前掲注12、57頁。

28——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第7号、1979年、5頁等。

29——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第40号、1985年、6-7頁。

30——札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「札幌市マイクロフィルム文書取扱要領及び本庁舎におけるマイクロフィルム文書の集中管理要領の改正」(簿冊コード：2022-0009)。

表1——マイクロ写真化対象文書基準、札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「札幌市におけるマイクロフィルムシステムの沿革」(前掲注15)より筆者作成。

基準	説明
1 閲覧、複写その他の活用の頻度が相当高い文書	同一種類の文書で、その活用頻度が、おおむね1日5回以上のものとする。
2 保管又は保存の年限が相当長期の文書	保管文書(活用文書として保管されているもの)にあっては、おおむね1年以上、保存文書(保存文書として文書庫に保存されるもの)にあっては、おおむね10年以上のものとする。
3 マイクロフィルムによる活用が、従来の処理方法に比し効果的と認められる文書	閲覧にはマイクロリーダーを、複写にはリーダープリンターを利用するが、これらの利用によって事務処理上、従来より効果的と認められるものとする。ただし、複写する際には、色彩による識別を必要としないものに限る。
4 保管又は保存の容積を相当必要としている文書	おおむねキャビネット又は書架で1本以上のものとする。
5 加筆訂正が皆無に等しい文書又は比較的少ない文書	ロールフィルム又はフィッシュフィルムの形態をとる文書にあっては、皆無に等しいもの、アパチュアカードの形態をとる文書にあっては、比較的少ないものとする。

案では、「常用保管文書」、「転記又は転写される文書」、「新規に作成される永年保存文書・10年保存文書」、「永年保存文書で完結している文書」とされた³¹⁾。そして、1970年3月28日に完了した導入実態調査を受けて作成されたとみられる「札幌市マイクロシステム導入基本計画」では、保存期間に関係なく活用度が高く効果の大きいものが前提とされた³²⁾。

1972年10月に取扱要領と共に「マイクロ写真化対象文書基準」(表1)³³⁾が定められ、文書主管課長がマイクロ化の可否を協議し判断することとなった。表1にもある通り、マイクロ化の検討には、保存期間だけでなく保存と活用の優先度や効果を吟味した判断が求められており、この効果には保管スペースの削減、フィルムの統一性によるオフィス環境整備、長期防災保存、情報の迅速かつ効率的使用が含まれていた³⁴⁾。

具体的なマイクロ化対象文書については、他自治体からの照会に対して、税務の課税台帳、地番図及び路線価図、建築確認申請書、除籍簿及び改製原戸籍簿、戸籍見出帳、道路・河川・橋梁の工事竣工図、下水道工事竣工図、下水処理場・ポンプ場の竣工図と回答している³⁵⁾。

取扱要領によると、マイクロフィルム文書の保存期間は、札幌市事務取扱規程で原文書について定められているものを同様に設定し³⁶⁾、保存期間を過ぎたマイクロフィルム文書

31——前掲注15。

32——札幌市マイクロシステム導入基本計画に作成年月日は記載されていないが、導入実態調査での指摘事項を現状の問題点として記載している。前掲注15。

33——2016年4月1日改正施行の取扱要領で、基準2の「年限」が「期間」に改められているが、その他の変更はない。

34——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第4号、1978年、4頁。

35——前掲注15。

36——札幌市事務取扱規程に定められた保存期間については、永年・10年・5年・3年・1年が存在した。榎本洋介「札幌市の文書保存と合併町村の引継文書」、『札幌市文化資料室研究紀要-公文書館への道』第3号、2011年、95頁。

はマイクロフィルム文書管理簿に記載した上で、焼却処分での廃棄が可能とされた。また、原本については、「(1) 歴史的資料、文献として原本をそのまま保存することが適当と認められるものか (2) 原本の引継ぎを受けた主管課長³⁷⁾が原本の保存をとくに必要であると認めたもの」という例外を除き、迅速に廃棄するとされた³⁸⁾。

しかし、マイクロ化された文書であっても原本が残されるケースは多かった。庁内報によると、「内容ではなくその物自体に価値がある文書」、「原寸を厳密に再現しなければならない図面」、「原本保存の方が経費の面で安価である文書」、「重大な法律問題に係る文書で証拠書類として原本を提出する方が有利であると認められる文書」が例外として挙げられている³⁹⁾。

3-2 マイクロフィルム文書の需要減少

現用公文書の庁外書庫である3代目の文書保存センターが設置されることを契機として⁴⁰⁾、1997年10月に出された「今後の文書管理のあり方」という指針では、「光ファイルなどの電子情報化が進展しており、検索等の利便性が増している。この場合、マイクロフィルムは原本のバックアップの役割しか持たない」と位置づけられた⁴¹⁾。この背景には、マイクロフィルム文書が長期保存の手段としてのみ認識されるようになったことが挙げられる。さらに、電子情報技術の安定性や費用について不安は存在していたが、税務業務のOA化や建築図面のCAD化といった業務の変化、庁内機器の老朽化や外部委託の整備が進み、庁内で業者が常駐してマイクロフィルムに関する作業を行う必要性も減少していた⁴²⁾。

「今後の文書管理のあり方」はマイクロフィルム文書に今までにない側面も与えた。歴史的文化的価値のある13種の文書や⁴³⁾、複製についても法的証拠能力が必要な重要文書の

37——原課の主管課長。

38——前掲注15。

39——札幌市総務局庶務部事務管理課『PLAN DO SEE』第5号、1979年、5頁。同『PLAN DO SEE』第6号、1979年、5頁。

40——3代目の文書保存センターは2000年4月1日に設置され、2024年現在も用いられている。約9万箱を収容する能力をもち、2003年4月には71,910箱を収容し22.1%が永年保存文書であった。総務局行政部総務課・教育委員会生涯学習部文化資料室『歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書—公文書館の設置に向けて—』、2004年、13頁。

初代文書保存センターは1980年7月、2代目文書保存センターは1988年1月に設置された。ほかにも庁外書庫が存在したが、3代目の設置により1つに統合された。この庁外書庫ではおもに市役所本庁舎の部局が管理する簿冊を保存しているが、簿冊の管理責任は各課のままである。高井前掲論文、19-20頁。

41——札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「今後の文書管理のあり方について（方針伺）」（簿冊コード：2008-0016）。

42——札幌市総務局行政部総務課現用公文書「マイクロ業務の見直しについて（委託化）」（簿冊整理番号：97977）。

43——①札幌市の沿革等に関するもの（歴史、沿革等の記録）、②主要な施策及び事業に関するもの（基本的な執行方針、総合開発などの長期計画、重点的施策等）、③例規に関するもの、④主要な制度の新設及び改廃に関するもの、⑤財政状況等に関するもの、⑥組織の変遷に関するもの、⑦営造物等の設置及び改廃に関するもの、⑧財産の取得、管理及び処分に関するもの、⑨市民の移行及び動向に関するもの、⑩主要な調査及び統計に関するもの、⑪行政処分及び市民に権利義務に関するもの、⑫主要な行事、事件、災害等に関するもの、⑬その他（歴史的著名人が自筆で記録したもの等）。

散逸・利用による劣化を防ぐために、それらの原本についてはマイクロ化・電子化によりバックアップを取って保存環境も含め管理を徹底することとしたのである。歴史的文化的価値のある13種の文書については、現行の札幌市の重要公文書該当基準に比べると類例が少ないものの類似はしており⁴⁴⁾、当時のアーカイブズへの価値認識もうかがえる。また、従来マイクロ化した文書では「原本を残すのは例外」とされていたが、「原本を守るために」バックアップとしてのマイクロ化をしていくとされたことは興味深い。

しかし、マイクロ化需要として想定されるものは歴史的文化的価値のある文書のマイクロ化であり、それも多くはないとみなされた⁴⁵⁾。このような状況を受け、2000年8月には業者の庁内常駐が廃止され、2001年にはマイクロ室が従来よりも狭い部屋へ移転された。また、指針に沿った専門的な管理体制が整備されなかったため、2005年2月まで温湿度管理が行われず、フィルムの劣化や滅失のリスクが生じた⁴⁶⁾。調査により、1993年頃までに撮影されたTACベースフィルムの一部が劣化していることが判明し、優先順位をつけて複製が進められた。これにより、保管フィルムはすべてPETベースフィルムになった。

こうした経緯でマイクロフィルム文書は作成・保存されてきたが、これらはもっぱら滅失に備えた予備と業務活用のためのものであり、基本的には原本と並立的に保存されている旨が2005年3月に総括されている⁴⁷⁾。札幌市のマイクロフィルム文書は、滅失に備えたバックアップ目的の部分が強く、主に災害や劣化に対する予防策として保存されているといえる。マイクロフィルム導入当初は、文書の保存と活用の両面で期待されていたが、電子情報技術の進展に伴い、保存目的が主軸となり、活用の意義は減少したといえる。

ただし、マイクロフィルム文書にはマイクロ写真化対象文書基準や歴史的文化的価値のある13種の文書例からみて、今なお一定の重要性がうかがえる。札幌市においては、歴史性だけでなく市政上の重要性も考慮した「重要公文書」という考え方がある⁴⁸⁾。つまり、マイクロ化をかつてされたという情報は、札幌市においては将来的に公文書館への移管における評価選別の材料となる可能性がある。移管されれば「特定重要公文書」として永久保存され、「将来にわたって札幌市の活動または歴史を検証する上で重要な資料」として

44— 札幌市の重要公文書該当基準については、「公文書の管理に関するガイドライン」第7を参照。https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsyo/documents/gaidorain20230818_1.pdf（最終閲覧日：2024年12月15日）。

45— 総務課提供のマイクロフィルム文書管理簿を参照すると、1977年から1999年まで年200～500件ほど撮影されており、平成になってから極端に減少したということはない。2000年以降は2001年・2003年に200件を超えた以外は100件台となり、2006年以降は文書事務の電子化が行われた2021年を除き、100件以下へ減少していく。また、2009年9月1日から2010年3月31日まで緊急雇用創出事業を活用し、文書保存センターで保存が30年を経過した永年保存文書の調査・整理業務というものも行われた。当該業務は、基本構想策定中であった公文書館への移管の事前調査という意義もあり、文書の見読性を確保するため5,906簿冊を撮影・リスト化が行われた。札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「文書保存センター永年保存文書調査・整理業務（緊急雇用創出推進事業）」（簿冊コード：2020-0171）。

46— 札幌市総務局行政部総務課現用公文書「マイクロフィルム複製方針伺及び複製業務委託原義」（簿冊整理番号：108052）。

47— 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「マイクロフィルムの認証方針・追認について」（簿冊コード：2019-0024）。

48— 前掲注44。

公開されるという新たな役割を果たすこととなる⁴⁹⁾。

4 現行のマイクロフィルム文書の管理体制と課題

4-1 現行の取扱要領

2005年4月1日にマイクロフィルム文書の電子化等に伴う業務の多様化等を受け取扱要領が全部改正され、集中管理要領が廃止された⁵⁰⁾。これにより業務の効率化がなされ、マイクロフィルム文書の作成指示は文書主管課から各課が直接業者と契約する方式に変更された。この措置は、電子データやデータベース作成と併行してマイクロ化を進める必要がある場合、マイクロ化は文書主管課に申し込む必要があったためである。また、各課が行う履行検査をもって、従来文書主管課が行っていた要領に基づく検査を兼ねることとしたが、この改正以降、マイクロ化件数は減少していった。なお、マイクロフィルム文書の保存期間の根拠は、2000年制定の札幌市公文書管理規則に基づくこととなった。

その後、2016年4月1日に取扱要領が改正施行された⁵¹⁾。文書の保存は電子データによるものが主流となる中、マイクロフィルムが持つ長期保存性や可視情報としての価値が改めて評価され、法的証拠能力を担保するための事務手続きの効率化が図られた。主な改正点は、①従来マイクロフィルム文書が原本と相違ないことを文書主管課長が認める「認証方式」に加え、原本から正写したことを確認する撮影証明書をマイクロフィルムに写しこませる「証明方式」も採用、②マイクロフィルム文書の保存期間を、2012年に施行された札幌市公文書管理条例に合わせて改正した公文書管理規則に基づくとし、③原本について、廃棄する際には文書主管課長との協議が必要となった。従来は、原課の主管課長が単独で原本不要と判断し廃棄を決定できていたが、改正により協議が必須となった。これは、札幌市公文書管理条例の影響を受けたものと考えられる。なお、2022年4月1日にも取扱要領は改正施行されているが⁵²⁾、文書事務の電子化に伴う押印決裁欄を廃止したもので大きな変更はない。

取扱要領の改正で、マイクロフィルム文書の法的証拠能力を強化しつつ、電子データとの並行活用を進め、事務手続きの効率化と文書管理の信頼性を確保する整備が適宜進められており、マイクロフィルム文書の役割は依然として重要性を保っている。

49——特定重要公文書の定義は「札幌市公文書管理条例」第2条(5)を参照。<https://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsyo/documents/koubunsyokanrizyourei20230401.pdf> (最終閲覧日：2024年12月15日)。

50——札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「札幌市マイクロフィルム文書取扱要領の改正について」(簿冊コード：2015-0184)。

51——札幌市総務局行政部総務課現用公文書「マイクロフィルム文書取扱要領の改正」(簿冊整理番号：242351)。

52——札幌市総務局行政部総務課現用公文書「マイクロフィルム文書取扱要領の一部改正」(簿冊整理番号：10125281)。

識しており、定期的に劣化状況を検査し⁵⁶⁾、必要に応じて複製や交換が行われている。

また、集中管理されないまま各課で管理されるマイクロフィルム文書もあるという。例えば、工事成果品として納入された図面等、取扱要領に従わずに作成されたマイクロフィルム文書が該当する。

マイクロフィルム文書は札幌市公文書管理条例に基づき情報公開請求の対象となり、印刷したものの閲覧が可能であるという。保存期間満了後は、特定重要公文書に該当するものは公文書館に移管されるが、原本とマイクロフィルム文書のどちら（あるいは両方）を対象とするかは、保存状態等を考慮して判断されるという。しかし、マイクロフィルム文書のみでの移管実績はない⁵⁷⁾。マイクロフィルム文書の保存期間は取扱要領にあるように原文書に基づき設定されているが、保存期間を延長して保存を続けられているものがほとんどであり、近年、マイクロフィルム文書を廃棄した事例はほとんどないという。

以上から、札幌市におけるマイクロフィルム文書の管理は主にバックアップとしての役割を重視し、長期保存を目的として実施されている。しかし、総務課は集中管理を行っているが、あくまで物としての管理であり、個々の文書についての詳細な情報把握は各課に依存している。

4-3 文書主管課の集中管理

札幌市におけるマイクロフィルム文書の集中管理は、前述のように9,644件の文書がマイクロフィルム文書管理簿に登録されて行われている。登録されているものの原文書の完結年は1899年から2023年であり、撮影年は1967年から2024年である。

文書管理システムで文書管理が行われている札幌市の組織は区役所、行政委員会を含め34局にわたる⁵⁸⁾。その内、マイクロフィルム文書の多くは都市局（3,577件）、建設局（3,382件）、下水道河川局（1,344件）に属し⁵⁹⁾、全体としては図面や許認可に関係する文書が多い⁶⁰⁾。

これらのマイクロフィルム文書管理簿に記載されているマイクロフィルム文書の現状を把握するため、行政情報課を通して各課へ次の質問を行った。

①マイクロフィルムの作成・管理について、各課で保有している文書（索引簿、契約書等）の有無、公文書としての登録の有無、また文書がない場合マイクロフィルムをどのよ

56——検査手法は、A-Dストリップ法と目視。

57——高山前掲論文、57頁。

58——名称が局ではないが、局扱いの組織に会計室がある。また、農業委員会は経済観光局、固定資産評価審査委員会は財政局に含まれている。

59——その他、総務局（389件）、財政局（287件）、まちづくり政策局（217件）、保健福祉局（153件）、議会事務局（115件）、経済観光局（80件）、環境局（56件）、デジタル戦略推進局（29件）、教育委員会（15件）。

60——代表的な文書として、都市局では都市計画法に基づく許可台帳、建築計画概要書、土地区画整理事業関係図書、建築物の設計図、竣工図等の図面、建設局では登記簿、区画整理関係書類、道路・建築物の図面や台帳、境界に関する資料、下水道河川局では竣工図、測量図、許認可関係書類、土地や河川の占用・使用図書がある。その他の局も、市議会会議録、統計データ、火葬台帳等を管理しており、市民の生活や権利にも関係する性格のものである。

うに管理しているか、②原本を廃棄せずに保管しているか否か、③原本を公文書館に移管済みか否か、④紙の原本がなく、マイクロフィルムのみが残っている場合の公文書としての登録の有無。

以下はその回答の要旨である⁶¹⁾。

- ①2,525件分のマイクロフィルム文書の作成・管理についての文書を各課で保有しているが、これらは公文書として登録されていない。また、7,119件分は文書を保有していないが、マイクロフィルム文書管理簿や業務システム、ソフトウェアを用いて管理している。しかし、管理状況が十分に把握されていないケースもみられる。
- ②2,795件分の原本が各課で保管されており、特に1993年以前に完結した1,570件分の文書の原本は30年以上も保管されている。一方、6,425件分の原本はすでに廃棄されており、その他に424件分は原本の保存期間満了等の理由からマイクロフィルム内の一部の原本が廃棄されている。
- ③263件分が公文書館へ移管済み、6件分はマイクロフィルム文書内の一部を移管済みで、9,130件分は未移管である。また、245件分は突合できていないが、公文書館に移管済みの文書が含まれている可能性があるとされている。
- ④3,088件分が公文書として登録されているが、3,759件分は未登録、2件分は不明である。

以上から、次のような事実と課題を明らかにできよう。マイクロフィルム文書は現用のまま長期保存されているが、管理の方法には差異があり、原本は6割程度が廃棄されている。保存期間が延長されている原本も多く、ほとんど公文書館への移管はされていない。もちろん、原本はマイクロ化や保存期間満了の時期により、公文書館が開館する前に廃棄されていた可能性はある。現在の基準で移管すべきものであれば、マイクロフィルム文書についても移管をすべきものと考えられる。そのためには、マイクロフィルム文書の管理不備や、文書管理システムに登録されていない文書が評価選別の対象外となる現状といった課題を解決する必要がある⁶²⁾。

4-4 各課による管理

2024年9月9日時点の取扱要領によらず各課で管理されているマイクロフィルム文書は327件である。これらは、工事成果品としてマイクロ化された図面等が含まれ、集中保管を希望する申し出がなかったため、各課で管理されているものである。

局毎の代表的なマイクロフィルム文書として、下水道河川局（154件）では河川管理に関する許認可文書や竣工図、教育委員会（77件）では学校関係の工事図面、都市局（51件）では土地区画整理事業に関連する資料、財政局（31件）では市税事務所の台帳類、建設局（14件）では道路関係の工事成果品がある。

61——2024年9月9日に行政情報課から回答があった。

62——札幌市の評価選別については、梅藤夕美子「札幌市公文書館における評価・選別の流れについて」、『札幌市公文書館年報』第9号、2022年、76-85頁に詳しい。

これらについて、集中管理のマイクロフィルム文書と同様に現状を把握するため、行政情報課を通して各課へ「4-3 文書主管課の集中管理」と同じ質問と⑤保存環境に関する質問を行った。

以下はその回答の要旨である⁶³⁾。

- ①128件分のマイクロフィルム文書の作成・管理についての文書を各課で保有している。54件分が公文書として登録済みで、1件分は公文書として登録されていない。また、73件分が無回答であった。さらに、199件分は文書を保有していないが、ソフトウェアや業務システムで管理されている他、年度や位置ごとに分類したり、ラベリングしたりして管理されている場合も多い。
- ②42件分の原本が現在も保管されており、234件分の原本はすでに廃棄されている。51件分は原本の保存期間満了等の理由からマイクロフィルム内の一部の原本が廃棄されている。
- ③19件分が公文書館へ移管済みであり、308件分は未移管である。
- ④92件分が公文書として登録されているが、207件分は未登録で、28件分は無回答であった。
- ⑤250件分が事務室内で保管され、77件分は庁外書庫である文書保存センターで保管されている。しかし、事務室で保管されている財政局の6件分を除き、保存環境が整えられていない。

以上から、集中管理のマイクロフィルム文書と類似した事実と課題を明らかにできよう。一方で、数量が少ないため目視による管理が主流となっている点は相違点として挙げられる。また、事務室での管理では保存環境としては不十分であり、北海道という寒冷地である地域性を考慮してもフィルムの劣化を引き起こす危険性がある。

5 おわりに

札幌市のマイクロフィルム文書は、保管スペースの削減と業務への活用を目的に一部の部局において作成されてきたが、1997年には電子情報化が進展し、電子的な技術による利便性が増したことからバックアップとしての役割が強く認識され、新規作成の需要は限られるようになった。この結果、主に歴史的文化的価値を持つ文書を対象とした原本の保存を目的とするマイクロ化が行われるようになり、2016年の取扱要領改正でもマイクロフィルムの長期保存性という価値が評価された。

ただし、その管理が十分に行われてきたとはいえない。1997年に管理を徹底する指針が出されたが、2001年から2005年まで温湿度管理がされなかったためマイクロフィルム文書は劣化が進行し滅失の危機があった。さらに、文書主管課では、原本とマイクロフィルム文書が並立的に保存されていると認識していたが調査の結果、6割程度の原本が廃棄され、

63——前掲注61。

マイクロフィルム文書のみが残っていることも判明した。廃棄のタイミングが原文書の保存期間満了時であったのか、マイクロ化に伴ったものであったかは不明であるものの、文書主管課の認識に齟齬が生じた大きな要因は、原本との対応関係を含めた情報を持っていないことに求められよう。マイクロフィルム文書の保存期間が延長されながら、原本の廃棄情報を伝えられなければ当然にこのような結果を招くのであり、文書主管課・各課共に課題が残されている。

一部で原本情報が管理されていない課も確認されており、現行の集中管理体制では保存はともかく、利用や移管に十分対応できないおそれがある。特に古い資料や普段利用していない資料は、管理情報が継承されない可能性がある。ただし、これは文書主管課のマイクロフィルム文書管理簿に情報を追加するか、文書管理システムとマイクロフィルム文書管理簿をリンクさせる等、「物」、「情報」の両面で集中管理することで改善は可能と考える。

札幌市では、マイクロフィルム文書とその原本は、公文書館への移管基準に該当する重要な文書の可能性があるものの公文書館への移管はあまり進んでいない。原本が移管されたケースはあるが、マイクロフィルム文書自体は、原本が既に廃棄された場合であってもまったく移管されていない。移管が進まない要因として、先行研究でも指摘されているように、現用段階での記録管理の不備が挙げられる。文書主管課の情報把握の不足や、公文書として登録されていない文書が評価選別の対象外となる課題も確認された。

これらの課題を改善することで、いままで公文書館が収集できていなかった文書についても移管が可能となる。現用文書としての管理と公文書館による管理は目的が異なるが、適切な移管や廃棄を進めることは、情報公開や保存の観点からも重要である。

本稿は、札幌市のマイクロフィルム文書管理の現状を一事例として考察したものである。本事例をもって一般化するには限界があるものの、マイクロフィルム文書に関しても公文書としての登録を徹底することや集中管理体制を改善することの重要性は改めて明らかとなろう。これらの課題は、かつてマイクロフィルムを積極的に導入してきた他の自治体にも共通しうるのであり、本研究が今後の比較研究や文書管理改善に貢献することを期待している。

書評

review

書評

スー・マケミッシュ／マイケル・ピゴット／
バーバラ・リード／フランク・アップウォード編、
安藤正人監訳／石原一則／大木悠佑／坂口貴弘／
塚田治郎／平野泉／保坂裕興／森本祥子訳
『続・アーカイブズ論
—記録のしくみと現代社会—』



明石書店/2023年 2月
304ページ
定価 3,500円＋税
ISBN : 9784750355474

Sue McKemmish, Michael Piggott, Barbara Reed, Frank Upward eds.,
Masahito Ando, Kazunori Ishihara, Yusuke Ohki, Takahiro Sakaguchi,
Jiro Tsukada, Izumi Hirano, Hirooki Hosaka, Sachiko Morimoto, trans.,
“Zoku-Akaibuzu ron: kiroku no shikumi to jouhoushakai”

清原 和之
Kazuyuki Kiyohara

1 はじめに

本書は、原著*Archives: Recordkeeping in Society*, 2005のうち、第1, 2, 3, 9, 10, 11章が訳出された前訳書『アーカイブズ論』（2019）の続編として、新たに第4, 5, 6, 7, 8, 12章の6章分が『続・アーカイブズ論』として刊行されたものである。本書冒頭に付された「翻訳にあたって」（安藤正人）では、分冊にあたっての意図を、前巻では、「総論的な意味合いを持つ第1章」を含む、「アーカイブズが現代社会において果たす役割を正面から論じた六つの章を集め」、続巻にあたる本書には、「レコード・コンティニューム論という「ドキュメント」「レコード」「アーカイブ」「アーカイブズ」について順に論じた四つの章を中心に、レコード・コンティニューム論そのものを解説した章と、アーカイブズと記憶の関係を論じつつ原著全体のまとめとしての性格をあわせもつ最終章を加え、全6章を収録した」と記している。この2冊のサブタイトルはそれぞれ、前巻では「記録のちからと現代社会」、続巻では「記録のしくみと現代社会」としているところからも、分冊にあたって翻訳チームが込めたその意図が読みとれよう。

評者は前巻については以前に書評を著しているが³¹⁾、元々は一冊の書物であり、各巻それぞれの章は関連し合っていることから、前巻も念頭に置きつつ、続巻である本訳書を評

1——清原和之「『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会—』」、『アーカイブズ学研究』33号、2020年、97-105頁。

していきたい。なお、本続巻を採りあげた書評はすでにいくつか出ており、屋上屋をかすこととなることが懸念されるが、同じ本を扱いながらも、その読み方、解釈の仕方は様々なようである²⁾。原書とその訳書2巻をどう読むかは、読者各々に開かれているわけであるが、本書評がその読み方、解釈の仕方の一つとして加わることで、読者の読みの一助となれば幸いである。

2 本書の概要

本書の構成は、以下のとおりである。

翻訳にあたって (安藤正人)

日本語版に寄せて

(バーバラ・リード、マイケル・ピゴット、スー・マケミッシュ／大木悠佑訳)

日本語版に寄せて訳者補足 (大木悠佑)

第1章 ドキュメント (ロバート・ハートランド、スー・マケミッシュ、フランク・アップウォード／塚田治郎・大木悠佑訳)

第2章 レコード (バーバラ・リード／坂口貴弘訳)

第3章 アーカイブ (ハンス・ホフマン／石原一則・平野泉訳)

第4章 アーカイブズ (スー・マケミッシュ、バーバラ・リード、マイケル・ピゴット／森本祥子訳)

第5章 レコード・コンティニューム (フランク・アップウォード／坂口貴弘訳)

第6章 アーカイブズと記憶 (マイケル・ピゴット／保坂裕興訳)

次の本について (平野泉訳)

まず、各章の内容について、その概要を示しておきたい。第1章から第4章にかけては、レコード・コンティニュームの枠組みを念頭に置きつつ、「ドキュメント」、「レコード」、「アーカイブ」、「アーカイブズ」それぞれの概念が問い直されるとともに、アップウォードが第5章で示すように (202頁)、人間活動とドキュメント、レコード、アーカイブ、アーカイブズに関わるシステムとの関係が論じられる。なお、レコード・コンティニュームにおけるドキュメント、レコード、アーカイブ、アーカイブズとは、記録された情報を蓄積する「容器 (container)」としての次元ごとの表現であり、それぞれが区別されるのではなく、

2— 古賀崇「『続・アーカイブズ論—記録のしくみと現代社会—』」、『アーカイブズ学研究』39号、2023年、67-73頁；平井孝典「『続・アーカイブズ論—記録のしくみと現代社会—』」「レコード・マネジメント』85号、2023年、90-93頁；前巻と続巻を合わせたものとして、富永一也「『アーカイブズ論—記録のちからと現代社会』」「続・アーカイブズ論—記録のしくみと現代社会』」「記録と史料』34号、2024年、93-98頁。加えて、以下の紹介もある。松崎裕子「『続・アーカイブズ論—記録のしくみと現代社会—』」、『情報の科学と技術』73巻9号、2023年、408-9頁。

痕跡として、証拠として、組織または個人の記憶として、そして、集合記憶として機能する、一つの連続体として理解されている点は、注意を要する³⁾。

第1章「ドキュメント」ではまず、「私たちはドキュメントの網の目のなかで生きている」ことが示される。このドキュメントという概念は、コンティニューム・モデルでは何らかの行為の「表象された痕跡」を意味する。それゆえ、紙や電子世界における「ドキュメントのようなオブジェクト」に加えて、長年の変化や人びととの相互作用を示す「構造物とその環境」から、パフォーマンス・アート、口承、式典や儀式、樹木の年輪、化石まで、人々の生や環境に関わるある側面をドキュメント化したものはすべて、ドキュメントと捉えられる。そのような多様なドキュメントは、「自然な出来事や思いがけない出来事」によって、あるいは、「思慮深い行為や組織の計画的な行為によって」、「ドキュメントの網の目」としての何らかの関係性を構成するものとみることができる、という。それでは、こうした行為や出来事の表象としての様々なドキュメントは、どのように分析できるだろうか？ 本章で、あるドキュメントが何であるかを理解するために有用なものとして取り上げられるのは「ジャンル」という分析概念である。ジャンルは、ある種のコミュニケーションの「決まりごと」を理解するためのラベルである。そして、ジャンルの決まりごとは、ドキュメントの構造を決定し、コミュニケーションのコンテンツを決めるとともに、ドキュメントがもつ唯一性や特定の価値を識別可能とするものとされる。このジャンルを特定することで、ドキュメントを様式、形式、媒体、コンテクスト、オーソリティ、コンテンツ、目的、技術、アクセシビリティといった、様々な視点から分析することができるという。それでは、出来事や行為によって網の目を構成するドキュメントは、どのように管理されうのだろうか。ドキュメントの管理には、レコード・マネジャーやアーキビストだけでなく、司書やキュレーター、情報システム・アナリストなど、様々な専門職コミュニティが関心を向けているが、「ドキュメントの集合体を社会や組織の活動の証拠として管理」することに関心を向けるレコードキーピング専門職と他の専門家コミュニティとの間で、そのドキュメント管理の目的と役割がどのように関連しあい、変化してきたかを、ミシェル・フーコーの「遠いものと近いもの、となり合うもの」という視座から分析している。そして、次章とも関連してくるが、個人や組織の活動と結びついたドキュメントが証拠としての機能を果たす上でのメタデータの重要性が指摘される。

第2章「レコード」では、「レコードをレコードたらしめているものは何か、という課題に焦点」が当てられる。著者がレコードの特徴として特に指摘しているのは、「何かをすることと結びついていなくてはならない、ということ」である。しかし、「何かをすること」と結びつくはずのオブジェクトがレコードとして適切に管理されないために、消失したり、証拠として機能しないなどの問題が生じるケースもある。それは、「何に対してレコードとしての地位を与えるか」(69頁)が組織や個人の決定に拠っているためで、こ

3— スー・マケミッシュ「痕跡：ドキュメント、レコード、アーカイブ、アーカイブズ」、スー・マケミッシュほか編、安藤正人ほか訳『アーカイブズ論：記録のちからと現代社会』明石書店、2019年、52-58頁、を参照。

の決定は「状況、組織、組織を取り巻く環境、その後に必要となる行動によって異なってくる」(71頁)と指摘される。レコード・コンティニュームでは、このような何らかの行為の痕跡としてのドキュメントが証拠としてのレコードとして管理される次元を「捕捉」というが、レコードが証拠性を備えているためには、レコードとされたデータ、ドキュメント、情報に対して、「信頼性、真正性、完全性、利用性を確保するための所定のプロセスを適用して、十分な保護がなされる」ことが必要となる。続けて説明されるのは、レコードが信頼でき、真正な証拠として管理されるそのプロセスである。まず、あるレコードが何らかの集合として管理される範囲を確定する必要がある、とする。このレコードの集合の範囲の境界を決めるのは、一連の業務プロセスであり、そのプロセスによる配列の仕方によって、レコードどうしの関係—アーカイブズの結びつき (archival bond) —が生み出される。さらに、「レコードを利用できるようになるためには、それを解釈できるようにする必要がある」。すなわち、「利用性」というレコードの特性を確保するために、そのレコードが生み出されたコンテキストを示す様々な情報を形式化するためのメタデータが必要となる。このメタデータはレコードの捕捉時点で付与される必要があるが、加えて、「ドキュメントとそれに先立つやりとりとを関連づけ、捕捉の時点以降に起こるであろう関連の出来事すべてとも結びつくようにする」ためには、予め設定された分類というプロセスが重要となる。ここでは、「分類語を定義すること」にも注意が喚起される (79-80頁)。すなわち、レコードの分類語を定義することは、「私たちの組織が何をしているかについて、組織としての考え方を決めること」であり、機能や活動の社会的な表象となるもので、「私たちのレコードキーパーの仕事として自覚すべき一側面」であるという。以上のような、「レコードキーピングにおいて集合レベルや配列、分類を決定することは、検索を保証するだけにとどまらず、業務を概念的に説明し、組織化する手法」であり、「別の側面からみれば、それはある時点におけるレコードの所在を制御すること」で、「必要に応じてレコードを確実に入手できるようにすることでもある」とされ、その重要性が指摘される。このようなレコードキーピングが業務のなかに組み込まれた考え方は、「事前制御型レコードキーピング」として知られ、その伝統的な事例として、「登録システム」が採り上げられる (81-5頁)。そして、このドキュメントを登録、集積、分類、追跡するシステムは、現在登場しつつあるレコードキーピングのメタデータの手法と多くの共通点を有するとして、ドキュメント・レベルにおけるメタデータ体系の運用の有効性が示される。ここでは、ドキュメントが真正で、信頼でき、利用できるものとみなされるためのものとして、そのレコードとしての捕捉時点のメタデータとともに、何が起こったかを詳細に記述した情報と結びつくためのプロセス・メタデータの必要性や、レコードをその作成や継続的な管理をめぐるコンテキストの詳細を示す情報と結びつけるためのレコードキーピング・メタデータの必要性が指摘される (85-91頁)。加えて、レコードのアクセスを適切に管理することや、「なにをレコードとして捕捉するか、そして、それらをどれくらいの期間保存するかに関わるプロセス」としての評価選別の必要性も指摘される。本章では、ドキュメントをレコードとして捕捉する段階が一つの焦点となるが、「レコードはつねに形成途上のプロセス」に

あることも、メタデータの議論をとおして示されている。このような「レコードを静的で固定された実体」から「動的で、つねに形成されつつあるレコード」という考え方へと転換させる必要性が最後に指摘される。

第3章「アーカイブ」は、16世紀初頭に、「ヘルレ（ゲルデルン）公国独立時代最後の公爵カレル・フォン・エフモント」が所領を一つに束ねようとする旅の話から始まる。公爵は自らの主張する地位を正当化するドキュメントを作成し、「自らの権利を証明し、主権を維持する必要性」からレコードを残した。そして、カレルが残したアーカイブは、「現在のヘルダーラント州にある州公文書館に…先代公爵のアーカイブズとともに保存されることとなった。この「ヘルレ公国のアーカイブ」は、「実際は複数のアーカイブズの断片や部分の寄せ集め」である、という。それでは、レコードの異なる集合とアーカイブとの関係はどのように捉えればよいのか？ この章では、一つのアーカイブとみなされるレコードの集合に焦点を当て、アーカイブとは何かが探求される。著者はまず、19世紀から現在までに現れてきたアーカイブの観念を整理し（107-14頁）、アーカイブはこれまで、「過去に向かう視点」からそのまとまりが捉えられてきたが、アーカイブが形成または「構築」されるプロセスに着目する「未来に向かう視点」からも捉えることができる（132-3頁）、とする。そして、「未来に向かう視点」からのアーカイブ形成が主に探求される。「アーカイブ」は組織の構造と機能の力学によって、また、レコードキーピングの機能それ自体によってレコードが選択され、構造化され、記述されることによりかたちづくられる。このような有機的な力学のなかで形成される「アーカイブ」は、レコードの作成、捕捉、そして更なる保存のための選択、という3段階からなる選択プロセスの結果である、と著者はいう。しかしながら現在、新しい組織構造（分散型組織や仮想型組織）や「チェーン・マネジメント」に基づく一組織を越えた業務プロセスが生まれてきており、そうした場合には、業務プロセスのチェーン全体を視野に入れたレコードキーピングが必要となってくるのではないかと、またそうすると、アーカイブの焦点は組織構造ではなく、「業務機能へと移行していくのだろうか？」（119頁）、と著者は問う。そして、プロセスのチェーン全体を通して信頼性、真正性そしてアカウントビリティの要件を満たすために、「レコードキーピングの機能は、これまで一般的であったよりも遙かに深く業務プロセスに統合されなければならないだろう」（119-20頁）と主張される。一方、個人や家も何らかの活動の過程で、ドキュメントを作成・収受し、レコードを管理し、アーカイブを形成する。家のアーカイブについては、複数の異なった家が、代々土地やその他の財産を管理することによって生み出されるようなアーカイブも存在する。こうしたアーカイブを捉える場合にも、アーカイブの作成・管理主体に着目する見方に加えて、「所領の管理」などのような世代を超えて引き継がれる業務機能とプロセスに着目してアーカイブを捉えることができる、という。このような「アーカイビングのプロセス」に目を向ける見方はしかし、「一連のプロセス、決定、そしてそれを取り巻く状況の結果」を重視するため、「意志的な行動の側面を強調しすぎ、偶然という側面を忘れてしまうおそれがある」（135頁）、と著者は指摘する。そのため、「問うべきは、組織がその機能と事業とを遂行するにあたり実施したことと、そ

こに生じたすべての変化とを、そうしたアーカイブがどの程度まで表象しているか、またその表象がどれほど信頼でき、真正なものなのか、である」という。また、このアーカイブは、「レコードをより大きな意味ある全体にまとめ上げて形を与える一方、集合的記憶の基礎的要素ともなるもの」である。それゆえ、「時空間内の特定の瞬間としてのアーカイブは、組織または個人のレコードについて一つの見方を提供する」が、それはあくまで一つの見方に過ぎない。アーカイブをどう見るか、「何を一つの集合とみなし、そのように扱う意味がどれほどあるのか」、すべては集合の問題である（137頁）、と著者はいう。そして、「おわりに」では、「結局のところアーカイブは、複数の文脈において、複数の見方で見るができるものなのである」、と結んでいる。

第4章「アーカイブズ」では、組織や個人の境界を越えて利用可能な集合的記憶として機能するためのアーカイブズとそれを管理する集合的アーキビストに焦点が当てられ、集合的アーカイブズを評価選別し、記述し、保存し、利用できるようにする枠組み、システム、手法が探求される。レコード・コンティニュアムの視点では、アーカイブズ・システムとは、「ある特定の領域内で、継続的価値を有するものを含むすべてのレコードに対する所有権、保管、アクセス権、そして責任の運用を含む、枠組設定の役割全体を包含するもの」とされる（149頁）。では、アーカイブズ・システムの現在までの展開とは、どのようなものであったのか。本章ではそれを、アーカイブズ・システムが独立性を持ち、アーキビストが中立的で公平な存在とみられた「保管型モデル」から、「集合的アーキビストが、レコードの継続的価値の判断、何を保存すべきかについての意思決定、レコードの保存場所にかかわらず公共のアクセス体制の構築に関与することが避けられなくな」（153頁）り、そうした枠組みの設定に関与する存在となっていくポスト保管的考え方への変化として整理している。そして、こうした変化が生じるなかで、アーキビストの業務に関わる「記述」や「評価選別」、そして、「公共アクセスの枠組み」などがどのように再構築されてきているかが論じられる。記述に関しては、従来のアーカイブズ機関での「閉じられた資料群」を管理対象とした編成・記述の実践に対して、オーストラリアのシリーズ・システムが、アーカイブズ・システムを再構築する試みとして採りあげられている。連邦アーカイブズ局のピーター・スコットが考案したシリーズ・システムは、フォンドを「アーカイブズ収蔵機関でのレコードの物理的編成によって表現しうるもの」とする従来の見方を捨て、「レコードとその作成のコンテキスト、あるいはレコードどうしの、理論的で実質的で多元的な関係を再現できるシステムを構築」（161頁）するもので、このシステムは、「現用のレコードキーピング・システムとアーカイブズ・システムの間に密接な結びつきをつくり上げ、互いの環境下でつくられたメタデータを別の目的で使用したり再利用したりする可能性を開く」（168頁）ものであった。一方、アーカイブズ・システムにおいて、評価選別は「わりあい新しい」実践で、20世紀の記録の爆発的増加を契機として行われてきた。この評価選別は、保管型モデルでは、「どの資料をアーカイブズの管理下に入れ、そして第三者すなわちアーカイブズ機関によってコントロールすべきかということに焦点を当てた最終処分措置に関わるもの」（171頁）とされるが、レコード・コンティニュアムでは、どのドキュ

メントをレコードとして捕捉するか、どのレコードを一つのシステムの境界を越えた組織規模のアーカイブとしてのコンテキストに位置づけるか、そして、個人や組織のアーカイブの境界を越えても意味とコンテキストを維持するために、さらなるコンテキストを与えるべきはどれか、ということ」を決める、「レコード・コンティニウム」の四つの次元のなかの、継続的でくり返し行われ、かつ統合されたプロセスとして再概念化」(同頁)されるものとなった。また、レコードが共有される次元や共有する主体の広がりを重視するレコード・コンティニウムにとって、公共アクセスの問題はとりわけ重要である、という。コンティニウムにおける「アーカイブズ」とは、「社会的にもっとも広くアクセスできるレコード、つまりいつでもどこでも、組織の境界を越えてアクセスできるもの」(187頁)を指すが、これを実現させるためには、「レコードキーピングとアーカイビングの過程は、レコードの存続期間のうちに複数のくり返し現れるポイントで起こらなければならない」とされ、そのプロセスの発展のために不可欠なのが「標準化された情報やメタデータの型を特定するメタデータ管理の枠組みとスキーマ」であるとして、コンティニウムの考え方を組み込んだISO 23081やオーストラリア・レコードキーピング・メタデータ・スキーマが詳解される(186-92頁)。以上のようなポスト保管的なアーカイブズ・システムはしかし、「レコード作成者、そのコンテキスト、世界観、価値体系を、特に重視する」ものであり、このシステムは「ヨーロッパあるいは西洋のもとに発展してきたアーカイブズ科学や実践」から構築されてきたものであった(193頁)。本章の最後に議論されるのは、そうした西洋的な発想に基づく枠組みを越えて、多元化の枠組みを構築することがいかに可能か、という問題である。このコンティニウムの第4次元の領域を検討することに関しては、クリス・ハーリーの「並行出所」概念のような新たな「レコードキーピングの「現実」について同時に複数の見方を可能にするような概念的枠組み」(196頁)が現れてきており、そうした複数の見方を可能にする「未来のアーカイブズ・システム」の可能性が示唆される(197-8頁)。

第5章「レコード・コンティニウム」では、このモデルがアンソニー・ギデンズの構造化理論との関わりから、時空間遠隔化理論として説明される。すなわち、4つの相互依存領域として、もっとも行動に近い第1の領域が「領域の交差と相互行為の直接的コンテキストからの空間的広がり」、第2の領域が「ルーティン化」、第3の領域が「時間-空間の遠隔化」、第4の領域が「社会的全体性の諸形式」と呼ばれ、それぞれが情報プロセス・コンティニウムの第1次元「生成」、第2次元「捕捉」、第3次元「組織化」、第4次元「多元化」に対応するという。重要なのは、図の円の中心から外側に引かれた双方向の矢印で示されるような、ギデンズのいう「構造の二重性」が組み込まれていることである(図5-1、204頁)。また、「この四つの次元は、流動する現実の出来事に対する分析のひな形を提示するものである」(207頁)といわれるように、領域を4つの分化として示したことそれ自体も重要であろう。この情報プロセス・モデルに、レコードキーピングをベースとしてアーカイブズの要素を加えたものが、アップウォードが提示した「レコード・コンティニウム・モデル」であるが、このモデルの各要素は「複雑なようにみえるが、アカウン

タビリティが論じられるさいのもっとも基本的で一般的なカテゴリー」、すなわち、「誰が（主体）何をしたか（行為性）、それについてはいかなる証拠が存在するか（証拠性）、その証拠はドキュメント、レコード、アーカイブズからいかにして取り出されるか（レコードキーピング収蔵体）」を表しているにすぎない（208頁）、という。次いで、レコードキーピングにおけるオブジェクト中心のアプローチを代表するルチアナ・デュランティとプロセス中心のアプローチを代表するテリー・クックの考え方が検討され、「レコードキーピング・オブジェクトは、その固有の性質によってではなく、その形成と継続的な形成のプロセスによって区分されるのである」（214頁）とする著者の立場が示される。最後に、著者はミシェル・フーコーに倣い、ヨーロッパとアメリカ合衆国におけるアーカイブズ言説を検討し、支配的思考のなかで抑圧されていたものと、それが現代のレコードキーピング思考に新たな光を投げかけていることを、1930年代にマーガレット・クロス・ノートンが提示した「生まれながらの」アーカイブズという概念が1950年代におけるアーキビストとレコード・マネジャーを区別する理論の全盛にもなつて阻害されるも、1990年代の電子レコードキーピングの問題に再び影響を与えているといった例などから論じ、改めて時空間を統合するコンティニューム思考の意義を説いている。

第6章「アーカイブズと記憶」では、まず、記憶とアーカイブズの誇張された関係が指摘される。ヒラリー・ジェンキンソンは書き物を「人工的な記憶」と捉え、この定義は後のアーキビストたちにも影響を与え、「文書や手稿資料を保存することは、社会の集合記憶、つまり人類の過去の集大成を保存すること」（ジョージ・ボロテンコ）、ともいわれるようになった。しかし、著者は「アーカイブズと記憶は同じものなのかどうか」慎重に検討するよう促す。そして、あらゆる記憶は「本来的に社会的なものである」けれども、アーカイブズは記憶を強化することも、逆に「弱体化、あるいは歪曲化する主因」となることもあること、また、「何が記憶され、忘れられ、再記憶されるかということに関して、アーカイブズがまったく重要でないこともある、ということを認めるべきである」（255頁）、という。また、ピエール・ノラのいう過去の社会に広がる「記憶の環境」と今日の「記憶の場」という二項図式に対し、「伝統の中に内在化した記憶でさえ、それを持続するために外部の媒介手段を必要とする」こと、一方の生きた自然な記憶行為（再会の集い、儀礼行事、意味深長なジェスチャー）と、他方の記念建造物を建て、ドキュメンタリー資料群をつくることは、相互に排他的ではない（259頁）、と主張する。他方、もう一つの二項対立として、口頭伝承よりも書かれた記録を優位に置くことに対しても疑義を呈し、口承記憶の重要性を指摘している。そして、集団や個人の記憶が個人的・公的アーカイブズとの相互作用のなかで支えられることがオーストラリアの共産主義者バーニス・モリスの事例から示される。また、アーカイブズと忘却との関係については、記録の破棄によって過去を忘却することの肯定的な面がある一方で、「記憶を消し去ることを目的とした」意図的な文化遺産の破壊のような忘却を強いる攻撃やアーカイブズの不在によって、記憶は不可避免的に弱体化していくことが論じられる。そして、最後に、改めてさまざまな過去の個人や集団の記憶はアーカイブズの利用をとおして想起されることが示される。

3 翻訳について

本書の内容は以上のようなものであるが、原書は従来のアーカイブズ学の理論と実践を批判的に検討し、それを乗り越えることを意図してレコード・コンティニュームという新たな理論をそれぞれの論者が各論で展開しているもので、その内容を正確に伝えるにあたっては、訳者の方々の訳業に相当な苦労があったものと推察される。しかしながら、気になる箇所もいくつかみられたため、その主なものを指摘しておきたい。

ひとつは、‘storage’の訳である。この語は、アーカイブズの主要な業務の一つである‘preservation’などとは区別して用いられており、とくにギデンズの構造化理論との関わりで用いられる傾向があるが、第5章では、一貫して‘storage’は「保存」と訳されているようである。たとえば、「活動ベースの情報の保存（‘The storage of activity-based information’）」（201頁）といった具合だが、ギデンズの『社会の構成』では、「権威的資源と配分的資源の蓄積は、時間－空間を越えて社会関係を永続化させるために必要となる情報や知識の保有ならびに管理に関わるものとして理解することができよう。蓄積は、情報を表現する媒体、情報を回復あるいは回想する様式、そしてあらゆる権力源の場合と同じく、情報を普及する様式を前提とする」⁴⁾というように、情報は蓄積されることで時間－空間を結合させ、権威的資源ないし配分的資源としての意味をもつものと理解される。このようなギデンズの議論を反映したレコード・コンティニューム理論では、レコードは物理的な実体ではなく論理実体と理解され、その保存というよりも、レコードの共有を重視し、レコードに意味を付与する行為や活動のプロセスとコンテキストこそが重要であると考えられていることから、‘storage’は「蓄積」と訳したほうがこの理論の特性の理解をより確かなものにしたいのではないかと考える。

二つ目は、‘appraisal’の訳語である。本書では多くの場合、「評価選別」と訳されるが、記録自体への焦点化から業務活動を分析するプロセスへと用語の意味が変化してきている語でもある。2016年改訂版のISO 15489⁵⁾では、‘appraisal’は次のように示される。「評価は、どの記録を作成及び捕捉する必要があるのか、並びにどれだけの期間、記録を保持しておく必要があるのかを決めるため、業務活動を査定するプロセスである」。従来の意味との違いを理解するために、本書ではあえて一貫した訳語として「評価選別」を採用したのかもしれないが、‘appraisal’と‘selection’とが本来別語であることから、また、本書が理論書である点からしても、「評価」と訳すべきであったのではないかと考える。最近刊行された『アーカイブズ学用語辞典』⁶⁾では、「評価」と「選別」は分ける方針がとられている。アーカイブズの実務とも関わる重要概念であるために、読者にも慎重な読みが求められる箇所である。

4——アンソニー・ギデンズ、門田健一訳『社会の構成』勁草書房、2015年、299頁。

5——ISO 15489-1: Information and documentation-Records management-Part 1: Concepts and principles, 2016; JIS X 0902-1: 情報及びドキュメンテーション—記録管理—第1部: 概念及び原則, 2019.

6——アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』柏書房、2024年。

本書を読むうえでもうひとつ留意すべき点としては、原書の刊行からは20年弱が経過している点である。この点を補い、原書以降の近年の動向を示したものとして、本書冒頭には、バーバラ・リード、マイケル・ピゴット、スー・マケミッシュによる「日本語版に寄せて」と、大木悠佑による「訳者補足」が付されている。この「訳者補足」に掲載された2005年以降のレコード・コンティニュームに関するおもな文献リストを確認すれば、レコード・コンティニュームのアプローチがさまざまな影響を与えてきていることや、その考え方が「けっして固定されたものではなく、さまざまな議論を経ながら展開してきている」(19頁)ことが分かるだろう。しかしながら、こうした動向紹介はアーカイブズ学関連のコミュニティに属する者には有益かもしれないが、本書がアーカイブズ学以外の様々な関心を持つ読者にも手に取られることを想定したとき、はたしてその中心概念であるレコード・コンティニュームについての正確な理解が得られるだろうか、との疑念もわく。この20数年の間、レコード・コンティニュームの概念やレコードキーピングのアプローチは、日本のアーカイブズ学関係の学界においても紹介され、解釈が示され、議論が蓄積されてきたのであり、本訳書の刊行も、そうした議論のうえになり立っているものとも考えられる。そうした点からしても、これまでレコード・コンティニュームが日本のアーカイブズ学界でどのように受けとめられてきたのかを多少なりとも示しておいた方が、多様な読者の読解の一助となったのではないだろうか⁷⁾。以下では、その原著刊行からの20年の経過もふまえて、本書の意義を示しておきたい。

4 本書の意義と射程

まず、バーバラ・リードらの「日本語版に寄せて」で示されたレコードキーピング、レコード・コンティニューム概念をめぐる近年の動向を導きとして、本書を読み返し、改めてその意義を確認しておきたい。

リードらが示すところによれば、2005年以降の記録・アーカイブズを取り巻く社会的・技術的な環境変化のなかで、レコードキーピングやレコード・コンティニュームの考え方に生じた批判と新たな方向性は次のような点である。一つは、「アーカイブズの実務が、デジタルのもたらす変化しやすく、移ろいやすく、もろい世界に対して、適応が遅れて」おり(15頁)、そうした状況に対し、「現在の実務環境に、レコード・コンティニュームの実践や枠組み、感覚を持ち込むこと」(17頁)の必要性、もう一つは、記録の概念の理解に関するもので、「一つの、ある時点の視点で埋め込まれたもの」としての記録の理解に

7—このように指摘するのは、本訳書の原著が、フランク・アップウォードによるレコード・コンティニューム・モデルが提示された1996年からおよそ10年間の議論の蓄積を経て書かれているために、その基本的な理解をややしづらくしている面もあるように思われるためでもある。もちろん、前巻11～18頁の坂口貴弘執筆によるレコード・コンティニューム論の概要から読まれるのがよいだろうが、この概念やモデルについてのより確かな理解を得たい方は、ぜひ「レコード・コンティニューム」や「レコードキーピング」に関わる日本語文献の論文等にも当たられたい。前掲の『アーカイブズ学用語辞典』の該当項目も参照のこと。

基づくコンティニュームの適用を批判的に乗り越え、「複数のコンテキストの関係性、異なる読み方および異なる物語」を示しうること、「一つの空間に複数の知の在り方、複数の物語が包摂され、共存していること」を現わす「アーカイブズ多元宇宙」という新たな概念が提示されてきている点（14頁）である。

一点目に関しては、今日のデジタル・ネットワーク環境における情報の断片化がもたらすカオス状況に対し、改めて統合的な思考様式に基づくプロセス志向の一貫した管理を求めるレコードキーピング情報学という新たな領域が提唱され、関連する研究が進められてきているが、その萌芽は本書にもみられる。第1章では、何らかのコミュニケーションの「決まりごと」を理解するためのラベルとしての「ジャンル」が、あるドキュメントを理解するために有効な分析概念の一つとして示されたが、近年では、現代組織のレコードキーピング環境に内在する課題を捉えるための有効な分析ツールとして、修辞的ジャンル研究（Rhetorical Genre Studies）が注目されている⁸⁾。この研究におけるジャンルとは、「職場における情報文化に埋め込まれ、また、現れでる社会的に認識されるコミュニケーションのパタン」⁹⁾とされる。メモや提案書、進捗報告、メール、マニュアル、会議資料など、様々なジャンルのテキストが組織の人々によって生み出され、会議などの場面で使用されるが、そのような様々なテキストが職場内の人々にとってどのような意味をもっているのか、そのドキュメントの生成の場を観察することによって、組織における成員に共有されている諸々のジャンルの意味を把握しようとするのがジャンル研究の要点であり、こうした分析から、本書第2章で示された「何に対してレコードの地位を与えるか」ということに関わる特性が、テキストが用いられる状況やその組織の文化・規範、組織を取り巻く環境から把握される、とする。このようなドキュメントを取り巻く人や職場環境の洞察は、第3章で指摘されていたチェーン・マネジメントに関わる諸組織においても、ジャンルの認識が異なる諸主体間での適合・調整が求められるという点でとりわけ重要な課題となりうるが、そうした諸課題に着目するところから、より適したレコードキーピング・システムの構築・運用を検討する試みがなされてきている。以上のようなアプローチは、組織における継続的価値をもつ文書を「レコード」として適正に管理し、保持することに関わるアーキビスト等専門職にとっても有効であろう。

他方で、評価（appraisal）についても、レコードキーピング情報学では新たな理解が示されてきている。レコード・コンティニューム理論においては、第2章で示されているように、「すべてを「アーカイブ」すること」が可能となりつつある現代の技術環境において、評価選別という営為は不要となるのか、という問いに対しては「否」としており、「評価選別のプロセスは、何を捕捉するかを決定するうえで、またレコードへのアクセスを長

8—G. Oliver, 'Managing Records in Current Recordkeeping Environments', in H. MacNeil and T. Eastwood eds., *Currents of Archival Thinking*, Second edition. Libraries Unlimited, 2017, pp. 94-5 ; F. Foscarini, "Diplomatics and Genre Theory as Complementary Approaches", *Archival Science*, 12, 2012, pp. 389-409.

9—G. Oliver and F. Foscarini, *Recordkeeping Cultures*, second edition, Facet Publishing, 2020, p. 161.

期的に可能にしておくうえで不可欠なレコードキーピング上の活動であり続けるだろう」(98頁)と主張される。こうした立場は、近年のレコードキーピング情報学的アプローチにおいても同様に維持されており、現代のクラウド環境においても、評価の重要性は変わらないという。評価は、単に最終成果物としての記録をアーカイブズとして残すための行為ではない。デジタル・ネットワーク環境下における評価とは、様々な行為に関わる情報のうち、何が捕捉され、アーカイブとして構成され、アーカイブズとして多元化されるのかを決定すること、すなわち、アクセスと普及を管理する品質管理業務として再創造されるだろう、としている¹⁰⁾。現在のネットワーク環境下における新たな評価のためのしくみが求められている。

コンティニュームの新たな方向性のもう一点は、出所に関わる論点である。リードらは「アーカイブズ多元宇宙」概念に関わる実践的な一事例として、アーカイブズ記述の新たな国際標準RiC (Records in Contexts)¹¹⁾を挙げているが、第3章で議論された様々な集合のアーカイブを捉える見方は、このRiCによって表現可能だろう。他方で、RiCはこれまでのアーカイブズ記述の4つの国際標準の統合から開発が進められたアーカイブズ記述のモデルであり、記録作成システムの標準ISO 23081¹²⁾との間で、二つのモデルを統合することが課題とされている¹³⁾。それでは、これらの記述モデルのもとで、第4章で提起された複数の見方を可能とする新たなアーカイブズ・システムはどこまで実現可能であろうか。本書でも触れられたクリス・ハーリーの「並行出所 (parallel provenance)」概念は、記録と記録作成者との関係を出所と捉え、記述には記録作成者の単一のコンテキストが反映されてきたような従来の見方に対し、そうした記録作成者を特権視する発想を問題とし、記録生成に関わる記録対象者と捉えられてきた存在を記録の「共同-作成者 (co-creator)」として捉え直し、相互行為に関わるあらゆる当事者の見方を反映し、コンテキストを多元化するものとして提起されたものである。このような観点からすれば、ISO 23081は依然として単一の記録作成者の視点からの枠組みにとどまっていると、最新の論考でも指摘されている¹⁴⁾。この出所の問題は、コンテキスト記述の問題のみならず、記録に関わる当事者が記録の作成、アクセスや使用、リテンションと処分等の意思決定にいかに関わるか、というレコードキーピング／アーカイビングの権利に関わる重大な問題を含んでおり、「アーカイブズの自律性 (archival autonomy)」の観点からの枠組み、発想の転換と、記

10—F. Upward et. al., *Recordkeeping Informatics for a Networked Age*, Monash University Publishing, 2018, pp. 156-8.

11—Expert Group on Archival Description, 'Records in Contexts Conceptual Model Consultation Draft, v02', 2021.

12—ISO 23018-1: Information and documentation. Records management process. Metadata for records, 2017.

13—エイドリアン・カニングham「ICAによるアーカイブズ記述のためのRiC (レコード・イン・コンテキスト) 概念モデル及びISO 23081記録管理のメタデータ標準: レコードキーピングの新しい世界」、『GCAS Report』Vol. 12, 2023年、6-30頁。

14—Chris Hurley, Sue McKemmish, Barbara Reed, Narissa Timbery, "The Power of Provenance in the records continuum", *Archival Science*, 24, 2024, pp. 825-845.

録作成主体と当事者、そして専門職やさまざまなステークホルダーとの間での対話が求められている。

レコード・コンティニュームの新たな方向性と論点は上記にとどまるものではないが、いくつかの課題をたどる中でみえてきた本書の意義は、記録された情報としてのレコードの生成、捕捉、組織化、多元化というコンティニュームの思考に基づく統合的で一貫した見方を提示したこと、そして、社会的・技術的環境は変化しただけでも、各章で示された論点の多くは開かれたまま残されており、読者に様々な問いを投げかけていることである。本書を一読すれば、アーカイブズ学やアーカイブズ実務に関わる者であれば、慣れ親しんだ概念や技法を問い直すきっかけや新たな発見がいくつも見つかるだろう。また、アーカイブズ学に馴染みのない読者であっても、アーカイブズ、アーカイブズ学の豊かな広がりを感じられるはずである。最後に、この点に触れておきたい。

本書では、従来、「アーカイブズ」の基本的な対象と考えられてきたような業務上生み出される組織の記録や、やり取りされる個人の文書だけでなく、口述記録、文学、美術、工芸、建築環境、景観、舞踊、儀式や儀礼など¹⁵⁾、さまざまな対象を捉えていることがそのひとつの特徴であり、この点で、本書はアーカイブズ学にとどまらない幅広い射程をもっている。本書第6章で論じられた「アーカイブズと記憶」の問題もそのひとつであり、図書館や博物館といった関連する記憶機関に関わる問題であるだけでなく、歴史学や社会学、人類学、心理学など、様々な学問分野とも関わるテーマである。最近刊行された、本書の監訳者でもある安藤正人の『戦争・植民地支配とアーカイブズ』¹⁶⁾では、20世紀日本の植民地支配や軍事占領のもとに置かれたアジア太平洋の国々や地域を対象にしたアーカイブズ史研究が論じられるにあたって、戦争や植民地支配によって生じたアーカイブズの略奪、押収、流出、破壊などが集合記憶に与える諸問題の議論から説き起こしている。また、様々な領域の研究者や実務者がつどい、公害資料の共有をとおして加害者と被害者、非体験者／非当事者、専門家などが対話し、地域の過去の記憶を再創造、再活性化していく取り組みも広がりを見せている¹⁷⁾。一方、フェミニズム、クィア研究の領域でも、近年、アーカイブズへの関心がみられ、アン・ツヴェッコヴィッチの『感情のアーカイヴ』¹⁸⁾では、個人的な記憶やトラウマと結びついたエフェメラなどが、「情動のアーカイヴ」として共有され、活用されることで、いかにレズビアン¹⁹⁾の公的領域を育むかが論じられている。当該書ではインタビュー記録も重要な位置を占めるが、オーラルヒストリーをいかに共有可能とし、継承していくか、という問題も、近年大きな課題となっており、資料が生成される行為者間での聞き取りの段階からのアーカイビングが求められている¹⁹⁾。また、本

15——マケミッシュ、前掲、60頁。

16——安藤正人『戦争・植民地支配とアーカイブズ1—戦時国際法と帝国日本』東京大学出版会、2024年。

17——清水万由子、林美帆、除本理史編『公害の経験を未来につなぐ—教育・フォーラム・アーカイブズを通した公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版、2023年。

18——アン・ツヴェッコヴィッチ著、菅野優香監訳『感情のアーカイヴ—トラウマ、セクシュアリティ、レズビアン¹⁹⁾の公的文化』花伝社、2024年。

19——安岡健一「オーラルヒストリー問答：アーカイブ編」『歴史評論』No. 892, 2024. 関連して、以下も参照。

書第1章では、パフォーマンス・アートも行為の痕跡としてのドキュメントのひとつとして示されたが、アート・芸術分野での作品制作や展示という行為や活動のアーカイビングとその活用への関心も高まってきている²⁰⁾。以上は手近にあった文献からいくつかピックアップしたに過ぎないが、その他にもコンティニューアム的な発想や枠組みから検討可能な事例が多くあるだろう。本書が前巻とあわせて、さまざまな読者の手に届き、アーカイブズ学と他の学問分野との間でのアーカイブズをめぐる対話や実践がこれまで以上に広がることを期待して、評者としての責を塞ぐこととしたい。

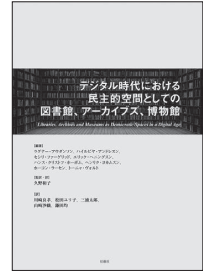
琉球大学島嶼地域科学研究所『対話型アーカイブズによる新たな「島嶼の知」の創出に基づく島嶼地域科学の体系化 最終報告書』（2023年5月）<https://u-ryukyu.repo.nii.ac.jp/records/2019734>。

20——齋藤柳子「アート・プロジェクトの記録管理—プロジェクトを進行させながらアーカイビングする試み」『レコード・マネジメント』No. 68, 2015, pp. 110-26；『美術手帳 アーカイヴの創造性 過去をどう活かす？ 未来にどう残す？』Vol. 73, No. 1087, 2021年4月。

書評

ラグナー・アウドンソンほか編著 久野和子監訳
『デジタル時代における
民主的空間としての
図書館、アーカイブズ、博物館』

Ragnar Audunson et al. eds., Kazuko Kuno et al. trans.,
“Libraries, Archives and Museums as Democratic Spaces
in a Digital Age”



松籟社/2022年12月/
256ページ
定価 3,800円＋税
ISBN : 978-4-87984-435-4

高津 魁士
Kaiji Takatsu

1 はじめに

本書は、「デジタル時代における公共圏機関としてのアーカイブズ、図書館、博物館 (Archives, Libraries, Museums as Public Sphere Institutions in the Digital Age) 通称 ALMPUBプロジェクトを元にまとめられた論文集の全訳である。同プロジェクトは、ノルウェーのオスロ首都大学社会学部アーカイブズ・図書館情報学科を中心とした国際的研究プロジェクトであり、ノルウェーをはじめ、スウェーデン、デンマーク、スイス、ドイツ、ハンガリー等の研究者が議論を展開してきた。

何故デジタル化の中、LAM¹⁾機関は物理的な環境として機能出来ているのか、また図書館やアーカイブズ、博物館がデジタル社会における民主的空間としてどう理解され、機能しているのか、という問いは全体の共通テーマとして取り上げられている。

上記の問いを中心に、全16の論はまとめられている。第1部では、政策分野として、ヨーロッパ内外におけるLAM分野のデジタル化に関する諸政策を取り上げている。第2部では、職業をテーマに、司書、アーキビスト、学芸員ら専門職の視点からデジタル時代のLAM機関における自らの役割について述べている。第3部ではコミュニティと利用者の関わりについて、LAM機関は勿論のこと地域のウィキペディアも含めた広がりの中で、ミクロとマクロの両視点を織り交ぜた論考が掲載されている。

一層のデジタル化が進む昨今、LAM機関の機能や民主主義的役割をめぐるヨーロッパ諸国の動向を俯瞰することは、同じように機能と役割を模索している日本のアーカイブズ

1——日本国内では、Libraries, Archives, Museumsそれぞれの頭文字の順番を変えてMLAと呼ばれている。
アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』柏書房、2024年、p. 73。

においても、大きな示唆を与えてくれる。

2 各章の内容

はじめに 物理的な場所とバーチャルな空間：デジタル時代における図書館、アーカイブズ、博物館(ラグナー・アウダンソンほか)

本章は、デジタル化という現象について、民主主義やコミュニティに良い影響を与えるのか否か、二項対立ではなく多元的な理解を進めるべきと指摘するところから始まる。その上で、ポジティブな可能性とリスクとが密接に関わり合うデジタル社会において、LAM機関がどう課題を解決していくのか、必要となるリサーチクエスチョンを提示している。

第I部 政策

第2章 LAM機関：サービスと利用についての立法と統計の国際比較(カースティン・リードベック、ジェイミー・ジョンストン)

本章では、LAM機関それぞれにサービスと利用における立法の目的、そして全国統計とその調査結果をまとめている。LAM機関と総称されるように社会的役割が似通う各機関だが、異なる資料を取り扱うのと同じように、立法の趣旨や時期、枠組みは大きく異なっていた。特にアーカイブズについては、歴史的な文書や資源などの保存と、市民のアクセスを保証するという点がすべての国家に共通するテーマとして掲げられた一方で、立法の時期は著しく遅れていたことが明らかになっている。

第3章 デジタライゼーション(業務デジタル化)要請：LAM政策における技術の神聖化 (エリック・ヘニングスン、ホーコン・ラーセン)

本章では、LAM機関の政策におけるデジタライゼーションの位置づけを探るためにも、政策論の記された一連の文書を通覧した上で、各文化的プロセス、模倣のプロセス、エポカリズムのフレーミング²⁾、神聖化がいかに、デジタライゼーションの権威を高揚させているかの検証を行っている。具体的には、例えば「他国ではデジタライゼーションに関する政策がすでに実施されて」いる現実を追いつくため、模倣が実践されるという傾向が見られたり(模倣のプロセス)、LAM機関のコレクションにアクセスしやすくなる未来と現在を対比させて訴求を図ったり(エポカリズムのフレーミング)するような動きが見られるという。しかし、それ以上に新たな技術としての神聖性(本文では、重要な政策目標を達成するための推進材料にされやすい意で使用されている)が、LAM機関の政策論において、正当性を主張する上での権威的な役割を果たしていることを指摘している。

2— エポカリズムとは、社会的、技術的進歩に重点を置く態度のこと、新時代主義。慣習といった伝統的価値観に対する概念。C. ギアーツ著、吉田 禎吾ほか訳『文化の解釈学』(岩波現代選書；119) 岩波書店、1987、p. 86。本文では「歴史的断絶の瞬間としての現在という感覚を強調する」作用として紹介されている。

第4章 諸制度はデジタル化へ向かう(ローゲ・ブロングリアン)

本章は、スウェーデンのLAM機関に関する政策文書においてデジタルライゼーションがどのように解釈されてきたのかを議論している。まず文化遺産、博物館部門での具体的な動きとして、デジタルライゼーションはこれまで単一だったアクセスや参加、コミュニティ形成の方法を変化させる「特効薬、パラダイムチェンジャー」としての役割が期待されていた、とまとめている。

一方、図書館部門では、フェイクニュースやフィルターバブル等を例に、デジタルライゼーションは民主主義への脅威と指摘。その上で、目指すべき機能として、民主主義の啓蒙と適切な情報リテラシーの教育を提案している。

しかし、上記の社会的変化を求める期待は、従来の資料へのアクセスを簡便にするための技術的なデジタルライゼーションにとって代わることはなかったという。著者はその原因を、LAM機関の社会に対する訴求力の弱さや、政策提言と利用者の意識レベルのギャップに求めている。

第5章 LAM部門におけるデジタルライゼーション(業務デジタル化)のためのノルウェーの国家政策：その要請と実施(シグリッド・ストクスタッド)

本章は、ノルウェーのLAM部門（特に、文化省直轄の国立アーカイブズ等、中心的機能を持つ施設）におけるデジタルライゼーションを、アナログ資料のデジタル化と、ボーン・デジタル資料の長期保存実施状況の2つの側面から調査したものである。1999年から2017年までの白書や予算を読み解く上で、著者はデジタル化作業の管理と、ボーン・デジタル資料の長期保存が不十分であることを指摘。この要因を、LAM各館の異なる使命や関係者、そして法的枠組みの違いという土壌の中、協力関係や相互的な政策の提案が出来ていない点であると結論付けている。

第6章 ヴィシェグラード諸国におけるデジタル化の組織と資金調達(マテ・トート)

本章では、ヴィシェグラード諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）が文化的資料のデジタル化において、どのように計画を立て、資金を調達し、他機関と連携をするのかについて、欧州委員会の勧告と、各国の進捗報告書を事例に分析している。

著者は4か国それぞれを比較した上で、例えばデジタル化に向けた定量的目標などの差異について考察をした。具体的には、ポーランド、チェコは各機関に任せているが、ハンガリーは中央政府が設定、スロバキアはEUが出資するプロジェクトの指標に調整している。

これは諸国の文化、政治、経済的共通項を背景とした解決策の類似という、著者の想定と異なる結果であった。国家間のサービスの共有、横断的なデジタル化センターの設立において足並みは揃っていたものの、全体としては目的に対応するデジタル化技術の進展度合いによって状況やプロセスは異なる、と結論付けている。

第7章 ノルウェー文化政策における制度的収斂と分散：中央政府のLAM組織 1999-2019(アンドレアス・ヴォールヘイムほか)

本章は、ノルウェーにおいてLAM政策の収斂を目指したABM開発局³⁾が、どうして継続されなかったのかを解明するために、同開発局が創設された2003年から再編成・廃止の2010年までの変遷を中心に、背景やその後の経緯を含めた20年（1999年～2019年）の各種報告書をまとめている。

結論としてはABM開発局が、既存の機関（国立図書館や国立アーカイブズ）の上位組織ではなく、並列の組織として位置付けられたことが、関係者同士の対立、抵抗を容易にってしまったと推察している。

第Ⅱ部 職業

第8章 LAM専門職員と公共圏；図書館司書、アーキビスト、学芸員は公共圏における各機関の役割をどのように認識しているのか(ラグナー・アウダンソンほか)

近年、LAM機関では従来の役割である、情報の収集と普及、文化遺産の保存や学習という機能だけでなく、出会いの場、社会における民主主義的公共圏を促進する場としての役割が再定義されている。本章ではこれらのパラダイムシフトに対して、LAM職員はどう認識しているのかについて研究している。ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、ハンガリー、ドイツの五か国の司書、アーキビスト、学芸員をサンプルに回答を求めたところ、ドイツの図書館司書を例外として、基本的には伝統的な情報の収集と普及、文化遺産の保存や学習という機能を重視していることが指摘された。

しかし著者は図書館司書とアーキビストについては、前述の認識に併せて、自分たちが提示するコレクションに対して中立的な促進者、擁護者ではなく、批判的であるべきという意見を持つ傾向があると指摘している。

第9章 図書館、アーカイブズ、博物館における利用者の参加と関与に関する認識と意味（ハイルビヤ・アンドレスンほか）

本章は、利用者が参加の過程で提供する知識が、機関によってどう活かされるのかという問いから出発している。著者は、コレクションや資料についての利用者の知識は、LAM機関の求めるレベルの質、基準を満たしているのか。また、それらは実際に機関の目録に情報として統合されているのかどうか、この2つの要素を元にして、スカンジナビア3か国（ノルウェー、スウェーデン、デンマーク）のLAM専門職員へのアンケート調査を実施した。アンケート調査項目は態度と実践の2つに大別され、前者は主に利用者の関与に対する価値認識を、後者は経験の有無や実例の詳細なプロセス等についてデータを

3——ノルウェーアーカイブズ・図書館・博物館局の略。正式名称はStatens senter for arkiv, bibliotek og museum。

収集した。

結果としては、国や教育歴において多少の相違はあったものの、アーキビスト、学芸員らは、利用者の関与を肯定的にとらえていた。しかし、そもそも多くの専門職員は利用者の関与する状況を経験したことがなく、利用者と双方向的形で、理論と方法を開発していく重要性を指摘している。

第10章 「いいね!」「シェア」「コメント」公共図書館や美術館によるフェイスブックの利用：ノルウェー・トロムソの事例研究(ロスウィタ・スカーラ)

この章では、ノルウェー北部の都市トロムソにおける公共図書館と博物館が、フェイスブックをどのように利用しているのかについてまとめたものになる。そもそもSNSプラットフォームには公共圏を作り出す可能性がある一方で、フェイスブックに関しては、ユーザーの大多数が受動的な消費者であるとして、デジタル公共空間が成り立たないと指摘する声があるという。しかし著者はたとえ、その公共圏の枠組みが小さく、わずかな参加者しか得られなかったとしても、公共図書館や博物館のような機関のフェイスブックを、公共圏の一部として捉える考え方を提示している。そこにはLAM機関自体は非商業機関だが、利用者の数やニーズを分析する上でもSNSの戦略的な活用は重要であるという観点がある。

第11章 書架の間を読む：人生と仕事から見る図書館(シェル・イバル・シャーディンスタ)

本章では、図書館が提供するものとして、質でも話題性でもなく、allsidighet（多様性）に注目をして、その価値や実践に必要な専門性をまとめている。調査はノルウェーの西海岸にあるグロッペン村の公共図書館にて行われた。日常観察や司書へのインタビューを実施していくうえで、最終的に発見されたのは、図書館が資源として持つ様々な図書や文化を人々に仲介する際に、allsidighet（多様性）をもって提供できる可能性だった。本章では、コレクションの多様性や媒体の多様性、伝達方法の多様性等6つの領域を事例に、区別を試みている。

第Ⅲ部 利用者

第12章 デジタル時代におけるLAM機関の利用(アンドレアス・ヴォールヘイムほか)

本章は、LAM機関のデジタル・サービス（以下、DS）の利用について、利用の状況（訪問数など）といった定量的な調査に加え、アクセスしたコンテンツや関与した活動など定性的調査を踏まえた上で、デジタル公共圏としての適性や将来への展望を考察している。分析によれば、DSの影響は、博物館や図書館に比べて、アーカイブズにおいてより顕著に表れているとされ、その代表的な項目としてはインターネット訪問が挙げられるという。しかし、LAM全体ではDSはまだ発展途上であるとされ、依然として物理的な空間の比重が大きいと指摘している。

第13章 ドイツにおける図書館と民主主義：一般人と専門職との認識の対比(ハンス・クリストフ・ホーボム)

本章はまず「啓発的な討論」を支える機関として、デジタル化はLAM機関の役割を変容させるのか、そして、新しい役割に対して、図書館司書と一般人で認識に相違があるのかという質問を出発点にしている。ドイツほかヨーロッパ5か国におけるLAM機関の職員を対象に、36の質問票を元に、図書館の機能や司書の役割等を尋ねたところ、「文化の促進や知識獲得の支援」としての機能や「情報、知識、文献の仲介者」としての役割をはじめとした伝統的な言説に一定の認識が集まった。一方「民主的公開討論」としての場や「意見の自由の保証人」といった役割、つまり政治的公共圏を創り出す機能については、認識は未成熟ながらも今後は受容出来る可能性があるということが指摘された。

第14章 公共図書館での民主的な共生、小さな公共、そして参加による解放(セシリ・ファージェリッド)

本章は、ノルウェーの首都オスロに位置する、さまざまな地域性（再開発地区など）を抱えた公共図書館10館での観察、参与を通じて、公共図書館で創出される市民意識の芽生えと社会との交流（ここでは民主的共生と呼ばれている現象）を分析している。職員ではなく利用者の視座から、(具体的に言えば編み物カフェや様々な世代の集まるブック・クラブの中から) 著者は「多面的な現実の共有」がなされていることを体験した。その上で、「情報と社会のインフラ」だけでなく、「人間的なあらゆるもののインフラ」としての図書館の機能を確認している。

第15章 いる、学ぶ、活動する 子どもたちの宮殿？ 利用者の視点から見たトゥーンズ・ライブラリー(トーニャ・ヴォルト、スンニベ・イウイン)

本章では、ノルウェーのビプロ・トイエンという10歳から15歳までの子どもたちのためにデザインされた図書館を事例に、公共図書館が若年層利用者にどのような影響、とりわけ社会参加の側面で影響しているのかどうかを検証している。

ビプロ・トイエン自体は子どもたちのための第三の場を創出し、図書館活動への積極的な寄与や参加を促すことを目指しており、その結果として、子どもたちに学校や準備された課題から離れて、自分から挑戦しようとする機運を醸成している。一方この自律と自由の空間に対しては、「自分たちのやりたいことや好きなことが出来るとみなしていた」という。著者は、ビプロ・トイエンを子どもたちの公共圏として「子どもが親しみやすい、子供を歓迎する空間であることに加えて、子どもが見知らぬ人に出会う空間」の3側面を取り上げ、近年の図書館の動向「コレクションからコネクション [人とのつながり] へ」と結びつけながらまとめている。

第16章 ノルウェーにおける図書館とサーミの人びと——同化と抵抗(ガイ・グレナールスン)

本章では、ノルウェーにおけるサーミ人、クヴェン人を例に、先住民族の同化政策と図書館の利用との関係性について議論をしている。著者は、初等及び中等教育の国家政策実施を担う教育局長2人によるフィンマルク（ノルウェー北部地域の県）視察レポート（学校や公立図書館を対象とした同化政策に関する報告）、そしてトロムソ教育大学の貸出目録とブックリストを取り上げ、先住民族たちがノルウェー語で本を読む機関としての図書館を捉えている。また、前述の目録における2人のサーミ人の政治的先駆者の貸出履歴を探ることで、図書館が彼らの政治活動に寄与した可能性を発見した。

全体として、政治的公共圏が成立しているかどうかは実証されなかったものの、各図書館において政治的な蔵書があったことを踏まえた上で、同化政策に対応、または抵抗出来る環境が形作られていたという結論でまとめている。

第17章 ウィキ作業の喜び デジタル環境における職人意識、フロー、自己外在化(エリック・ヘニングスン、ホーコン・ラーセン)

本章では、ノルウェーの地域史ウィキである「ローカルヒストリーウィキ・ドット・ノルウェー」を事例に、地域史ウィキ投稿者たちのページ編集に携わる動機を分析することで、デジタル上の公共空間と人々の関係性を探っている。被験者として調査された記事作成者からは、ウィキが没頭感を醸成する空間であるということが導き出された。

著者は、前述の作用について、他形式のプラットフォームにおいても活用できることを指摘している。

3 おわりに

本書は、タイトルにもある通り、図書館、アーカイブズ、博物館3つの機関を事例にして論を展開している。特に図書館分野については、第11章、第Ⅲ部を中心に、多くの機能や役割が利用者の意思・選択によって付与されている状況を読み取ることが出来る。これは、和気尚美氏が日本図書館情報学会誌にて「利用者は状況に応じて公共図書館に自ら多様な機能を付与していく」⁴⁾と評している所からも、伺い知ることが出来る。

では、アーカイブズの分野においてはどのような示唆を与えてくれるのだろうか。利用者の意思・選択がアーカイブズに影響を及ぼす考えの一つとしては、2000年代以降世界的に広まったコミュニティ・アーカイブズの実践が挙げられる。SAAのterminology⁵⁾によれば、「community archive」とは、共通の関心、社会的、文化的、歴史的遺産を共有す

4——和気尚美「『デジタル時代における民主的空間としての図書館、アーカイブ、博物館』」、日本図書館情報学会誌、69巻、4号、2023年、p. 225。

5——Society of American Archivist. “community archive”. Dictionary of Archives Terminology, <https://dictionary.archivists.org/entry/community-archives.html>. (2024年12月16日入手)

る人々の集団によるアーカイブズであり、その多くは伝統的なアーカイブズではない一般の市民が構築するものと理解されている。これらの潮流は、アーカイブズを構築する主体が多様化しつつあることの思想的根拠になっていると考える。

上記を踏まえ、本文に戻ろう。アーカイブズ作業において利用者の意思が機能に影響を与えている側面としては、第12章にて、クラウドソーシングが紹介されている。具体的には、「物理的文書の転写や、絵や図などに関係する知識を加えたりする」⁶⁾といったような作業において、受動的だった利用者が主導的な立場となって、コレクションを構築していくという。

しかし、気を付けたいのが、第3章や第4章で述べられているように、デジタルライゼーションの文脈においては、法体系や指針が、技術に追いついていない傾向があるという点である。クラウドソーシングもまた画期的な技術ではあるものの、アーカイブズをめぐる法制度・ポリシーに組み込んでいかなければ活用は難しい。

イスト・フビラの論考⁷⁾によるとレコード・マネジメントのプロセスに専門職ではない利用者を参画させることが、記録に関連するコンテキストを広げると指摘したように、非専門職の参加にはメタデータ等、アーカイブズに係る情報の多元化という面でメリットがある。利用者はもとより、市民全体をも包括した、参加の取組みを構築することの可能性は十分にあるのではないか。日本での事例はまだ少ないが、実践に向けた検討が望まれる。

6—Johan Oomen and Lora Aroyo. 'Crowdsourcing in the cultural heritage domain: opportunities and challenges'. *Proceedings of the 5th International Conference on Communities and Technologies (C&T '11)*, 2011, p. 138, <https://doi.org/10.1145/2103354.2103373>. (2024年12月15日入手)

7—Isto Huvila. 'Participatory archive: towards decentralised curation, radical user orientation, and broader contextualisation of records management'. *Archival Science*, no. 8, 2008, p. 33, <https://doi.org/10.1007/s10502-008-9071-0>. (2024年12月15日入手)

報告

report

報告

アーカイブズ学と出会い、学び、研究する —大学院での2年間—

Encountering, Learning, and Researching Archival Science
-My Two Years in GCAS

五十嵐 和也

Kazuya Igarashi

1 はじめに

ただいまご紹介いただきました、平成30年度に博士前期課程を修了し、現在はつくば市教育委員会で文化財担当として勤務しています五十嵐和也と申します。

私は博士前期課程に2年間在籍していました。本日は、私がなぜこのアーカイブズ学専攻に進学したのか、在学中どのような活動をしていたか、そして現在のキャリアについて、お話ししたいと思います。

まずは自己紹介から始めさせていただきます。私は新潟県新潟市の旧黒埼町というところの出身で、2013年に学習院大学史学科に入学しました。史学科での卒業論文は地元の近世新潟町のことをテーマに執筆し、2017年にアーカイブズ学専攻に進学しました。その後2年間博士前期課程に在籍し、修了後、つくば市役所に文化財専門員として入庁しました。現在は教育委員会の文化財課という部署で、文化財調査や市史の編さん、歴史資料関係の業務を担当しています。

今日は、主に4つの話題をお話ししたいと思います。まず一つが、アーカイブズ学専攻に入るまでです。それから、こちらの専攻での経験のこと、研究と修士論文でしてきたこと、そして現在のことについて、お話ししていきます。

2 アーカイブズ学との出会い、専攻を目指したきっかけ

それではまず、そもそもなぜアーカイブズ学専攻を目指し、進学しようと思ったのかというところからお話ししたいと思います。私は高校を出るまでは新潟に住んでいたのですが、文書館、アーカイブズというものが世の中に存在するということを知ったのは、大体中学生くらいの時でした。私の祖父がいわゆる郷土史家で、昔は新潟県史や県内の町村史の編纂や大学教員をしていたのですが、祖父が研究のために地元の県立文書館によく通っていたのを目にしておりましたので、「身内が利用していた」ということが文書館を知るきっかけとなりました。

中学、高校時代から歴史に興味があってその道に進みたいと思っていたのですが、中でも江戸時代の古文書に興味を持っていました。そのようななかで、地元の新潟県立文書館が古文書の普及活動に熱心なところでした。「古文書解読練習帳」というものを売っておりましたので、購入したりもしていました。その本の裏表紙には、「古文書は貴重な県民共有の財産ですので大切に保管してください」ですとか、こういうふうに保存してください、虫干ししましょう、何か困ったこととかあったら地元の教育委員会や文書館に連絡してください、という古文書を保存するための啓発やその方法についての案内も記されていきましたので、こういったところから文書館というものに興味を持つようになりました。

アーカイブズ学専攻のことを知ったのは、大学のオープンキャンパスに参加した時のことでした。本日もオープンキャンパスが開催されていますが、オープンキャンパスで史学科の模擬授業を受けた時に、『文学部がわかる小事典』という入学の時にもらえる冊子が配布されました。この中に、アーカイブズ学専攻のことも紹介されていたので、そこで専攻の存在やアーカイブズ学という学問のことを初めて知りました。

大学入学後は学部2年生で日本近世史ゼミに入ったのですが、そこでは地元の新潟の湊について研究対象にしていました。日本近世史ゼミでは先生方や院生、学生による史料調査活動が活発に行われていましたので、その一つである甲州史料調査会の調査活動に参加して、そこで先生、先輩方から目録の採り方、あるいは古文書の解読や取り扱いを教わっていきました。それから、学部の授業では、今はさらに充実してるかと思うのですが、私が学部生だった頃から「記録管理と組織」ですとか、「記録保存と現代」、それから保坂先生が担当しておりました「史料管理学特殊講義」といったアーカイブズ学関係の授業が充実していたので、そうした関連科目を履修して、さらにアーカイブズ学専攻に進学したいという思いを強くしていきました。

学部生時代のことでいいますと、国文学研究資料館や国際マイクロ写真工業社といった研究所や企業でアルバイトをしていました。そうした経験も、自分のその後のキャリア形成に役立ちました。それから進学準備の段階では、当時刊行されていた文献として『アーカイブズの科学』、や『アーカイブ事典』といったところから基礎知識を勉強していました。

3 アーカイブズ学専攻での学び、学外での学び

次に専攻に進学してからのことをお話しします。前期課程1年の時は受ける授業がとて多いのですが、記録管理史、保存科学、それから法律や、情報技術を使った情報システムなど、非常に幅広く学べる環境であり、毎日学びが楽しかったことを覚えています。

私がこのアーカイブズ学専攻での授業や実習の中で一番記憶に残っているのは、アーカイブズ実習と研修旅行です。特にアーカイブズ実習は非常に勉強になりました。事前に行き先の機関について調べたり、毎日実習先で学んだことを書き留める活動は、自分自身の人生のアーカイブズにもなりました。私の場合は、1年生の時に国立公文書館、2年生の時に新潟市歴史文化課で実習を受けました。国立公文書館の方は2週間、新潟市の方は4

週間の期間で学び、国と自治体のアーカイブズについて現場から学べたことは自分の大きな財産になっています。

研修旅行では、1年生の時は福岡県、2年生の時は香川県に行き、福岡共同公文書館や香川県立文書館等を見学する機会を得ました。県外各地の公文書館の現場を実際に見ることができたことは、非常に勉強になりました。それから、私が在籍していた時は、研修旅行でベトナムへ行く機会もありましたので、海外のアーカイブズというものを現地で知る貴重な経験もできました。

専攻のなかで日々の授業やアーカイブズ実習、研修旅行を通じて幅広く学ぶことができたが、授業の外でも様々な学びを得ることができました。先ほどお話しした史料調査活動でいえば、学部生時代から参加しておりました甲州史料調査会をはじめ、専攻を通じて紹介いただいた山梨県大月市の星野家という街道の本陣を務めた御宅の史料調査（星野家文書調査）や日本学術会議の史料調査ですとか、地元新潟県の史料調査会である越佐歴史資料調査会の調査に参加する機会がありました。

また、東京都港区がちょうど区史編纂をやっているタイミングで、港区史の編さん事務局で調査員としてお手伝いさせていただいたことも自分のなかで非常に良い経験になりました。こちらについては、お世話になっている学習院女子大学の岩淵令治先生からご紹介いただいて、編纂のお手伝いをさせていただくことができました。この港区史のお手伝いを通して、様々な自治体史の状況を調べたり、港区の史料について働きながら学ぶことができました。こうした史料調査活動や自治体史編纂への参加は、学びになると同時に、非常に楽しいもので

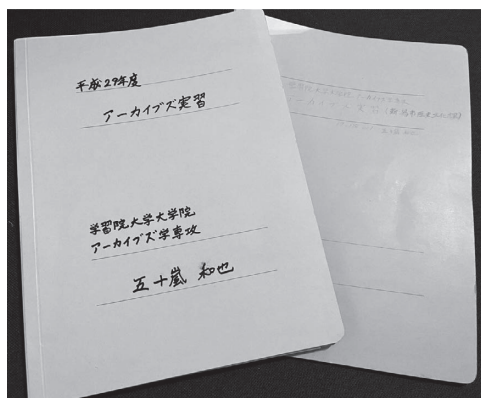


図1 —— アーカイブズ学実習ファイル



図2 —— 福岡共同公文書館



図3 —— ベトナム国立第一アーカイブズセンター

ありました。

4 研究と修士論文

次に研究と修士論文のことをお話したいと思います。修士論文は、実はいろいろと紆余曲折がありました。進学の前後は、卒業論文で新潟町のことを対象としておりましたので、その資料群を対象にしようと思っていました。ところが、研究を進める上でよくありがちではあるのですが、内容的な面から利用の制約がある史料もあり、「資料群」としての分析はなかなか難しいところがあり、これは途中で断念しました。その資料群は私の実習先でもあった新潟市の歴史文化課が所蔵しているのですが、そちらの担当者の方に別の未整理資料群を紹介してもらいまして、その整理作業を通じて編成記述と構造分析を検討していくことをテーマにしました。今思うと修士論文のタイトルがやたら長いものになってしまったと思っているのですが、「近世・近代家文書の構造分析と編成記述に関する基礎的研究—越後国蒲原群横越村市村家文書を事例として—」、という題で執筆しました。内容を少し紹介しますと、対象とした未整理資料群は点数として1,691点あったのですが、元々箱などにしまわれていたときの状況、言い換えると未整理状況、現存状況といってもいいのですが、これを形・重なり・塊の観点から分析しまして、近世から近代にかけての家の活動と文書の伝来の関係を分析し、その成果を生かした目録を作成するということを目指して書いておりました。ちなみにこの「形・重なり・塊」は私が考えてついたわけではなく、東寺百合文書の研究を長くされている京都府立総合資料館の上島有先生がご著書のなかで記していたことです。

もともと箱の中に古文書が紐に括られていたり、あるいはそのままぐしゃっと入っているのですが、こういうところに収納されている状況、それにも何か意味はあるはずだということから、目録作成等を通じて中の状況を分析していく、というようなことをやっていました。

修士論文はかなり大変だったのですが、研究を通じて感じたことがいくつかあります。まず大切なのが、形のある、目の前の資料にしっかり向き合うことです。そこから読み取れることをまずは大事にする必要があります。後は、形が無い、理論も大切です。形のある資料、形のない理論も大切です。この二つを両輪として、どちらにもひたむきに向き合い続けることの重要性を学びました。

これから修士課程に入って研究していくと、だいたい皆さん例外なく壁にぶつかることが1回はあるかと思います。思うように進まない中で、時間だけはあつという間に進んでいきます。そうなってくると、いろいろ焦りや不安が積もっていくのですが、そういう時は、ひたすら読み、考え、手を動かすこと、人と話すことが焦りや不安の解消につながっていきます。この頭や手をとにかく動かすこと、話すことの大切さも、研究を通じて感じたことです。特にこちらの専攻は、先輩方も先生方も皆さん非常に頼れる方々ですので、そうした方々の力を借りることができたおかげで、何とか乗り越えられたなと今も実感し

ています。

5 今に生きる専攻での経験

最後に、簡単ですが私が今どういうことをしているか、それから専攻で学んだことで何が今に活着ているかということをお話したいと思います。

現在勤務しているつくば市役所には、修士課程の2年在籍中に、つくば市役所が文化財専門員という職種を募集していて、古文書が読める人材を探しているという情報を得まして、採用試験を受けて入庁しました。

自治体の文化財担当はやることが幅広くありまして、開発と埋蔵文化財保護の調整や、文化財建造物、天然記念物、お祭りなどの民俗文化財、市史の史料編纂、市民講座など、今現在はいろいろとごった煮状態で仕事をしているのですが、未整理資料の整理や史料の寄贈を受ける機会では、やはり2年間で経験してきた史料整理の経験が今に活着いていると思います。それからアーカイブズ学で様々な視点を学ぶことができましたので、ここ最近では、つくば市の今現在の基盤になっている筑波研究学園都市、これは大体60年ぐらい前に発展してきたのですが、もう60年経っていますので、その記録をアーカイブズの視点から調査研究したいなと思っていますところなんです。

駆け足になってしまったのですが、最後にこの専攻で学ぶということの話をして終わりにしたいと思います。私は元々日本近世史ゼミの出身で、近世近代の歴史資料を研究したいということで、こちらのアーカイブズ学専攻に入りました。そのようななかで、やはり在学生の皆さんがおっしゃっていますが、この専攻の特色は、アーカイブズ学を学ぶ、という共通項を持ちながら、皆さんがそれぞれ別々の独自の分野を研究している、ということかと思います。

皆さんも、それぞれ自分のさらに学びたいことですか研究を深めたいということがありかと思います。アーカイブズ学専攻は、そうした学びたい、研究したいという熱に応えてくれる環境も先生方も、同じく学ぶ仲間も揃っていますので、ぜひ興味を持たれた方はこちらの世界に飛び込んできていただければと思います。

私のお話しは以上とさせていただきます。皆さんご清聴いただきましてありがとうございます。

報告

入学から学位取得までの10年

The Decade-Long Journey with Archival Science

齋藤 歩

Ayumu Saito

2009年夏の入試説明会に参加してもなお受験の決心がつかなかった私は、その年の11月、アーカイブズ学専攻（GCAS）の事務室に一通のメールを送りました。まずは科目等履修生として様子を見るため、授業を見学したうえで受講科目を決めようと考えたのです。

すぐに返信がありました。当時はGCASの助教で、いまは東京大学文書館にお勤めの森本祥子先生からでした。森本先生が調整してくださり、二つの授業を見学できました。12月21日の「アーカイブズ・マネジメント論演習I」では、京都大学大学文書館の橋本陽さんが、当時は博士前期課程1年の大学院生として発表されていたことを覚えています。

それから博士の学位を取得するまでの約10年について、本日はお話しします。個人的な話ですが、アーカイブズ学に関心を寄せる方々にとって進路検討の一助となれば幸いです。

科目等履修生からのスタート

私は1998年に早稲田大学の建築学専攻に入学し、2002年3月に卒業しました。大学院への進学を希望していましたが大学院入試で不合格となり、就職氷河期の影響もあり、卒業後はしばらくフリーターとしてすごしました。いくつかのアルバイトを経て都内の編集事務所に拾ってもらい、編集者として働き始めたのは2002年の暮れでした。

編集者として働き30歳になったころ、将来のために専門性を深めたいと考えるようになりました。建築の勉強が学部で終わったこともあり、編集者としてさまざまな分野の専門家と協働するかたわらで、なにかを突き詰めた気持ちを抱いていたのです。

GCASのことを知ったのは偶然でした。日本建築学会が発行する『建築雑誌』の仕事で田町の建築会館に毎月通うなか、エレベーターホールでGCASのポスターを目にしたことがきっかけです。すぐに資料を取り寄せ、入試説明会に参加しました。これが2009年の夏です。

説明会では、入試でアーカイブズ学の基礎的な知識が問われることを知りました。当時の私はアーカイブズ学に関する知識がありませんでしたので、このまま受験しても合格しないと思い、科目等履修生から始めることにしました。

科目等履修生の1年間は、土曜午前の講義を履修しました。GCASには知り合いが誰もいませんでしたが、かえって新鮮で心地よい時間でした。仕事をしながら勉強を続けられ

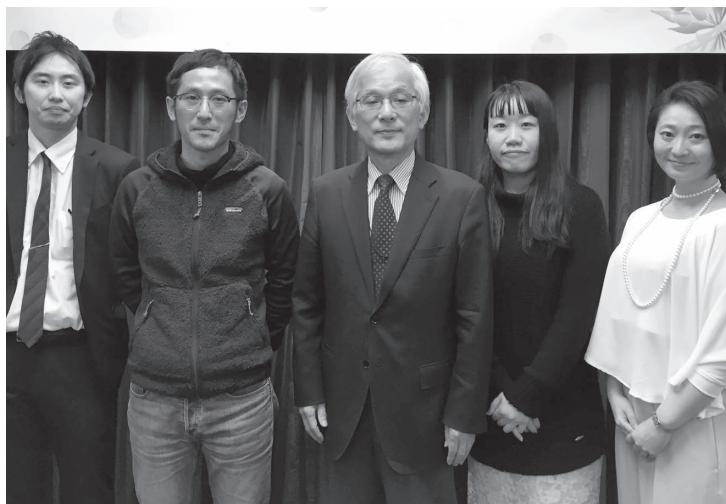


写真1——GCAS四期生と安藤正人先生（中央）。左から、零石忠宏さん、齋藤、阿久津美紀さん、澁谷梨穂さん（安藤先生送別会、2017年3月）

るか自分でもわかりませんでしたので、大学院に通い始めたことは誰にも告げませんでした。両親にも友だちにも上司にも秘密のまま、1年間やってみてどうなるか、自分を試したかったところもありました。

2010年10月1日、仕事で徹夜明けの朝、入試結果を確認しに来たことを覚えています。その後2011年4月に入学し、GCASの四期生として博士前期課程に在籍しました〔写真1〕。入学したのは同年3月に東日本大震災が発生した直後です。余震が続くなか電力不足で暗い街を歩きながら、社会の変革期に自らも新たな道を歩み始めたことを自覚し、根拠のない希望にあふれていました。

大学院に通うことを職場で上司に伝えられたのは、入学直前です。勤務先のメディア・デザイン研究所という編集事務所は、社員数名の小さな会社でした。個人的な都合で働き方を自由に選ぶことなどとうてい難しい環境でしたので、なかなか言い出せなかったのです。ところが、代表の荻原富雄さんは「図書館学の親戚みたいなことなの？ いいんじゃない？」と理解してくれました。もともと荻原さんの個人事務所というような会社で、いつか会社はなくなるから将来の道は各自が切り拓いてほしいと言われていましたので、自立に向けた一歩として、応援してくれたのかもかもしれません。

履修したい授業が1年目の木曜午後にあったため、週5日の勤務日を週4日に変更してもらいました。木曜日以外に早く退社させてもらう日もありました。代わりに深夜まで働くことが増え、授業を終えてから職場に戻ったり週末に出勤したりすることも少なくありませんでしたが、おかげでGCASのカリキュラムを計画的にこなすことができました。取得した単位は、修了に必要な数を大きく上回りました。一方で、給料は減額です。提案されたのは30%減でした。週5日から4日への変更なので計算があいませんが、自分への投資とみなして受け入れました。結局、この会社には、転職で京都に移る2016年まで、13年間にわたりお世話になりました。

記憶に残る授業

GCASに在籍したのは、博士前期課程の2年間と後期課程の2013年からの5年間で、計7年間です。私が履修した科目から記憶に残る授業を挙げます。

安藤正人先生の「アーカイブズ・マネジメント論研究I（現代アーカイブズ管理論）」は、編成記述、とくに段階的整理について深く掘り下げた授業でした。科目等履修生として単位取得済みでしたが、博士前期課程で再履修しました。当初は「編成」や「記述」の意味すら理解できず、授業の内容を十分に修得できていなかったためです。1年目に編成と記述に関するレポートが課されても、その言葉を初めて聞いた私は、なにを書けば良いのか見当もつかないほどでした。理屈がわかってきたころ、日本のアーカイブズ機関の活動を紹介する別のレポートが高く評価され、授業で発表しました。発表後には松村光希子さんが「あなた、おもしろいわね!」と声をかけてくれました。松村さんが国立国会図書館に勤務されていたことで、日本でアーカイブズ学の黎明期を安藤先生らと歩んだ松村さんにそのように言われて、大きな励みになりました。この授業では学期末に試験がありました。これは、安藤先生がアーカイブズ学を勉強されたときの経験に基づく試みです。試験のためには幅広く勉強する必要がありますので、苦勞した分、レポートに比べて確かな知識を得ることができました。

同じく2011年度の「アーカイブズ・マネジメント論研究I」の後期は、石原一則先生が担当でした。収集、受入、アプレイザルに関する授業で、石原先生は神奈川県立公文書館で実務に携わりながら論文も多く発表されていたので、実務と研究とがどのように結びつくのか興味がありました。授業中の余談で、石原先生が現役時代に試みたかった事業のひとつとして、市民参加型のアーカイブズを挙げられました。アーカイブズ学の研究テーマとして「市民アーキビストCitizen Archivist」については知っていましたが、当時は私の知識が及ばず、石原先生の構想について詳しく質問できなかったことが悔やまれます。

2011年度の「アーカイブズ・マネジメント論演習I（整理記述論）」も博士前期課程で履修した授業です。森本祥子先生の授業で、森本先生がGCASで担当された2年間の授業のうち2年目にあたります。アーカイブズの編成と記述における「シリーズ」の考え方を理解することに徹した授業と記憶しています。私が2014年に発表した初めての査読付き論文はシリーズ・レベルの編成に関する内容で、シリーズに対する私の関心はこの授業で育まれました。森本先生とは『GCAS Report』創刊の仕事をご一緒することもありました。編集委員として、紀要の作り方や査読の裏側を知ることができました。いまではもっぱら論文を投稿する側ですが、そのときの経験が学術論文を執筆する際に役立っています。

「情報資源論I（図書館情報サービスの歴史と理論）」は、アーカイブズ学そのものではありませんが、水谷長志先生による図書館学をベースとしたGCASの授業です。私の研究テーマは、博士前期課程から一貫して、建築資料の目録作成でした。建築資料がアーカイブズとみなされて目録作成法が定着するまでに、歴史研究者やライブラリアンが建築資料を扱う主体であった時代が長く続いたことが知られています。アーキビストがアーカイブ

ズ整理の原則を応用することで、その段階を發展させて現在に至るわけですが、そうした過程を認識するヒントをこの授業から得ました。

平野泉さんの「アーカイブズ学理論研究III（海外文献研究）」は博士後期課程2年目の2014年度に履修した授業で、多くの海外文献を読みました。この授業は、今年からGCASで助教として勤務されている大木悠佑さんと私の2人が受講生でした。大木さんと私が文献を読んできて要点を発表する形式です。平野さんはどの文献も読まれてきて厳しく質問されるので、発表者は残りの一人とともに応戦しながらも、難しいところは全員が一緒に議論することでアーカイブズ学の考え方について理解を深めました。受講者が少ないため準備はたいへんでしたが、アーカイブズ学の学術論文を書くために必要な基礎知識が養われました。平野さんにとっても初年度の授業で、大木さんと私が自由に文献を選ぶので、負担が大きかったかもしれません。金曜日6限の授業でしたので、週の締め括りに議論を尽くして意識朦朧となりながら三人で帰ったのもいい思い出です [写真2]。

「アーカイブズ実習（実地経験による理解と発見）」では、博士前期課程1年目が東京都公文書館、2年目が金沢工業大学の建築アーカイヴズ研究所でお世話になりました。建築分野のアーカイブズについて研究していた私が、実務経験に乏しいながらも修士論文で実践に言及できたのは、金沢工業大学での実習のおかげです。実習生として受け入れてくださった竺覚暁先生にはたいへん感謝しております。

金沢では建築家の山下和正が残した資料を整理しました。寄贈後に初めてダンボールを開く段階で、分量は200箱 [写真3]。さらに100箱の追加があると聞いていました。資料整理の課題が用意されていたものの、整理の方法は自由でした。その時点で、建築資料を対象とした「スタンダード・シリーズ」というアーカイブズの編成モデルについて知っていましたので、その試行を竺先生に提案しました。スタンダード・シリーズが米国においてアーカイブズ整理を推進したように、2週間の短い実習期間中でも一定の成果を挙げら

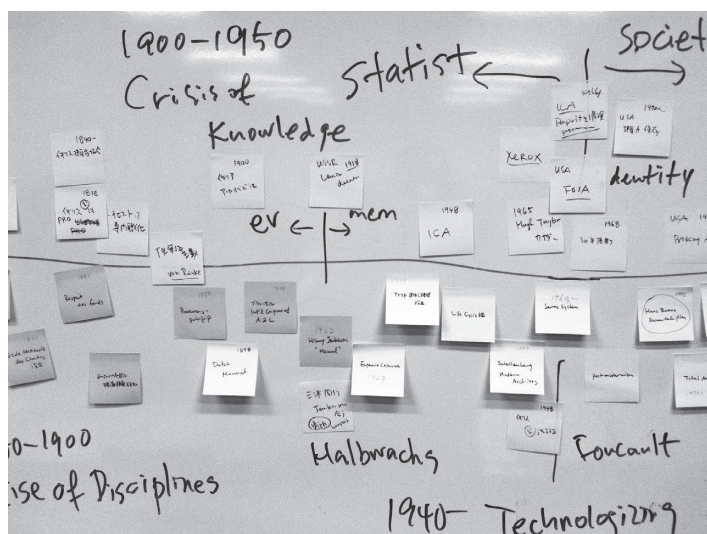


写真2 —— アーカイブズ学理論研究IIIの授業まとめ（2014年12月）



写真3 —— 建築アーカイブス研究所で整理した山下和正資料（2012年9月）

れるのではないかと考えたためです。結果として200箱分の全体像をおおむね把握でき、論文から得た知識とアーカイブズの実践との関係について理解が深まりました。

海外での経験

金沢での実習については、2013年の博士後期課程1年目にベトナム国立大学ハノイ校を訪問した海外研修旅行で発表しました〔写真4〕。個人が残した資料をアーカイブズの対象とする点が新鮮だったようで、私の発表に関心を寄せて熱心に質問をしてくれたリン・ファム・ジェウさんとは交流が続きました。2016年にシンポジウム出席のため京都大学総合博物館の教員らとともにベトナム国立大学を再訪した際に再会できました。言語や文化は異なりますが、アーカイブズ学を専門として近い研究テーマに取り組む研究仲間の一人です。

同じく博士後期課程1年の冬に保坂裕興先生の研究アシスタントとしてロンドンを訪問しました。初めての海外調査で、アーカイブズ機関での資料閲覧を海外で初めて経験しました。英国国立公文書館のほか、王立英国建築家協会の図面コレクションを所蔵するヴィクトリア&アルバート博物館、AAスクール・アーカイブズ、テート・アーカイブズといった美術や建築のアーカイブズ機関を中心に訪問しました。いま思えば準備不足は否めませんが、伝統ある建築のアーカイブズに接して興奮しました。

翌年の2015年には初めて米国を訪れました。アメリカ・アーキビスト協会(SAA)のワークショップに参加するためです。SAAが2006年に刊行した『建築レコード——設計と施工の記録群を管理する方法Architectural Records: Managing Design And Construction Records』の著者であるウェイヴァリー・ロウェルとタウニー・ライアン・ネルブが講師で、著作内容に準じたワークショップでした。『建築レコード』は1970年代から米国で検討さ



写真4——ベトナム国立大学ハノイ校での学生研究交流（2013年11月）

れてきた建築分野のアーカイブズ実践法をまとめた一冊で、ワークショップも実践的な内容でした。現在までに同じワークショップは開催されていないので、実質的に二人に教わる最後の機会だったことになります。

ワークショップはSAA大会のプレ・イベントでしたので、続けて大会に参加し、建築レコード専門部会（ラウンドテーブル）会議にも出席できました。ラウンドテーブル設立から25周年のタイミングで、SAAにおける建築分野の試みについて変遷を知る絶好の機会でした。大会中には、ワークショップで講師を務めたロウエルに金沢工業大学での試みを見てもらいました。ここではハノイの発表で使った英語のスライドが役に立ちました。ロウエルには、アプレイザルの過程が欠如していると指摘されました〔写真5〕。活字で触れてきたアーカイブズの用語を使ってアーカイブズの専門家と対話できた経験は新鮮で、自信にも繋がりました。

2016年には韓国で開催された国際アーカイブズ会議（ICA）の大会に参加しました。著名な研究者やアーキビストの発表を聞き、自分の研究や実務が国際的な動向と関係することを確認できて有意義でした。GCASの研究仲間も多く参加しました。『アーカイブズ——原則と実践』を読んでいたので、著者のローラ・ミラーが企画するワークショップに、渋沢栄一記念財団の金さん、当時はGCASの助教で島根大学の清原和之さんと参加したりしました〔写真6〕。

投稿論文と学位請求論文との関係

私が2020年9月に提出した学位請求論文は全9章の構成で、そのうち8章分は学術雑誌

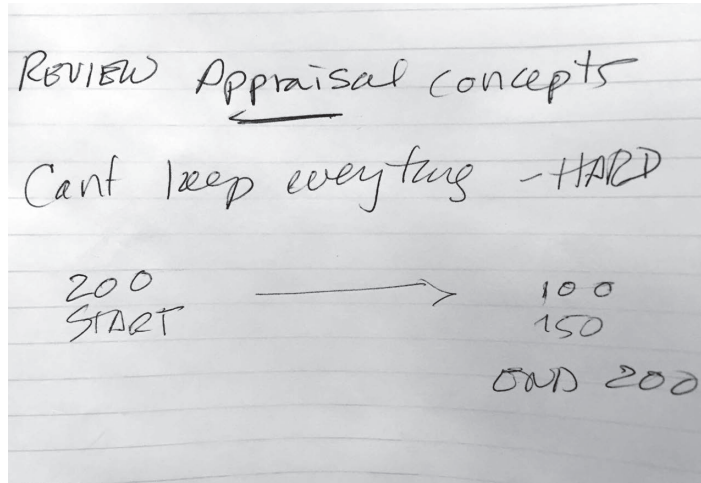


写真5 — ウェイヴァリー・ロウエルによるレビュー。
「Review appraisal concepts. Can't keep everything. アプレイザルの考え方を見返しなさい。すべてを残せないのだから」
(米国フリーブランド、2015年8月)



写真6 — ローラ・ミラー（左から3番目）と。（左から）金甫榮さん、清原和之さん、齋藤（韓国ソウル、2016年9月）

や紀要に掲載された査読付き論文です。学会発表をもとに各論文を執筆し投稿したので、準備から掲載までに要した時間を章毎に割り出すことができます。いい機会なので、学位授与までの過程をまとめました [表1]。

右側が学位論文の章で、初出となる論文の学会発表から掲載までを矢印で表現しました。たとえば、はじめて書いたのは編成に関する第5章の論文で、博士前期課程で受講した森本先生の授業で学んだことを建築分野に応用しました。「建築レコードの目録編成モデル」は、論文名に悩んでいたところ、安藤先生が見かねて付けてくださったタイトルです。

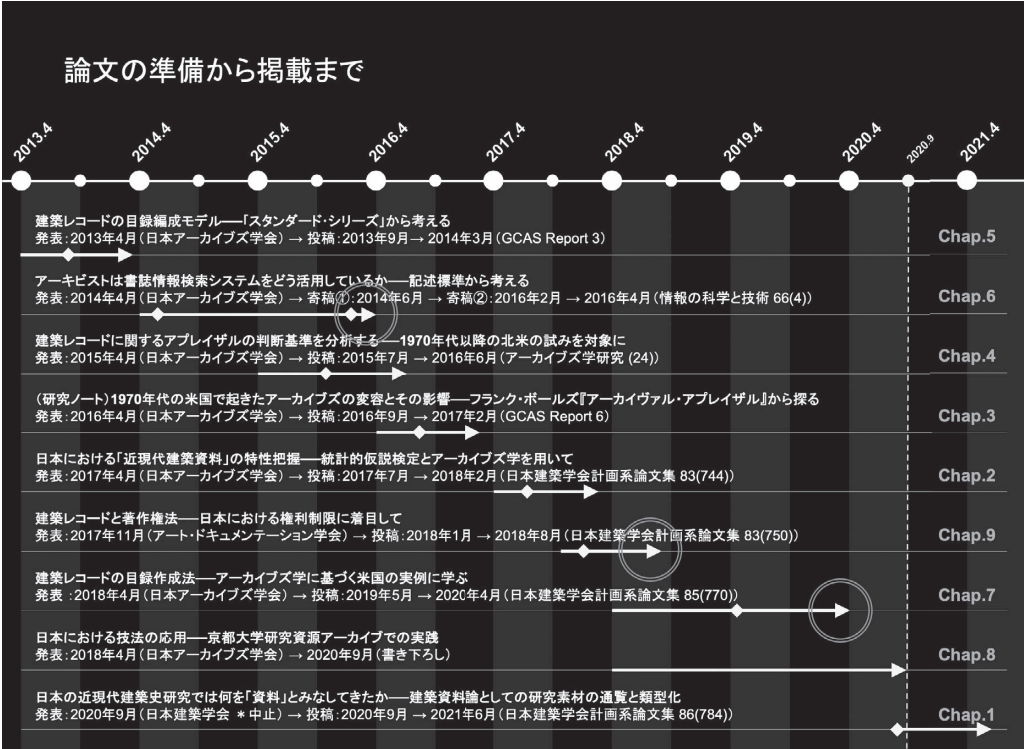


図1——博士論文各章の準備から掲載まで

学会発表を研究の起点とすることで、論文を投稿する前にフィードバックを受けることができ、執筆のリズムをつくることもできました。しかし、研究は必ずしも思うようには進みません。学会発表を規則的に続けても、投稿や掲載が不規則になることがありました。図において、矢印の長さは苦勞の度合いを表しています。このうち特徴のある論文を二重線で囲んで三つ示しました。

「アーキビストは書誌情報検索システムをどう活用しているか」は、2013年に出版社からの依頼を受けて用意した論文の一部です。未発表の内容でしたので2014年の日本アーカイブズ学会で発表したのちに、論文を仕上げて提出しました。その後、同じような内容の依頼を学術雑誌からいただきましたので、改稿して寄稿しました。当初の出版計画は遅延し、いまでも出版社に原稿を預けたままです。

2016年以降は線が短くなっています。とくに「建築レコードと著作権法」は、前の論文が掲載されてから半年後の掲載です。2016年に京都大学の教員として着任し、研究が仕事になったことで、研究時間を確保しやすくなったためかもしれません。日本の著作権法がアーカイブズの利用に与える影響を考察した論文で、この論文で日本建築学会の奨励賞を受賞しました。

線が長くなる後期は、学位請求論文としてまとめることに注力しはじめた時期です。投稿論文と学位論文とでどちらの完成を優先させるか迷いましたが、定期的に査読付き論文を発表し、その結果として学位論文を完成させる考えを貫きました。第1章の「日本の近

現代建築史研究では何を『資料』とみなしてきたか」は、学位請求論文の提出直前に投稿し学位授与後に掲載されました。

2020年になると、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活が制限されて研究環境も一変しました。私にとっては、むしろ研究に没頭できた時期で、おかげで論文を完成させることができました。2021年3月に学位（アーカイブズ学）を授与され、現在は出版に向けて準備を進めています。幸いなことに窓研究所からの出版助成を得て、2025年度中に刊行予定です。

アーキビストの奮闘をアーカイブズから知る

学位取得後はアーカイブズを使った研究に取り組んでいます。博士論文では、建築分野を対象としたアーカイブズの整理法について、役割や実践を論じましたが、その前段階にあたる、整理法が知られてアーカイブズの業務で用いられるまでのアーキビストによる試行錯誤については、十分に言及できなかったためです。

ジル・リバーは、「英国あるいは世界における、建築の研究と解釈の方法を変えた」と評される人物で、王立英国建築家協会（RIBA）の膨大な図面コレクション全体を網羅する全20巻の目録を1970年代前後にまとめたことが知られています。そのような功績にもかかわらず、リバーの経歴や目録整備については、建築学、アーカイブズ学、図書館学のいずれの分野においても、ほとんど研究されていません。そのため、欧米で建築資料の整理法が定着する過程にリバーの試みを位置づけて、RIBAのアーカイブズを用いた研究を進めています。

1980年代の米国でも、建築図面の目録作成法が検討されました。米国のナショナル・ギャラリー・オブ・アート（NGA）を拠点とした建築図面アドバイザー・グループ（ADAG）においてです。NGAアーカイブズが所蔵するADAGの会議録を2022年に閲覧でき、いまは論文をまとめているところです。アーキビストがほかの出席者（歴史研究者やライブラリアン）にアーカイブズの考え方をどう説明して理解を求めたのか、当時のアーキビストの奮闘を明らかにすることが論文の目的です。ADAGはゲッティ財団の助成を受けたため、ゲッティ・アーカイブズにも関係資料があることが判明しており、今後の研究対象です。渡航が容易となった2022年以降、年に一度は米国を訪問し、ADAGに関する調査を続けています。

つい1週間前に、ミルウォーキーのウィスコンシン大学アーカイブズを訪問しました[写真7]。ICAが2000年に刊行して2006年に邦訳された『建築記録アーカイブズ管理入門A Guide to the Archival Care of Architectural Records, 19th-20th Centuries』において、編成と記述の章を執筆したメイジーン・ダニエルの足跡を知るためです。ダニエルはNGAに勤務しながらADAGに参加しましたが、ADAGの終了後すぐにICAでの活動に移したようです。建築史研究者、ライブラリアン、アーキビストの折衷案に終わったADAGでは実現できなかった整理法のアイデアを、建築分野に関心を寄せるアーキビス



写真7 ― ウィスコンシン大学アーカイブズ（米国ミルウォーキー、2024年10月）

トが欧米から集ったICAで実現しようと考えた可能性があります。ウィスコンシン大学はSAAのアーカイブズを所蔵しており、私が閲覧したダニエルに関する資料もその一部です。ダニエルの業務記録が勤務先のNGAアーカイブズには残されていないため関係資料は少なく、アーカイブズのみでADAG以後の活動について核心を掴むことは難しいかもしれませんが、関係する各地のアーカイブズを今後も調査予定です。

「Archives Change Lives」

15年前、私がGCASでアーカイブズについて学ぼうと考えたのは、編集者としてキャリアアップを図るためでした。けっして明確な目標があったわけではありません。しかし、10年以上のあいだ学び続けたことで、アーカイブズ学が私にとってかけがえのない存在になりました。世界を旅しながら、さまざまなアーカイブズ機関を訪れ、アーキビストと交流するという豊かな時間をアーカイブズ学が私に与えてくれたのです。

「Archives Change Lives」というフレーズがあります。私自身もアーカイブズで人生が変わった一人といえます。もちろん、同じように学べば同じような経験ができるわけではありません。人それぞれに置かれている環境は違います。GCASでは、多くの授業とレポートを一つひとつこなす必要もあります。論文を完成させるために必要な時間は膨大です。そのことを実感しながら、私は30代の多くをアーカイブズ学の研究に捧げました。達成できなかったこともあります。結果として、研究を続けることでしか到達できない世界を知ることができました。

今日は私的な経験を思いつくままに話しました。かつての私が多くの方々からの励ましを受けて研究を始め、これまで続けていくことができたように、この話がアーカイブズについて学ぼうとする皆さんを鼓舞し、少しでも参考になることを願います。

報告

米国とドイツの首都のアーカイブズを訪ねて

Archives Visit in the US and German Capitals

筒井 弥生

Yayoi Tsutsui

1 はじめに

本報告は、2024年4月及び9月に出かけた海外旅行の際、訪問したアーカイブズを紹介するものである。

2008年に本アーカイブズ学専攻に入学したことで、思いがけない世界がひろがった。専攻の研修として11月に沖縄県、3月にソウル、翌年度は茨城県と北京を訪問した。これらは事前によく練られたコースを予め勉強して臨んだものである。それに比して、個人での旅行ではもう少し気楽にアーカイブズを訪問することができる。アーカイブズ学を学んでいる学生と言うと親切に対応してもらったものである。どこかに出かけると、アーカイブズはどこにあるか、見学可能かを調べる習慣がいつのまにか身についた。ここに米国ワシントンDCとドイツのベルリンでアーカイブズを訪問した体験を記す。

2 米国ワシントンDCでの訪問機関

2024年4月にダラスに出かけた帰途、ワシントンDCに一時泊した。ダラス・フォートワース空港で夜を明かし、早朝のフライトで移動した。

2-1 議会図書館マニュスクリプト閲覧室

Library of Congress, Manuscript Reading Room¹⁾

米国議会図書館の創設は1800年で、1934年創設の国立公文書館よりはるか以前から文書の保存をおこなってきた。前年の2023年8月にアメリカアーキビスト協会の大会がワシントンDCで行われた際、本館を観光後、地下道を通してマディソン館にあるマニュスクリプト閲覧室を利用した。そのとき、アリス・ルーズベルト・ロングワース文書²⁾も調査したが、日記については制限があるため、申請が必要であり、閲覧許可が下りたのは、帰国

1—Library of Congress, Manuscript Reading Room, <https://www.loc.gov/research-centers/manuscript/about-this-research-center/>. (URLの最終アクセス日は2025年1月24日。以下同様である。)

2—Alice Roosevelt Longworth papers, <https://lccn.loc.gov/mm79056283>. 筒井弥生「アリス・ルーズベルト旧蔵写真を通してみる日露戦争外交の一面」『筑波大学アーカイブズ年報』第4号、2021年。

当日だった。そこで今回、その分を調査するために赴いた。閲覧室に入るとロッカーがあり、ガードマンが座る受付でライブラリー・カードをみせて、室内入口側のロッカーの鍵をもらう。荷物を預けてから、閲覧受付に行って手続きをする。10分程で出納された。ボックスはカートに乗せたまま、厚紙を差し込んでから資料を取り出す。デジタルカメラやスマートフォンでの撮影ができる。室内には大型スキャナーも備えられている。

アリス・ルーズベルト・ロングワース
(Alice Roosevelt Longworth 1884-1980)

の日記は、1902年から1905年、1910年、1912年の計6冊がある。ざっと目を通してみると、18歳頃から約10年間の成長が感じられる。最初の4冊は、第26代米国大統領セオドア・ルーズベルト (Theodore Roosevelt 1858-1919) の長女として、“アメリカのプリンセス”と看做され、注目を浴びていた時期のものである。1912年のウィルソン大統領政権下のものは、政治情勢に意見を述べ、後に政界のフィクサーとも呼ばれる姿を彷彿とさせる。私自身の目当ては、1905年の日記帳(写真1)で、閲覧許可申請には日本訪問時の日程を確認したいという理由を添えた。実際に閲覧してみると、Nickこと翌年ホワイトハウスで挙式するニコラス・ロングワース (Nicholas Longworth 1869-1931) についての記述がほとんどという印象を受けた。それでも7月25日から28日には宮中にいったこと、写真を撮ったこと、桂とタフトが話したこと、皇太子妃と会ったことなどが記されている。もっとも、完全に解読できたわけではない。残念なことにそれ以降はKyoto, Nagasakiと書かれ、8月6日に走り書きがある以外はずっと白紙だった。

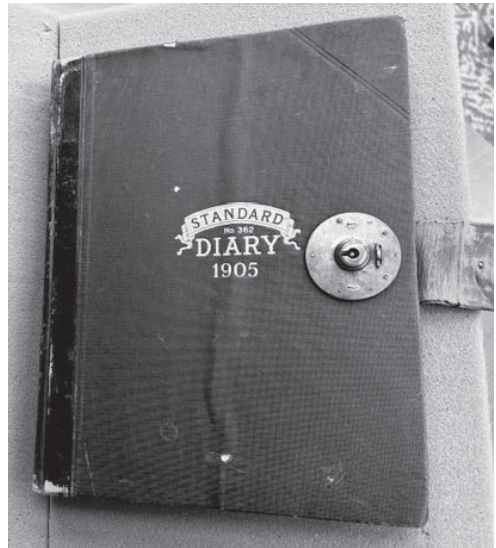


写真1——アリス・ルーズベルトの1905年の日記帳

2-2 国立公文書記録管理局

(NARA : National Archives and Records Administration³⁾)

4月10日午後からNARA本館で開催中のArchiving 2024⁴⁾に参加した。このカンファレンスは画像科学と技術協会 (仮訳 IS&T Society for Imaging Science and Technology) 主催のもので、参加費の設定は、一般は800ドル前後、学生料金はフルタイムの学生である必要がある。半日しか出られないこと、“resource challenged”の設定があることなどから交渉して1日学生料金の115ドルで参加することができた。学生会員として登録すると

3——National Archives, <https://www.archives.gov/>

4——Archiving 2024, https://www.imaging.org/IST/IST/Conferences/Archiving/Archiving2024/Archiving2024_Home.aspx.

会員資格が1年間有効で、IS&Tのリソースにもアクセスできる。モール内のホテルに割引で泊ることもできた。参加してみると「明日も来ていいわ、ぜひいらっしゃい」と言ってもらったが、翌日お昼発の帰国便のため感謝と共に辞退した。会議場としてのNARAには講堂があり、あいまに展示の見学やショップ(写真2)の利用が可能だった。入館時のセキュリティチェックは厳しい。個人的な使用であれば、館内の公共エリアでのフラッシュなし写真撮影、動画撮影が可能になっていた。「@USNatArchives」のタグをつけてオンラインで共有することを推奨している。



写真2 — NARA本館のショップ (閉店後)

カンファレンスのプログラムや予稿は公開されている。ゲティ保存研究所、議会図書館デジタル化部門のプレゼンテーションの次に、NARAから上級電子記録ポリシーアナリストが、デジタル化の規則、すなわち“連邦記録のデジタル化”⁵⁾について説明した。規則を読み、FADGI⁶⁾を読むように、とのことで、ジョークを交えながらも詳細に語り、場内を沸かせた。最新の、しかもちょっと裏話のようなことを聴かせてもらえた。

コーヒープレイクでは、登壇して説明をした企業の展示があり、実物を見ることができた。再開後、メトロポリタン美術館のデジタル修復と米国著作権局によるバーチャル・カード・カタログ⁷⁾の紹介、スイス国立図書館によるスイスの新聞の大量デジタル化についてのプレゼンテーションがあった。次回はスペインのグラナダで開かれる予定である。

3 ドイツ、ベルリンでの訪問機関

ベルリン旅行は滞在先のデュッセルドルフからLCCを利用しての一泊二日だった。ドイツ訪問ははじめて、ドイツ語もわからない。ベルリン行きの目的は、青木祐一先生の授業での学びから、三浦周行(1871-1931)が1922年に視察した欧米事情を執筆した『過去より現代へ 欧米観察』⁸⁾の「古文書館」の章を検討⁹⁾し、さらには筆者の研究テーマ「古代ギリシアのアーカイブズ」の基本書*Archives in the Ancient World*¹⁰⁾の著者であるエルン

5—Federal Records Management, <https://www.archives.gov/records-mgmt/policy/digitization>.

6—Federal Agencies Digital Guidelines Initiative, <https://www.digitizationguidelines.gov/guidelines/>.

7—Virtual Card Catalog (Proof of Concept), <https://www.copyright.gov/vcc/>.

8—三浦周行『過去より現代へ 欧米観察』内外出版、1929年(第三版)、国立国会図書館デジタルコレクション、info:ndljp/pid/1918557.

9—筒井弥生「三浦周行が視察した海外アーカイブズ(上)」『筑波大学アーカイブズ年報』6号、2023年、および同「三浦周行が視察した海外アーカイブズ(下)」『筑波大学アーカイブズ年報』7号、2024年。

10—Ernst Posner. *Archives in the ancient world*. Society of American Archivists, 2003 (Reprinted).

スト・ポズナー (Ernst Posner 1892-1980) について知ることになった。

3-1 プロイセン枢密文書館

Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz¹¹⁾

三浦周行はベルリンにある国立古文書館を訪問した。東京帝国大学で教えを受けた恩師リース (Ludwig Riess 1861-1928) を訪ね、「ノエ・フリードリッヒ・ストラッセ」(Neue Friedrichstraße) に古文書館があると教えられて地図を頼りに行ってみたが、どうしても見つからず、警察の看板をみつけて尋ねてみるとそこでも最初はわからなかったが、電話番号簿をひっくり返してみた結果、「クロスター・ストラッセ」(Klosterstraße) にあることがわかったという。その国立古文書館がどのアーカイブズにあたるのかを連邦公文書館 (3-2で後述) に問い合わせたところ、こちらの連絡先を教えられた。1922年当時はクロスターシュトラッセにあったが、1924年に現在のダーレム (Dahlem) の地に、文書館として建てられた新しい建物に移転した、という。英語での問い合わせに対して、ドイツ語での返信だった。

この文書館は、1963年以来、プロイセン文化遺産財団傘下であり、公文書館組織とは別になっている。プロイセン国立古文書館時代の文書と財団のアーカイブズ資料が中心の歴史アーカイブである。その起源は13世紀にまで遡り、1803年にはプロイセンの枢密国立文書館の名称を得、プロイセンの中央アーカイブの地位を確たるものとした。プロイセンあるいはベルリンのアーカイブズ資料は1933年までで、それ以降は連邦文書館にある。また、ベルリンのミュージアムのアーカイブズ資料はプロイセン文化遺産財団のベルリン国家ミュージアムの中央アーカイブ¹²⁾にある。

旅程が決まったのが1週間前、それから訪問予約をメールでお願いした。データベースにアカウントをつくって、閲覧希望資料を2日前までに予約するように、とのことであったが、アカウントを作れたのが週末、データベースを検索してもよくわからないので、ヒットした図書¹³⁾を希望しておいた。訪問当日は、空港からBoltというアプリを利用して車で行った。アルヒーフシュトラッセ (Archivstraße) と、まさにその名が付けられた通りを曲がって正面入り口前の門に出た (写真3)。門扉を開けて中に入り、小道をたどって玄関に至る。そこでブザーを押すと錠が開く音がする。重い扉を開けると右側に受付の方がいる。名前を言って、もう一度スペルアウトして、予約者リストを探してもらう。名前が見つかり、ロッカーの鍵を渡された。

「閲覧室は2階」と聞いて、階段を上る。廊下の壁面いっぱい100年の展示がある。パネルと資料と実物の写真を撮った。なかには第二次世界大戦中に爆撃されたときの写真もある (写真4)。

11 — Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz, <https://gsta.preussischer-kulturbesitz.de/>.

12 — Central Archive, <https://www.smb.museum/museen-einrichtungen/zentralarchiv/home/>.

13 — *Übersicht über die Bestände des Geheimen Staatsarchivs zu Berlin-Dahlem. I. Hauptabteilung* (bearbeitet) von Ernst Müller und Ernst Posner.



写真3——プロイセン枢密文書館正面入り口

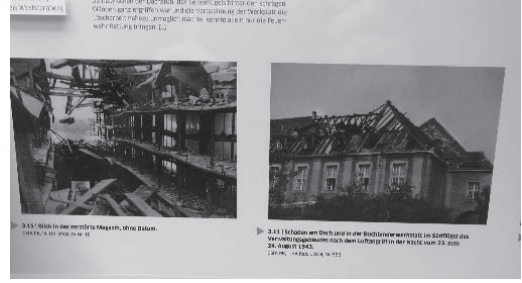


写真4——閲覧室前の壁面展示

2階にはいくつか扉があるが、どれかわからない。ちょうど部屋から出てきた人に訊いて、中央の扉を開けた。非常に広い部屋である。右奥の大きな机にいる方が迎え入れてくれる。利用申請の書類を書く。パスポートを見せるように言われた。閲覧カードが作成される。次回からはこの閲覧カードのバーコードを読み取らせることで入館手続きができる。「何を閲覧したいか」と聞かれ、「ポズナーに関する資料」と伝え、「まずデータベースを調べなさい」、という。結果がたくさんあって困っていると、ダブルクォーテーション（“ ”）でくくると彼自身の応募書類や勤務記録などの資料の情報が得られると教えられた。ただ、その資料は外部倉庫にあるから2日かかるというので、今回はあきらめることにした。閲覧予約がとれたことを知らせるメールには、アカウントをつくり、そこから申請することという指示があり、2日間が必要と念を押されていたにもかかわらず、それができなかったことには悔いが残る。それでも、自分の名前が閲覧者リストにあって、入館が許されたことは幸運だった。事前に閲覧希望を出していた図書は、最初に手続きをした執務机とは反対側の端の机の横に位置する棚にある目録だった。閲覧室には壁面いっぱいに様々な書籍があり、なかには革装の古いものもあった。閲覧机は広く、2席一組で片側にウレタンフォーム製クレドルが置かれ、撮影に使えるようになっていた。電気スタンドや電源も各机にあった。

この日は、ポズナーが働いた建物で、その百年の展示を見て、閲覧室ではかの閲覧者たちの営み（黙々と分厚い資料を読みながら、片手でスマートフォンを持って撮影していた）に感心し、ポズナー作成の資料解説付き目録を閲覧でき、無料配布の冊子、2022年と2024年刊行の年報¹⁴⁾を頂戴できた。

閲覧終了時刻は午後4時、曜日によって閲覧時間が異なる。帰途は、他の利用者の後ろについて道沿い（この道は下を通る線路沿い）に進むこと数分で駅に出た。

14——Annual Report of the Secret State Archives of Prussian Cultural Heritage, <https://gsta.preussischer-kulturbesitz.de/ueber-uns/shop/publikationen/jahresheft-des-geheimen-staatsarchivs-preussischer-kulturbesitz.html>. Annual Report2 (2022) と Annual Report3 (2024) は、このページからダウンロードできる。

3-2 ドイツ連邦公文書館 Bundesarchiv

滞在2日目は、ドイツ連邦公文書館を訪問した。ただボズナー館と名づけられた新館が見られればいい、と思ったのだが、前夜ドイツ語のページからライブラリーの予約ができることがわかり手続きした。門のところで名前を告げて予約があることが確認されると鍵が渡される。予約手続きをされていて本当に良かった。どの建物が文書館かわからずにいたら、門番小屋の中の人が出てきて、説明板を示して、目の前の建物を迂回して入口に進むよう教えられた。新しいガラス張りの建物に入ると受付カウンターがあり、ライブラリーの予約であることが確認され、ロッカーに荷物を預けている間に英語が話せるライブラリアンが呼ばれていた。彼女の案内でライブラリーに進むが、どれがボズナー館かと訊いたら、「これがそうよ」と今いる建物の上部を指した。図書資料の予約を入れてないことから、話しているうちに「アーキビストに会いたいのではないですか?」となり、幸運にもライブラリー上階にオフィスがある人物のもとへ連れて行ってくださった。そこで、自己紹介をして、いくつか質問をしてみた。彼は最初に、「偉大なアーキビスト、エルンスト・ボズナーの名前の建物である」と話した。連邦と各州の公文書館（Landesarchiv）が全く別の組織であること、コレクションマネジメントシステムは「invenio」¹⁵⁾で独自開発であること、などを聞いた。シュタージ文書¹⁶⁾について、この館でも小さいものだが展示をしている（写真6）ことを教えられた。ここは映像フィルムや音声資料も収蔵しているし、法律も保存しているとのことである。

ライブラリー1階の引き出しにはマイクロフィルムが納められているが、現在は直接デジタル化するという。またコンピュータが並ぶ部屋ではデータベースを活用する閲覧者が数人いた。

展示コーナーでは歴史的資料とその解説のほか、ヴィルヘルム2世皇帝（Wilhelm II 1859-1941）の音声などを聴くこともできた。修復道具の展示もあった。館の案内が15分ほどの動画であり、2回見た（写真5）。2021年制作で、導入は保存修復の場面そして収蔵庫である。資料を収蔵庫から運び、机で確認する若い職員が映る。次はコブレンツの連邦公文書館の空撮、そして資料の搬入である。連邦公文書館館長ミヒャエル・ホルマン（Michael Hollmann 1961-）博士が登場する。副館長らも話し、ベルリンの連邦公文書館が



写真5——ロビーからライブラリーに向かう通路にあるシュタージ文書についての展示

15——invenio, <https://www.bundesarchiv.de/en/research-our-records/research-archive-material/search-systems/invenio/>.

16——Stasi Record Archive, <https://www.bundesarchiv.de/en/stasi-records-archive/>. シュタージは旧東ドイツの国家保安省（秘密警察・諜報機関を統括）の通称。

映る。フィルム of 保存庫、デジタル化等々を紹介している¹⁷⁾。

空間が広々していてロビーではゆったりとしたソファで食事が可能、喫茶の注文もできるようだった。受付でブローチャー類をいろいろ頂戴した。

ホームページの英語版によると、連邦公文書館の前身は1919年から1945年までドイツ帝国の中央アーカイブズだったthe Reich Archives

(独Reichsarchiv)であり、連邦公文書館は1952年、コブレンツに設立された。2010年エルンスト・ポズナー棟が連邦公文書館ベルリン＝リヒターフェルデに建設された。



写真6——動画視聴ブース

4 おわりに

遠方から来たアーキビスト仲間として迎え入れて下さって、大変ありがたいことと思った。こういう人生の楽しみを持ち得たことは、専攻で学ばせていただいたおかげ、と心から感謝する。

17——参考 History and Memory, <https://www.mfk-berlin.de/geschichteunderinnerung/>.

彙報

miscellany

行事(2023-2024年度)

2023年度

日程	行事
1 月10日	修士論文提出締切日
2 月13日	修士論文口述試験
2 月17日、18日	大学院入学試験（春期）
3 月 6 日	『GCAS Report：学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 13 刊行
3 月20日	修了式

2024年度

日程	行事
4 月 3 日	入学式および入学者ガイダンス
4 月12日	第1 学期授業開始
4 月13日	新入生懇親茶話会
6 月 8 日、 9 日	国内研修旅行（山形県）
6 月18日	博士論文口頭試問公開審査会
6 月22日	修士論文中間報告会（報告者：3 名）
8 月 3 日	入試説明会（対面、ZOOMによるハイブリッド形式）
9 月19日	第2 学期授業開始
9 月21日、22日	大学院入学試験（秋期）
10月19日	入試説明会・修了生講演会（講演者：五十嵐和也、齋藤歩） （対面、ZOOMによるハイブリッド形式）
11月 9 日	修士論文最終報告会（報告者：4名）
11月30日	博士論文中間・最終報告会（報告者：4名）



2023年度修了式



2024年度入学式



山形県公文書センター



文翔館



結城豊太郎記念館



米沢市上杉博物館



入試説明会 (秋)

国内研修旅行

山形県公文書センター

宮本 愛

本報告では、山形における研修旅行1日目（6月8日土曜日）に訪問した山形県公文書センターの概要および職員の方による説明、見学を通じた所感を述べる。

山形県公文書センターは山形県生涯学習センター、山形県立図書館、山形県男女共同参画センター、大学コンソーシアムやまがたで構成される複合施設「遊学館」内2階の一角に設置されている。開設は2015年、村山総合支庁西庁舎（現：西村山地域振興局）の学事文書課分室内に設置されたのち、2020年に遊学館への移転を経て、現在に至っている。施設内には閲覧・執務室、作業室のほか、地下1階に公文書を保管するための書庫が設置されている。なお2024年7月末時点での所蔵資料数は2,600冊となっている。

見学の際には、はじめに「山形県公文書等の管理に関する条例」、公文書管理関係の年間作業スケジュール、公文書センターの設置経緯や人員体制、業務内容、山形県の歴史公文書の保存および利用に関する課題について、担当職員の方に講義形式で解説していただいた。説明の中で特に印象に残ったのは、職員の方が日々感じている県の公文書管理に関する課題についてである。山形県での文書管理を管轄している学事文書課では、毎年4月～7月の「文書クリーン運動」を通して各部署に適切な文書の管理、廃棄、延長、移管予定リストの作成を促しているが、文書管理に関する重要性の認識が各部署と学事文書課間で大きく異なるといった課題を抱えていることを知った。公文書管理条例や規程が存在しても、それらの内容や重要性の認識度が各部署や個人で異なるため、適切な文書管理の重要性を職員一人ひとりが認識するためには文書管理に関する研修や自己点検を継続的・定期的実施していく必要があることを認識する契機となった。また、「山形県公文書等の管理に関する条例」の附則8に「(前略) 公文書館が設置されるまでの間、特定歴史公文書を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行うための施設（以下「公文書センター」という。）を設けるものとする。」とあり、将来的に公文書館を設立することが想定されているものの、実現するにあたり所蔵資料の量や質の確保、県庁や県立博物館に併設すべきかどうかという施設面、専門職員（アーキビスト）の配置などにおいて様々な課題を抱えていることを知った。

職員の方による説明に続き、閲覧室内にある展示コーナーを見学した。展示コーナーでは過去に開催した展示パネルを紹介していただいたほか、パネルで紹介されている資料の現物を閲覧する機会も得ることができた。様々なテーマを設定し、所蔵文書から山形の歩んだ歴史を知ることができる温かみのある展示が特徴的だった。また室内展示だけでなく廊下展示も行うことでスペースを有効活用しているという工夫も見られた。閲覧室内には文書の内容に応じて作成された件名目録（公文書センターホームページでも閲覧可能）のファイルが備え付けてあり、利用者が目的に応じて容易にアクセスできるよう整備されている点も印象的であった。

最後に、遊学館の地下1階の公文書が収められている書庫を見学させていただいた。職員の方によると書庫内には害虫調査用トラップを設置し定期的に点検を行っているほか、温湿度計を設置し適切な温湿度の管理を徹底することにより書庫内の環境を常に適切な状態に保つよう努めているとのこと、展示コーナーで閲覧した小作慣行調査等の簿冊や書庫内において閲覧した簿冊も、大正～昭和初期に作成された古い資料であるにも関わらず保存状態が良好であると感じた。なお書庫の収蔵可能冊数は10,000冊以上であるが、将来的には収蔵スペースが不足することが見込まれるため、限界に達する前に十分な収蔵スペースを確保できる公文書館が設置されることを望んでいるとのことであった。

山形県公文書センターの見学を通し、地方公文書館の一事例として公文書管理や公文書館運営の実態や課題を具体的に知ることができた。小規模な施設として利用促進の必要性、増加し続ける歴史公文書の保管スペースの確保、専門職配置の必要性など多くの課題を抱えているものの、特に地元住民にとって興味深いであろう山形の歴史をテーマにした展示を実施することで利用者の興味を引きつけ、展示で紹介された資料の利用に導いているほか、利用者にとってわかりやすい件名目録を整備するなど、様々な工夫を凝らしながら運営する公文書センターの姿を見ることができた。

米沢市上杉博物館

山田 邦夫

2024年6月9日、山形研修旅行の一環として米沢市上杉博物館を訪問した。執筆者は、アーカイブズ学演習における事前学習で、同館や米沢市のホームページ等を基に調査報告を行った。

同館訪問時には、学芸員である佐藤正三郎氏に、主としてアーカイブズの観点から館の概要をご説明いただき、また館内の調査室や荷受室等の施設・設備をご案内いただいた。

以下、同館を訪問した所見を述べたい。

1 所蔵資料

事前学習においては、同館は地域の歴史民俗系博物館であり、米沢の歴史・美術・文化・民俗に関わる資料、特に上杉文化関係資料に重点を置いているのが特徴であると報告した。博物館としての最大の目玉が国宝「上杉本洛中洛外図」であることは疑いを容れないが、アーカイブズの観点からは、古くは中世に遡る国宝「上杉家文書」および藩政史料「上杉文書」が同館をきわめてユニークなものにしている。このほか、美術関係では米沢出身の芸術家の作品を所蔵している。

佐藤氏によれば、国宝「上杉家文書」は鎌倉時代から大正期にわたる約2,000点を含むものであり、うち約1,000点は江戸時代のものである。「家伝」すなわち上杉「御家」の文書であって、料紙はもとよりその折り方や封といった当時の形態がそのまま保存され伝わっている。アーカイブズ学でいうところの「原形保存の原則」に合致した保存方法と言うこともできよう。概要説明後に見学した一般展示室においては、当時の文書の折り方を

体験するコーナーがあり、物理的形態とそれを生み出す所作も後世に伝えるべき文化遺産であることを実感した次第である。

また、藩政史料「上杉文書」は主に近世から明治初期までの約8,000点からなるコレクションであり、基本的に米沢藩の「御記録所」で管理されていたものであるが、そのほかに戊辰戦争期の文書もまとめて保存されているとのことである。二百数十年にわたる一地方の行政文書が残されていることは、学問上もきわめて貴重なことと思われる。同史料については、文化庁より「地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業国庫補助」を受け、2021年から5か年計画で資料調査が実施されている。

以上のほか、上杉家臣団の家文書（武家文書）として主に中下級の武家36群および藩医5群の約4,000点を所蔵している。かつて米沢藩は6,000士族といわれる家臣団を抱え、現在でも新資料が、市域を超えた旧藩領から発掘されるそうである。さらに村方文書や町人文書も約2,000点所蔵しており、うち約1,000点は未整理とのことである。

2 組織・運営体制と諸活動

事前学習においては、同館は指定管理者制度の下、公益財団法人米沢上杉文化振興財団が管理運営を行っている旨を報告したが、ネット情報では組織の実態について、職員数など具体的なところまではなかなか把握しづらいものがあった。

佐藤氏によれば、指定管理者は5年ごとに更新され、予算も5年先まで決まるので、展示などの活動が計画性をもって実施できるメリットがあるという。専門職員としては学芸員6名（歴史、美術各3名）と、山形県内では充実している方だが、このように比較的恵まれているのは上述のような貴重な資料のおかげとのことである。他方、データベースや資料修復などの作業は職員の専門・担当分野に関係なく任される。

文書資料は、もとより博物館本来の機能として展示をとおして公開されるが、閲覧利用については、文書館と異なり一般利用のサービスが行われるのではないことは事前学習でも予想された。実際に、職員1名の立会いの下で「特別利用」が年間20～30件程度行われるという限定的なものであった。

他方、さまざまな教育普及活動、すなわち学校や個人に対するアーカイブズ的な資料整理・管理（写真の修復なども含まれる）についての助言や、資料管理に関するワークショップなどは好評であり、これらが資料の所在調査や発掘に繋がる機会にもなるとのことである。

3 課題と感じたこと

第1に市との意思疎通について。同館は市立博物館であり教育委員会社会教育文化課が所管しているが、市側の実務担当者は1名で、館には週に1度通ってくる。館側から役所に向くことはあまりない。こうしたことに対してとくにコメントはなされなかったが、意見交換等の場が少ないのではないかという問題意識が滲み出ているように思われた。

第2に収蔵庫の容量については、すでに85%～90%が埋まっているとのことである。外

部に保管施設はなく、指定管理者として市側と話し合っているわけではないとの言及があり、ここでも所管側と運営側との意思疎通の課題が伏在しているように思われた。

第3に博物館の活動を担う専門人材の処遇について。指定管理者制度は、地方公共団体が公の施設の管理運営を、民間企業を含む法人に代行させる制度であり、市民サービスの効率化と負担の軽減を図ろうとするものだが、こうした趣旨からして、学芸員やアーキビストなどの処遇がその高度な専門性に見合うものとなっているかどうか、必ずしも十分に保証されていないのではないかと思われた。

第4に「上杉家文書」等を含む「収蔵文化財総合データベース」について。画像の閲覧もできる非常に有用なシステムであるが、必ずしも十分な構造化がなされているわけではなく、検索や資料の特定にはやや不便さを感じる点がある。指摘するまでもなく課題として明確に認識されており、改善のためのリソースがネックであることが窺われた。

米沢市上杉博物館を訪問し、とくにアーカイブズの観点からお話を伺って強く心を捉えられたのは、同館が地域の豊かな歴史に深く根差した文化の拠点になっているということである。積極的で専門性の高い活動をとおして人が集まり、新しい史料も集まるのはさもありなんと思われた。さまざまな課題も抱えておられると率直にお話いただいたが、同館が今後とも地域の文化を象徴する施設としてますます発展されることを祈念する次第である。私どもの訪問に際し、ご多用にもかかわらず対応いただいた職員のみなさま、就中佐藤正三郎氏に、厚く御礼申し上げる。

研究テーマ・研究成果(教員)

氏名	分類	研究成果
久保山 哲二	研究テーマ	情報科学（機械学習・データ科学）、計算アーカイブズ学
	査読付き論文	Fast Filtering for Similarity Search Using Conjunctive Enumeration of Sketches in Order of Hamming Distance, ICPRAM 2024, pp.499-510, 2024. (共著) 歐陽脩「啓」文体の特色：歐陽脩四六文と『文選』四六文との比較, 東洋文化研究 (26), pp.334-320, 2024. (共著)
	研究会論文	対象者と特徴量が異なる異分野間のデータ利用における個人情報技術的・法的な保護について, 研究報告インターネットと運用技術 (IOT), 2024-IOT-65, 20, pp.1-7, 2024. (共著) 進化的学習とブロック編集距離を利用したブロック保存型外平面的グラフパターンの獲得, 2024年度人工知能学会全国大会（第38回）, 2D1-GS-2-01, 2024. (共著)
	その他	アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』（柏書房、2024年8月）項目執筆：「メタデータ」、「XML」、「JPEG」ほか16項目
下重 直樹	研究テーマ	日本近現代の記録・アーカイブズ研究、記録管理制度研究
	著作（共編著）	アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』（柏書房、2024年8月）編集責任（代表幹事）、項目執筆
	論文	「アーカイブズ学の発展と専門職養成のための諸課題について—学習院大学の教育と研究を事例として—」（『アーカイブズ学研究』第40号、2024年6月、49-60頁） 「戦前期における「略式閣議」についての一考察—外務省記録「閣議決定書輯録」を手がかりとして—」（『近代史料研究』第24号、2024年10月、17-37頁） 「国の機関の公文書管理をめぐる制度と組織—裁判所における記録の廃棄問題から考える—」（『アーカイブズ学研究』第41号、2024年12月、25-39頁）

氏名	分類	研究成果
	その他	「現代日本社会における公文書・アーカイブズをめぐる言説空間の認識と分析に関する基礎調査—国会会議録データを素材としたAI技術の活用の試みとして—」（『学習院大学計算機センター年報』第44号、2024年3月、33-56頁（共著）） 「政治を記録する—閣議議事録をめぐる断想—」（『日本歴史』第915号、2024年8月、33-35頁）
	講演等	「自治体の公文書管理の現状と課題—デジタル化への対応をめぐる—」（行政管理研究センター「公文書管理セミナー」、2024年7月） 「日本における公文書管理とアーカイブズ」（独立行政法人国立公文書館「「アーカイブズ研修Ⅰ」、2024年8月） 「近代日本公文書管理史—文書行政システムの形成・展開過程を学ぶ—」（独立行政法人国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅲ」、2024年11月） 「用語でひも解く！—じつは身近なアーカイブズ学」（紀伊國屋書店新宿本店「アカデミックトークイベント」、2024年11月）
武内 房司	研究テーマ	東アジアの記録史料学
千葉 功	研究テーマ	日本近代史
保坂 裕興	研究テーマ	アーカイブズ学、アーキビスト教育
	著書（共編著）	アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』（柏書房、2024年8月）項目執筆
	翻訳	イネス・ガビレ（牧野元紀氏と共訳）「今日のフランスにおけるアーカイブズ制度とアーキビスト養成—国立文書学校の在籍生の視点から—」（『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第13号、2024年3月、6-20頁）
	講演	「関係と活用による公文書等管理のいっそうの拡充をめざして」（香川県立文書館開館30周年記念「公文書講演会」、2024年10月30日）
大木 悠佑	研究テーマ	アーカイブズ学、レコードキーピング制度
	著書（共編著）	アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』（柏書房、2024年8月）項目執筆：「アカウントビリティ」、「評価」ほか20項目
	学会発表	「記録管理法制度とアーカイブズ機関の機能に関する一考察」（日本アーカイブズ学会2024年度大会自由論題研究報告、2024年4月21日、東京）

研究テーマ・研究成果(学生)

学年	氏名	分類	研究成果
D3	中村 友美	研究テーマ	アーカイブズ学から考えるパフォーミングアーツにおける記録と記憶
		学会発表	「パフォーミングアーツ資料の記述のためのメタデータ・スイス・パフォーミングアーツ・アーカイブズのデータモデルから考える－」(日本アーカイブズ学会2024年度大会自由論題研究発表、2024年4月21日、東京)
D3	金本 弘之	研究テーマ	企業アーカイブズの認識と編成記述に関する基礎的研究－戦後の山一證券を事例として－
D3	大西 智子	研究テーマ	近代日本赤十字社アーカイブズの基礎的研究
		講演	「関東大震災100年「温故備震」～日本赤十字社の記録から辿る災害救護の原点」(第29回日本災害医学会総会＜特別講演2：赤十字の歴史＞、2024年2月23日、京都)
		参加記	「赤十字・赤新月アーキビストと博物館学芸員会議 参加記」(『人道研究ジャーナル』Vol.13、2024年2月、134-144頁)
D3	坂本 昭彦	展示	赤十字情報プラザ企画展「万博と赤十字」(日本赤十字社、期間：2024年10月1日～2025年10月30日)
		研究テーマ	地方自治体における文書管理と評価選別
		研究ノート	「公文書館設置と情報公開制度についての一考察－大阪市を事例として－」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.13、2024年3月、22-39頁)
		書評	「宮間純一編『公文書管理法時代の自治体と文書管理』」(『記録と史料』第34号、2024年3月、98-100頁)
D3	藤原 孝公	その他	アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語辞典』(柏書房、2024年8月) 分担執筆:「主要アーカイブズ機関の概要」(431-458頁)、「市区町村の文書館等」(75、90-100、102-114)
		研究テーマ	福祉国家形成過程における個人記録の発生とアーカイブズ認識の変遷に関する研究

学年	氏名	分類	研究成果
		論文	「アーカイブズにおけるケース記録の位置づけに関する一考察—津久井福祉事務所資料群の分析をもとに—」（『学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.13、2024年3月、57-77頁）
		学会発表	「福祉分野における記録のアーカイブを巡る現状と課題—ケース記録の収集、整理、保存を中心として—」（日本アーカイブズ学会2024年度大会自由論題発表、2024年4月21日、東京）
		学会発表	「社会事業におけるアーカイブズ成立過程の分析—社会事業研究所図書室初期分類の解明を手がかりとして—」（社会事業史学会第52回大会自由論題報告、2024年5月11日、東京）
		学会発表	「地域福祉史研究の方法論としてのアーカイブズ記述を巡る課題整理—大槻久子ボランティア活動資料群の資料分析を例として—」（日本地域福祉学会第38回大会自由研究発表、2024年5月11日、東京）
D2	ディララ ディリシャティ	研究テーマ	福島県における民俗芸能伝承団体資料のアーカイブズ化に関する研究
D2	則竹 理人	研究テーマ	スペイン語圏の記録管理における記録の移管に関する研究
		論文	「コスタリカ国家行政記録管理における中間アーカイブズの機能に関する基礎的研究」（『京都大学大学文書館研究紀要』第22号、2024年3月、1-18頁）
		報告	「「ライブラリアンの日」からみる、コロンビアの図書館事情」（『ライブラリアン・コラム』、2024年5月）
		報告	「「白い象」は自ら負の象徴となってしまうのか—南米コロンビアの記憶博物館をめぐって」（『ライブラリアン・コラム』、2024年11月）
		講演等	「情報学および現用記録管理を視野に入れたカリキュラム—コロンビア・スペインの事例—」（国文学研究資料館「アーカイブズ社会の基盤創発に関する基礎的研究」第4回研究会、2024年3月3日、東京）
		講演等	「¿Sabes cómo se desarrolla la Archivística en Japón? Rihito Noritake nos cuenta」(Contenido Archivístico、2024年9月10日、YouTube)

学年	氏名	分類	研究成果
		講演等	「Desafíos y retos de la Archivística en Japón」 (Retos de los archivos y archivistas frente a la IA y sistemas de gestión electrónica de documentos, 2024年10月11日、カルタヘナ・デ・インディアス、オンライン登壇)
D1	宮本 愛	研究テーマ	社会的マイノリティ関連記録の管理と活用—視覚障害者関連記録を中心に—
		講演	「私の履歴書～図書館情報学・アーカイブズ学との出会い～」(東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース 2024年度ワンデーセミナー、2024年9月3日、東京)
M2	井出 竜郎	研究テーマ	アート・プロジェクト実施団体のアーカイブズ構築
M2	石田 朋生	研究テーマ	災害被災地域の学校資料の特性とアーカイブズ化に関する基礎的研究—震災以前の大熊町立大熊中学校資料を事例に—
		書評	「リチャード・オヴンデン著、五十嵐加奈子訳『攻撃される知識の歴史—なぜ図書館とアーカイブは破壊され続けるのか—』」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.13、2024年3月、87-94頁)
M2	山口 翔子	研究テーマ	近現代法人資料の整理に関する基礎的研究
M2	湯地 ふたば	研究テーマ	漆芸家の個人文書の整理及び検索手段に関する基礎的研究—東京芸術大学所蔵「松田権六関係資料」を事例として—
		書評	「水谷長志編著 博物館情報学シリーズ8『ミュージアム・ライブラリとミュージアム・アーカイブズ』」(『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.13、2024年3月、81-87頁)
M1	翁 遠方	研究テーマ	中国宋代における印刷出版物のアーカイブズの構築
M1	小谷 啓人	研究テーマ	戦間期の日本の官僚の文書事務に関する認識—革新官僚を中心に—
		参加記	「日本アーカイブズ学会大会企画研究会を聞いて」(『地方史研究協議会』第431号、2024年10月、78-81頁)
M1	恋川 智子	研究テーマ	活版印刷と欧文組版に関する資料群の保存と活用について—嘉瑞工房の所蔵資料の編成と記述を通じて—

学年	氏名	分類	研究成果
M1	高津 魁士	研究テーマ	公図（旧土地台帳付属地図）の管理状況及び保存に関する研究
M1	テキ 江楠	研究テーマ	文化財関連記録の整理・保存とデジタルアーカイブズに関する基礎的研究
M1	東 寛人	研究テーマ 書評	「愛媛県行政資料」に関する基礎的研究 「中京大学社会科学研究所アーカイブズ研究プロジェクト編『「国民の共有財産」としての公文書管理』」（『アーカイブズ学研究』第40号、2024年6月、102-107頁）
M1	溝口 元	研究テーマ 報告 報告 発表 発表（共同） 書評	アーカイブズ学を基にした日本動物学関係史料の整備・保存とその利用 「大学アーカイブ・デジタルアーカイブ所蔵資料と科学史研究」（『科学史研究』63巻309号、2024年4月、51-52頁） 「早稲田大学特別資料室蔵「桑木或雄関係資料」及び「小倉金之助伝記資料」」（『科学史研究』63巻309号、2024年4月、59-63頁） 「幻の日本科学史学会「小倉金之助賞」をめぐる」（日本科学史学会第71回年会（東京）、要旨：「プログラム集」、2024年5月、37頁） 「トマス・モーガン、津田梅子共著カエル初期発生論文 - 梅子は何をどこまで行なったのか」（日本動物学会第95回長崎大会、要旨：「プログラム集」、2024年9月、1A1645） 「藏田愛子著『画工の近代 植物・動物・考古を描く』」（日本動物学会ホームページ、 https://www.zoology.or.jp/news/book_review_241031 、2024年10月）
M1	山田 邦夫	研究テーマ	わが国の公文書管理・アーカイブズ制度をレコードキーピング論に照らして再検討する

論文題目 2023年度

年度	分類	氏名	題目
2023	修論	肉倉 汐莉	自治体行政文書としての写真管理に関する基礎的研究—千葉県文書館「旧広報課所蔵写真資料」概要調査を事例として—
2023	修論	赤澤 花凜	大学アーカイブズの体制構築に向けた一考察—聖心女子大学50年史編纂事業を事例に—
2023	修論	福井 恵佳	家庭裁判所の記録保存に係る基礎的研究—事件記録等保存規程をめぐって—

授業 2024年度

アーカイブズ学演習 [アーカイブズ学研究法]

Seminar in Archival Science [Archival research methodology]

保坂 裕興、下重 直樹

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、研究者・専門職としての倫理、実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ管理演習

Seminar on Records and Archives Management [Arrangement and description of archives]

加藤 聖文 (駒沢大学文学部教授)

記録アーカイブズの構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

デジタルアーカイブズ演習

Seminar on Digital Archives [Information technology in archives]

久保山 哲二

情報科学の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワーク・システムについて学ぶ

アーカイブズ実習

Practice in Archives

保坂 裕興、下重 直樹

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

アーカイブズ学概論Ⅰ [現代アーカイブズ制度とその機能]

Introduction to Archival Science I

下重 直樹

原則や理論、レコード・コンティニューム論、法制度論、専門職倫理などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

アーカイブズ学概論Ⅱ [現代アーカイブズの構築と実施]

Introduction to Archival Science II

保坂 裕興

システム設計から調査論、評価論、情報サービスまでアーカイブズを科学的に保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ学理論研究Ⅰ [アーカイブズ及びアーキビスト史]

Study on Archival Theory and Methodology I [History of archives and archivist]

青木 祐一 (静岡市歴史博物館)、宮間 純一 (中央大学文学部教授)

世界と日本における現在までのアーカイブズの発展過程をたどり、国・社会を支える根幹システムとしての将来を展望する

アーカイブズ学理論研究Ⅱ [海外基本文献研究 基礎・応用]

Study on Archival Theory and Methodology II [Overseas archival science literature]

坂口 貴弘 (創価大学創価教育研究所講師)

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

記録アーカイブズ研究Ⅰ [前近代の組織と記録]

Study on Records and Archives I [Pre-modern organizations and records]

小宮山 敏和・長坂 良宏 (国立公文書館)

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値を探究する

記録アーカイブズ研究Ⅱ [現代日本の組織と記録]

Study on Records and Archives II [Modern organizations and records]

下重 直樹

国、地方自治体等の組織構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録アーカイブズの価値と可能性を追求する

記録アーカイブズ研究Ⅱ [近代日本の公文書と私文書]

Study on Records and Archives II [Modern public archives and private documents in Japan]

千葉 功

近代日本の公文書管理制度の特質を歴史的に検討し、私文書を中心とする幅広い記録アーカイブズについて認識と理解を深める

記録アーカイブズ研究Ⅲ [東アジアにおける記録の歴史と現在]

Study on Records and Archives III [East Asian records and archives]

武内 房司

近現代の中国とベトナムを中心に記録と記録システムの歴史を研究し、それぞれの社会における記録アーカイブズの意味と特質を考える

アーカイブズ管理研究Ⅰ [アーカイブズ管理法制論]

Study on Records and Archives Management I [Legal system for the management of records and archives]

早川 和宏 (東洋大学法学部教授)

記録アーカイブズの管理法制について正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、新たな制度を創造できる力を養成する

アーカイブズ管理研究Ⅰ [アーカイブズをめぐる法制度]

Study on Records and Archives Management I [Legal systems related to the management of records and archives]

早川 和宏 (東洋大学法学部教授)

記録アーカイブズの管理に関わる諸制度とその運用について正確な知識を身につけ、法体系に対する立体的な理解を深める

アーカイブズ管理研究Ⅱ [現代の組織とレコードキーピング活動]

Study on Records and Archives Management II [Record keeping program and modern organizations]

**下重 直樹、柏原 洋太 (千葉県文書館)、村上 大輔 (NXワンビシアーカイブズ)、
浅井 良亮・岡西 涼・島田 赳幸 (国立公文書館)**

現代のデジタル社会における組織のレコードキーピングについて、制度と技術、理論と実務の観点から、具体的事例も交えて総合的に考察する。

アーカイブズ管理研究Ⅱ [レコード・マネジメント論]

Study on Records and Archives Management II [Records management]

古賀 崇 (天理大学人文学部教授)

レコード・マネジメント (記録管理) とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

アーカイブズ管理研究Ⅲ [記録アーカイブズの保存と修復 基礎・応用]

Study on Records and Archives Management III [Preservation and conservation of archives]

青木 睦 (東北大学学術資源研究公開センター史料館協力研究員)

紙から電子記録まで、様々な記録アーカイブズを物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法について学ぶ

アーカイブズ管理研究Ⅳ [視聴覚アーカイブ論]

Study on Records and Archives Management IV [Audiovisual archive]

児玉 優子 (放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

デジタルアーカイブズⅠ

Digital Archives I

下重 直樹

システムデザインと国内外の施策や規範、知的財産保護などの法務の観点からデジタルアーカイブズの現状と課題を俯瞰する

デジタルアーカイブズⅡ

Digital Archives II

嘉村 哲郎 (東京藝術大学芸術情報センター准教授)、
塩崎 亮 (聖学院大学基礎総合教育部教授)、篠原 佐和子・吉田 敏也 (国立公文書館)
コンテンツの構築と管理、サービスのためのシステムについて、インターネット空間とリアル空間での活動の複合・再構成という観点から研究する

情報資源論Ⅰ [図書館情報学研究]

Study on Information Resources I [Library and information science]

水谷 長志 (跡見学園女子大学文学部教授)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

学生数 2024年度

博士前期課程	1年	8名
博士前期課程	2年	4名
博士後期課程	1年	1名
博士後期課程	2年	2名
博士後期課程	3年	5名
研究生		1名
科目等履修生		9名

執筆者一覧〔五十音順〕

五十嵐 和也（いがらし・かずや）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、つくば市教育局文化財課 主任（文化財専門員）

清原 和之（きよはら・かずゆき）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 元助教、島根大学法文学部社会文化学科 准教授

齋藤 歩（さいとう・あゆむ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程修了、京都大学総合博物館 特定助教

高津 魁士（たかつ・かいじ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

高山 征季（たかやま・もとき）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、江東区総務部総務課文書係公文書等専門員

筒井 弥生（つつい・やよい）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程修了、筑波大学アーカイブズ

中村 友美（なかむら・ともみ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

溝口 元（みぞぐち・はじめ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

宮本 愛（みやもと・まな）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士後期課程

山田 邦夫（やまだ・くにお）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ
学専攻 博士前期課程

『GCAS Report』 2024年度編集委員

保坂裕興
下重直樹
テキ江楠
溝口元
山田邦夫
ディララ・ディリシャティ
藤原孝公
大西智子
中村友美
大木悠佑（事務局）

Editorial Board 2024

Hirooki Hosaka
Naoki Shimoju
Zhai Jiangnan
Hajime Mizoguchi
Kunio Yamada
Dilala Dilixiati
Takamasa Fujiwara
Tomoko Ohnishi
Tomomi Nakanura
Yusuke Ohki (Secretariat)

編集後記

編集委員：テキ 江楠

あっという間に、入学から一年が経ち、本後記を執筆する今日、中国の旧正月の元日を迎えました。2024年はまさに挑戦に満ち、私にとって多くの「はじめて」に溢れた一年でした。初めての編集経験、初めての機関実習……それぞれの挑戦が私を成長させてくれました。そして、先生やメートたちに支えられ、授業のみならず、さまざまな活動を通じてアーカイブズ学に関する理解を深めることができました。

今回、初めて編集活動に参加し、原稿の精査から編集プロセスの流れまで、学術誌の制作が多くの方々の協力によって成り立っていることを実感しました。特に、執筆者の皆様のご協力と、査読者の厳正な指摘があったからこそ、『GCAS Report』 Vol. 14を送り出すことができました。この場を借りて、関係者の皆様へ改めて感謝を申し上げます。

事務局：大木 悠佑

『GCAS Report』 Vol. 14をお届けします。本号では、研究ノート3本、書評2本、報告3本を掲載することができました。研究ノートでは、学会資料、公文書のマイクロフィルム、舞踊資料を扱った研究と多彩な内容が並びました。書評・報告は、専攻関係者の様々な活動をお伝えするものとなっています。ぜひご一読いただけますと幸いです。

慣れない編集作業では右往左往しながらも、執筆者、査読者、編集委員はじめ関係各位のご協力を賜り、無事にみなさまの元にお届けすることができました。関係者のみなさまへ改めてお礼申し上げます。専攻関係者のみなさまからの次号への投稿をお待ちしております。

投稿規程

1. 発行

- (1) 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。
- (2) 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会（以下、編集委員会）が行うものとする。
- (3) 本誌は、年一回刊行する。
- (4) 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

2. 投稿資格

- (1) アーカイブズ学専攻の教員および元教員
- (2) アーカイブズ学専攻の学生および修了生（但し、博士後期課程単位取得退学者を含む）
- (3) その他編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

- ①論文 ②研究ノート（資料研究を含む）
③書評（文献紹介を含む） ④報告等

4. 形式と分量

- (1) 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。
- (2) 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。
- (3) 投稿原稿は、以下の各字数を上限とす

る。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

- ①論文（24000字）
- ②研究ノート（16000字・資料研究としての性格をもつものについては20000字程度）
- ③書評（8000字） ④報告等（8000字）
- (4) 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。
①題目：和文および英文
②執筆者名：和文および英文
③所属
④連絡先：郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス
⑤キーワード：5語以内
⑥論文要旨（和文および英文）：和文は400字以内、英文は200ワード程度
- (5) 執筆形式は、原則として以下の通りとする。
①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。
②日本語の文章は、約物（句読点、疑問符、括弧等）を含めてすべて全角を用いる。
③句読点は「、」「。」を用いる。
④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。
⑤漢字は常用漢字を用いる。
- (6) 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧（『』）、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧（「」）でつつむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。
- (7) 注は、本文中の当該箇所の末尾に〔1〕、〔2〕のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用

した文献はすべて注に含める。

- (8) 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合：著（編）者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合：著者名、論文題名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合：著者名、論文名、雑誌名、巻（号）数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先（入手日付）

④ウェブサイトの場合：著者名、“ウェブサイトの題名”、ウェブサイトの名称、入手先（入手日付）

- (9) 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

5. 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

6. 発行スケジュール

- (1) 原稿締切：9月末日
(2) 発行予定：2月末日

7. 審査と採否

- (1) 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。
①先行研究の把握 ②独創性
③実証性 ④論理性 ⑤表記・表現
- (2) 論文の採否は、(1)により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。
3で定める他のジャンルの採否も、(1)に掲げる審査基準に準じて、編集委員

会が審査・決定する。

- (3) 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。
(4) 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

8. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。
(2) 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。
(3) 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。
(4) 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

9. 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科

アーカイブズ学専攻事務室

TEL：03-5992-1278

E-mail：gcas-off@gakushuin.ac.jp

附則

- (1) 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。
(2) 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。
2020年10月10日改訂。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報
第14号

[発行日] 2025年3月4日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : 03-5992-1278 (直通)

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/>

[表紙デザイン] 木村稔将

[デザイン・印刷] ヨシダ印刷株式会社

GCAS Report Vol. 14

2025-3-4

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL : +81 3 5992 1278

<https://www.arch-sci.gakushuin.ac.jp/en/>

Cover design : Toshimasa Kimura

Design and Print : Yoshida Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

